

令和 5 年 第 4 回 定例会

# 河津町議会 会議録

令和 5 年 12 月 5 日 開会

令和 5 年 12 月 6 日 閉会

河津町議会

令和五年 第四回〔十二月〕定例会

河津町議会 会議録

令和五年 第四回〔十二月〕定例会

河津町議会 会議録

## 令和5年河津町議会第4回定例会会議録目次

### 第1号（12月5日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	7
○一般質問	12
大川良樹君	13
渡邊弘君	29
渡邊昌昭君	48
正木誠司君	63
○散会の宣告	77
○署名議員	79

### 第2号（12月6日）

○議事日程	81
○出席議員	81
○欠席議員	81
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	81
○事務局職員出席者	82
○開議の宣告	83

○議事日程の報告	83
○発言の訂正について	83
○一般質問	84
上村和正君	84
北島正男君	104
○諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○選挙第2号	157
○議員派遣の件	160
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	160
○閉会の宣告	161
○署名議員	163
○議案等審議結果一覧	165

第 1 日

12月5日（火曜日）

## 令和5年河津町議会第4回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和5年12月5日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長の行政報告  
日程第 5 一般質問

---

### 出席議員(10名)

- |    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 正木誠司君 | 2番  | 北島正男君 |
| 3番 | 大川良樹君 | 4番  | 桑原猛君  |
| 5番 | 渡邊昌昭君 | 6番  | 遠藤嘉規君 |
| 7番 | 上村和正君 | 8番  | 渡邊弘君  |
| 9番 | 稲葉静君  | 10番 | 宮崎啓次君 |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- |                 |       |                  |       |
|-----------------|-------|------------------|-------|
| 町長              | 岸重宏君  | 副町長              | 木村吉弘君 |
| 教育長             | 鈴木弘光君 | 総務課長             | 川尻一仁君 |
| 企画調整課長          | 稲葉吉一君 | 町民生活課長           | 鈴木亜弥君 |
| 健康増進課長          | 土屋典子君 | 福祉介護課長           | 土屋勉君  |
| 産業振興課長          | 中村邦彦君 | 建設課長             | 臼井理治君 |
| 防災課長            | 村串信二君 | 水道温泉課長           | 友田佳伸君 |
| 教育委員会<br>事務局 会長 | 島崎和広君 | 会計管理者<br>兼 会計室 長 | 渡辺音哉君 |
- 

### 事務局職員出席者

事務局長 山本博雄 書記 山田祐司

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（遠藤嘉規君） おはようございます。  
ただいまの出席議員10名です。定足数に達しております。  
よって、本日の議会は成立いたしました。
- 

◎開議の宣告

- 議長（遠藤嘉規君） これより令和5年河津町議会第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（遠藤嘉規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。  
3番、大川良樹議員、4番、桑原猛議員の両名を指名します。
- 

◎会期の決定

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、11月28日に議会運営委員会をお願いし、ご検討願った結果、本日より12月7日までの3日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。6日は、一般質問2名、人事案件、条例案件、規約関係、補正予算、選挙をお願いしたいと思います。

なお、7日は、念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より7日までの3日間と決定いたしました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告いたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第4回定例会諸般の報告。

本定例会が開催されるに当たり、令和5年第3回定例会以降の諸般の報告をいたします。

#### 1、議会議長会の事業について。

10月6日、賀茂郡町議会議長会議が開催され、出席しました。

10月17日、静岡県町村議会議長会総会が開催され、出席しました。

11月13日、地方議会活性化シンポジウムが開催され、出席しました。

11月29日、町村議会議長全国大会が開催され、出席しました。

11月30日、賀茂郡町議会議長会県外視察研修が開催され、出席しました。

#### 2、町議会活動について。

町議会議員活動。

10月10日、議員月例会を開催し、防災公園事業について町から説明を受けました。

10月13日、賀茂地区議会議員研修会が開催され、出席しました。

10月20日、東京河津桜会総会が開催され、出席しました。

11月21日、議員説明会が開催され、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、七滝駐車場公衆トイレ建築設計業務委託、長野地区防災拠点施設整備事業、文教施設整備、臨時会上程案件について説明を受けました。

同日、議員月例会を開催し、ローカル5Gについて研修しました。

11月27日、議会全員協議会を開催し、第4回定例会の議案について町から説明を受けました。

同日、第3回臨時会が開催され、出席しました。

例月出納検査結果報告。

9月27日、令和5年8月分出納検査報告書を受領しました。

10月30日、令和5年9月分出納検査報告書を受領しました。

11月24日、令和5年10月分出納検査報告書を受領しました。

監査結果報告。

11月24日、定期監査結果報告書を受領しました。

教育委員会点検評価報告書。

11月17日、令和5年度河津町教育委員会点検評価報告書を受領しました。

議会運営委員会。

11月28日、議会運営委員会を開催し、第4回定例会の日程等を協議しました。

河津町議会改革特別委員会。

10月19日、11月21日、河津町議会改革特別委員会を開催し、議会改革に関する事項について協議いたしました。

常任委員会関係議員活動。

9月21日、第2回河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

同日、第3回河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

9月21日、10月2日、10月10日、広報常任委員会を開催し、議会だよりの作成・発行作業を行いました。

9月26日、町村議会広報研修会が開催され、出席しました。

10月19日、第1常任委員会を開催し、調査内容について協議しました。

11月14日、第1常任委員会移住者との意見交換会を開催し、意見交換を行いました。

同日、第2常任委員会商工会との意見交換会を開催し、意見交換を行いました。

11月16日、11月27日、広報常任委員会を開催し、議会だよりの作成について協議しました。

11月17日、第1常任委員会を開催し、調査内容について協議しました。

11月21日、第2常任委員会を開催し、調査内容について協議しました。

3、一部事務組合について。

9月22日、東河環境センター議会第2回定例会が開催され、組合議員が出席しました。

10月5日、下田メディカルセンター議会管理施設等の視察が行われ、組合議員が出席しました。

10月12日、下田メディカルセンター議会県庁要望活動が行われ、組合議員が出席しました。

11月28日、下田地区消防組合議会臨時会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合

9月21日、秋の全国交通安全運動街頭広報が行われ、議員とともに出席しました。

9月27日、中沢公彦静岡県議会議長就任祝賀会が開催され、副議長とともに出席しました。

10月21日、わかば保育園運動会が開催され、出席しました。

10月27日、戦没者招魂祭が開催され、出席しました。

11月7日、河津町社会福祉大会が開催され、第1常任委員長とともに出席しました。

11月17日、国道414号整備促進期成同盟会及び沼津・土肥道路整備促進期成同盟会県庁要望活動が行われ、出席しました。

11月23日、河津町青少年の主張大会が開催され、議員とともに出席しました。

11月26日、第15回峰温泉大噴湯まつりが開催され、出席しました。

11月29日、国道414号整備促進期成同盟会国道414号の整備に関する要望活動が行われ、副議長が出席しました。

12月1日、第24回静岡県町村対抗駅伝競走大会河津町派遣選手団壮行会が開催され、出席しました。

同日、第24回静岡県市町対抗駅伝競走大会前夜祭が開催され、出席しました。

12月2日、第24回静岡県市町対抗駅伝競走大会が開催され、出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

## ◎町長の行政報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本定例会が開催されるに当たり、9月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

令和6年度予算編成方針について申し上げます。

現在、令和6年度当初予算の編成作業を進めているところですが、歳入面においては、少子高齢化や人口減少の影響による町税の減収が見込まれ、地方交付税についても増額は見込みにくい状況です。歳出面においては、世界経済の不安定な影響を受けて、光熱費や建設資材をはじめとする物価高騰や、社会保障関係経費の増額等が見込まれ、引き続き財政運営は厳しい状況が予想されます。

これまでの数年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で、あらゆる面で大きな打撃を受け、暮らし方にも大きな変化をもたらし、町内の経済はいまだ回復途上で、さらなる対策を講ずる必要があります。

また、公共的な建物や道路、橋梁など、インフラの老朽化が進み、その維持管理や延命化対策が必要となってきました。

これらの諸課題に対応するためには、限られた財源を最大限に有効活用すべく、既存事業を全て検証し、廃止、縮小、再構築による歳出の徹底した見直しにより、健全な財政運営を堅持しつつ、町民とともに創り上げていく「共創のまちづくり」として、民間の力も活用しながら、新しい時代のまちづくりに取り組んでまいります。

令和6年度の予算編成に際しましては、以上のことを前提に「防災や減災などの安心安全」「豊かさをつくる健康や産業振興」「未来を創る人づくりのための福祉教育、定住促進」など、バランスのよい行政運営を基本として、各事業の有効性を見極めて予算要求を行うよう指示したところであります。

また、特別会計及び公営企業会計については、住民負担の適正化を念頭に財源確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減、事業の合理化に努めるよう指示をいたしました。

必要な行政サービスの水準を確保しながら、さらなる効率的、効果的な行財政運営に努めてまいります。

河津K a w a i i文化イベント事業について申し上げます。

東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラム事業として、合同会社DMM. com発案による河津K a w a i i文化イベントを開催しました。

10月21日、ロリータ文化の先駆者として国内外で影響力を持つ、青木美沙子さんにアドバイザーに就任していただき、河津バガテル公園でファッションショーやお茶会のイベントを開催し、約40名の参加がありました。また、イベントの内容をSNSで国内外に情報発信し、新たなカルチャー層へのPR活動を実施いたしました。

第8回河津フラワートライアスロン大会について申し上げます。

町の活性化事業として、第8回河津フラワートライアスロン大会を10月29日に開催しました。オリンピック・ディスタンスでスイム・バイク・ランの全3種目を行い、個人212名、リレー20チームの参加がありました。

前日の準備、当日のおもてなしなど、町内外から各方面の方々にご協力をいただき、大会を開催することができました。また、競技コース沿道では、町民の皆様から心温かい声援をいただき、選手をより奮起させる原動力になったと思います。

大会開催に際しましては、多くの皆様にご不便をおかけしたことと思っておりますが、交通規制等へのご理解とご協力、関係者やボランティアの皆様のご協力により、盛大に開催することができましたことを御礼申し上げます。

交流事業について申し上げます。

11月4日、姉妹都市・長野県白馬村の文化祭へ町職員を派遣し、JAふじ伊豆職員と合同で地場製品の販売とキンメダイのみそ汁サービスなどを行い、多くの村民の皆様が来場いたしました。

逆川区と渋谷区との都市と農村交流事業では、5月に植えたサツマイモと稲の収穫体験を10月22日に実施し、12組、39名の参加がありました。逆川区関係者のご協力に感謝いたします。

また、関係人口創出と漁業の担い手不足解消を目的とした新たな取組として、地元漁師と海老網の漁業体験を行う「都市と漁村交流事業」を11月16日、20日の2日間、谷津漁港で行いました。天候の影響で2日間の実施となりましたが、13名の参加がありました。谷津地区漁業関係者のご協力に感謝をいたします。

ワーケーション事業について申し上げます。

9月13日から20日まで、アーティストワーケーション事業として、舞踊、美術、写真作家など4名の方に河津町に滞在していただき、ワークショップや意見交換を実施しました。

7月から開催していたI-CAMP異業種研修事業の最終プレゼンテーションを10月26日、27日に実施し、4組19名の受講者から河津町の海を活用した関係人口等創出に係る提案を受けました。

11月4日と17日には、河津での暮らしの根幹を考えるワークショップを開催し、20名の参加がありました。

今後も、様々な交流事業を推進し、関係人口の増加に努めてまいります。

遺体収容所運営訓練等について申し上げます。

10月25日、南海トラフ地震の発生に伴い、多数の死者が出たことを想定した遺体収容所運営訓練を、B&G海洋センター体育館で実施しました。

訓練内容は、下田警察署、賀茂地域局、賀茂医師会、賀茂歯科医師会、農協葬祭などの関係機関の協力を得て、遺体収容所の設置及び遺体受付から遺族への引き渡しまでの一連の流れを確認いたしました。

遺体措置対応は、避けては通れない災害応急対策の一つであり、訓練当日は、近隣市町の職員や県警察本部も視察に訪れ、約100人が訓練に参加し、遺体措置対応への理解を深めました。

また、12月3日に予定していた地域防災訓練は、フィリピン付近で発生をした地震の影響により、静岡県沿岸部に津波注意報が発令されたことに伴い、中止といたしました。

町税収納状況について申し上げます。

10月末現在の町税収納率は60.7%で、前年度比1.4ポイントの増となっています。これは、固定資産税滞納繰越分の徴収額増によるものと考えられます。国民健康保険税の収納率については47.5%で、前年度比0.2ポイントの減となりました。

賀茂地方税債権整理回収協議会による10月末までの滞納整理の状況については、財産調査等の結果に基づき、差押えを29件実施しております。

なお、静岡県及び県内の全市町は11月と12月を「滞納整理強化月間」と位置づけ、連携して滞納整理に取り組んでいます。

今後も納期内納付の推進を図るとともに、滞納額の縮減に努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

「令和5年秋開始接種」として、12歳以上を対象に9月から11月に9日間集団接種を実施し、2,399名が接種を受けました。また、12歳未満の乳幼児、小児を対象とした接種を11月17日に実施し、49名が接種を受けました。

その他医療従事者等職域接種、高齢者等施設での接種、個別接種を含め、接種率は全年代で37.02%、接種が努力義務となっている65歳以上では57.76%と県内でも高い接種率となっております。

12月までは、個別接種の機会を設けますので、接種を希望する方はコールセンターへお申し出ください。

各種検・健診事業について申し上げます。

9月27日から10月14日にかけての11日間、40歳以上の国民健康保険被保険者を対象とした特定健診、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者健診を実施し、589名が受診をしました。

同日に、B型・C型肝炎ウイルス検診も実施し、40歳から5歳刻みの節目年齢で過去に同様の検査を受けたことのない43名が受診をしました。

また、胃がん検診を3日間、肺がん・大腸がん検診を11日間実施し、延べ705名が受診しました。

電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業について申し上げます。

町内宿泊施設への誘客と特産品の消費拡大を目的に、特産品送付事業を実施しております。町観光協会が事業主体となり、町内宿泊施設に宿泊した方を対象とした「特産品プレゼントキャンペーン」を実施し、12月までに抽せんで1,500名の方に河津町の特産品を送付する予定です。

インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業について申し上げます。

コロナ禍前に回復しつつあるインバウンド需要や観光消費の拡大を促進するため、町観光協会は観光庁の補助金事業の採択を受け、11月18日から26日まで「踊子トレイル」と称し、踊子茶屋や踊子着物を取り入れた新たな形態でのイベント等を開催しました。

また、SNS等を利用した新たな情報発信の仕組みを構築するため、海外インフルエンサーとのモニターツアーも実施いたしました。

河津町ニュースポーツ・フェスタについて申し上げます。

9月24日に河津町ニュースポーツ・フェスタを河津小学校体育館で開催しました。第40回河津寄って軽トラ市と同時開催し、当日は多くの町民が参加し、ニュースポーツに触れる機会となりました。

第42回河津町民文化祭について申し上げます。

町文化協会主催の河津町民文化祭が河津バガテル公園で11月3日から5日まで展示部門、11日に舞台部門が行われました。展示部門には短歌、俳句、絵画、写真、工芸などが展示され、983の方が来場しました。

舞台部門では、吹奏楽、南中ソーラン、フラダンスなど、10の演目が披露され、322の方が来場しました。

主催の文化協会をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

第22回河津町青少年の主張大会について申し上げます。

11月23日、河津町青少年の主張大会を保健福祉センターで開催し、町内の小中学校と下田高校、稲取高校の児童生徒8名に、体験、平和、将来などについて、思い思いの主張を発表していただきました。発表された皆さんが今を真剣に考えている様子がうかがわれ、多くの方々が発表に耳を傾けていました。

第7回「伊豆の踊子」読書感想文コンクールについて申し上げます。

小説「伊豆の踊子」を多くの方々に知ってもらうことを目的として、6月1日から9月30日まで作品の募集を行いました。審査委員による厳正なる審査の結果、最優秀賞1名、優秀賞3名を11月23日に河津バガテル公園で表彰しました。

伊豆の踊子～無声映画特別上映会～について申し上げます。

東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラムとして、11月23日に、河津バガテル公園で特別上映会を開催しました。県内外から70名の申込みがあり、当日は澤登翠氏の活弁により田中絹代主演の「伊豆の踊子」が上演され、当時の雰囲気味わうことができました。

第24回しずおか市町対抗駅伝競走大会について申し上げます。

しずおか市町対抗駅伝競走大会が12月2日、静岡市を会場に12区間42.195キロのコースで行われ、県内全市町選手団が出場しました。河津町派遣選手団は、8月から約4か月間練習を続け、代表選手12人が大会に出場しました。結果は、河津町の歴代最高記録を31秒更新する2時間26分34秒で、「町の部第6位入賞」と「ふるさと賞」を受賞しました。選手、監督、コーチをはじめ、関係者の皆様に心から感謝いたします。また、町民の皆様の応援に御礼申し上げます。

主な入札結果について申し上げます。

9月8日に実施した長野朝日台配水池基本・詳細設計業務委託は、日本水工設計株式会社静岡事務所が落札し、1,980万円で契約しました。この事業は、長野朝日台配水池の更新を行うため、基本設計及び実施設計を行うものです。

9月21日に実施した町道大堰笹原線歩道改良工事は、東海建設株式会社が落札し、459万8,000円で契約しました。この事業は、過去の台風で損傷した歩道部の改修工事を行うものです。

10月13日に実施した防災倉庫購入は、株式会社平和防災産業が落札し、302万5,000円で契約しました。この事業は、既存の防災倉庫が老朽したため更新を行うものです。

10月25日に実施した河津町文教施設整備検討業務委託は、静岡コンサルタント株式会社が落札し、803万円で契約しました。この事業は、河津町の新たな教育施設の姿を2年かけて検討するものであります。

その他の入札結果につきましては、別紙を参照してください。

報告は以上のとおりです。

来年に向けて課題は山積しておりますが、今後も持続可能な地域社会の実現に向けて一層の行政運営の健全化に努め、町民本位の施策を進めてまいり所存ですので、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げ、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） これで町長の行政報告を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

### ◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁をします。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し述べてください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60

分となっております。

また、今回より反問権の付与がされます。反問権は、質問、質疑に対して答弁をする者に反問権を付与することで、議論の論点、争点を明確化し、より分かりやすい議論を目指す取組となります。

なお、反問については、一般質問の回数制限及び時間には含めませんので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

3番、大川良樹議員、8番、渡邊弘議員、5番、渡邊昌昭議員、1番、正木誠司議員、7番、上村和正議員、2番、北島正男議員。

---

#### ◇ 大 川 良 樹 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、3番、大川良樹議員の一般質問を許します。

3番、大川良樹議員。

〔3番 大川良樹君登壇〕

○3番（大川良樹君） 3番、大川良樹でございます。

令和5年河津町議会第4回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可を得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、自主財源確保のため、町たばこ税と屋外分煙施設の整備促進について。

2件目、交通空白地の解消とライドシェア活用について。

以上2件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、まず1件目、自主財源確保のため、町たばこ税と屋外分煙施設の整備促進についてお伺いします。

この質問に当たり冒頭申し上げますが、私は喫煙者でないことと、望まない受動喫煙対策、また、今後の地方たばこ税、町でいう町たばこ税の安定的な自主財源確保のため、この質問をさせていただきます。

平成30年、健康増進法の一部改正により、令和2年より屋内では原則禁煙、二十歳未満は

禁煙エリアへ立入りができない、屋内で喫煙するには喫煙室の設置と標識、看板の設置等、主にこの3点が法改正により努力義務から明確なルールへと変更され、それにより厚生労働省は、国及び地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を併せて整備促進していかなければいけないと法改正の概要で示しております。

それらを踏まえ、お伺いします。

①町として屋外分煙施設等の取組と現状は。

②観光地として望まない受動喫煙対策と屋外分煙施設等の整備促進はされているのか。

以上2件、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの大川議員の関係でお答えしたいと思います。

1つ目として、町として屋外分煙施設等の取組と現状についてお尋ねですので、まずそこからお答えします。

先ほど議員がお尋ねのように、国では、世界保健機構、WHOでございますけれども、WHOが進めるたばこの及ぼす悪影響を解決するための施策などを受けまして、先ほど議員がおっしゃっておりますけれども、健康増進法による受動喫煙防止の取組が強化されております。

内容は、一部重なりますけれども、主に3つのルールがありまして、1つとしては、望まない受動喫煙をなくす。2つ目として、受動喫煙による健康への影響が大きい子供、患者などに特に配慮する。3つ目として、施設の種類や場所に合った対策を実施するで、原則、屋内や公共施設敷地内での喫煙は禁止で、屋外で必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所での喫煙が認められております。

そういうことで、町としての取組でございますが、町としては、役場庁舎などご存じのように公共施設については、法律に従い、その対策を行っております。また、民間施設等への特段の対策等の取組は、現在のところ各施設等での対応に任せている状況でございます。

2つ目でございます。観光地としての屋外分煙等の整備促進の関係でございますけれども、この点についてお答えします。

観光地としての屋外分煙等の整備促進について、特に屋外施設については、分煙施設等は特に設けてございません。今のところ大きな問題となっている話は聞いておりません。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 観光地としては設けていないということで、分かりました。

町たばこ税の推移なんですけれども、こちらちょっと調べさせていただきまして、平成28年には7,036万円ございました。コロナ禍の令和2年度には、5,656万円まで落ち込んでおります。昨年の令和4年度においては6,421万円と回復をし、毎年大体6,000万円前後の安定財源として町税の約6%を担っております。

また、屋外分煙施設等の整備促進に関してですけれども、総務省の自治税務局事務通知等では、令和4年度、与党税制改正大綱に含まれていますけれども、望まない受動喫煙対策の促進や今後の地方たばこ税の継続かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税活用を含め、地方公共団体が駅前、商店街などの場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととすると示されております。

それらを踏まえ、お伺いいたします。

①町たばこ税の用途はどのように使われているのか。

②町として、河津駅周辺に望まない受動喫煙に対し何らかの対策は講じているのか。また、河津駅前広場整備事業等で望まない受動喫煙に対しての対策などは話し合われていないのか。観光の玄関口である河津駅周辺にこの整備促進をすることの必要性があると思うが、検討されないのか。

③河津桜まつりのスポンサーとしてたばこ関連の企業から協賛をいただき、喫煙所を河津桜まつり会場内に設置していただいております。その企業の第33回河津桜まつりでのスポンサー依頼等の現状は。また、その依頼が来ているのであれば、河津の玄関口である河津駅前広場整備事業地で屋外分煙施設設置場所の貸出しをし、河津桜まつり期間中に実証実験をして観光のピーク時の利用状況など調査を図るための検討をされてはいかがでしょうか。

以上3件、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の質問の3点についてお答えします。

まず、1点目の地方たばこ税の用途につきましては、税収も含めて、後ほど担当課長よりお答えいたします。

それから、2つ目の河津駅前広場整備事業等での屋外分煙施設等の必要性はということでございます。特に議員がお尋ねの駅前広場に運営委員会でのご意見は特にございません。確かに町の玄関口ではありますが、交通事業者などの考えもありまして、現在のところ施設の

設置については特に考えてはおりません。

それから、3点目の河津桜まつりでのスポンサーの状況と分煙施設等の検討はということでございます。今年の2月の河津桜まつりにおける協賛事業者としてたばこ関係者がおりまして、屋外に喫煙所を設けていただいたことがございます。その状況ですとか評判等については、後ほど担当課長より答弁をさせます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、たばこ税の用途ということについて説明をさせていただきたいと思っております。

町たばこ税につきましては、目的税ではないため、一般財源として町の各種事業の財源として活用することになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、過去3年間のちょっと決算の状況について私のほうから説明をさせていただきますが、令和2年度にあつては5,656万1,376円、令和3年度にあつては6,171万4,487円、令和4年度にあつては6,421万3,212円となっており、過去3年間を見ますと、少し上昇傾向にあるというのがたばこ税の状況でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは、桜まつりでの分煙等の対策ということでお答えさせていただきます。

先ほど町長、また総務課長の説明にございましたけれども、町では、今のところ特別にエリアを設けての禁煙などの規制がなされているわけではございません。各施設や場所などによつての規制でありまして、桜まつりでは、議員の質問にありましたように、たばこメーカーの出展ブースなどにより喫煙スペースが取られておりまして、喫煙者のマナーや、そういったことによりまして良好に現在保たれていると感じております。

また、次回の桜まつりのたばこメーカーの協賛ですけれども、現在は検討中という状況で聞いております。しかしながら、喫煙スペースの運営としては、桜まつり期間中は有効なものとして考えておりますので、ぜひとも出展を期待したいところでございます。

また、桜まつり期間中の駅への分煙の施設の設置ということですが、駅広につきましても、駅の構内につきましても、公共性が高く、禁煙となっております。また、桜まつりの駅の混雑状況からしてもスペースを確保することが難しく、伊豆急からもそのような要望も今の

ところございませんし、桜まつり期間中は駅への喫煙スペースの設置等は考えておりません。  
以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） まず、①の用途については、一般財源なんで示すことができないということで、2番目の駅周辺の対策は何もしていないということで、それは交通事業者の関係もあるからという答弁を町長からいただいたんですけれども、ちょっと私、聞いたところによりますと、交通事業者の方々にたばこを吸われる方が実際、空き缶を置いて、それに吸い殻を入れて駅に置いてあるというんですよね。実際、そういう状況もあるようなんですけれども、そういうところの把握は実際されているんですかね。

ちょっと駅広とかでもやっぱり、先ほど産業振興課長の答弁で、公共性が強いから駅周辺は禁煙なんだよということなんですけれども、実際のところ、そうやって吸われている方もあるそうなので、そこら辺は駅広の中でももっと突っ込んで話ししてもらって、やっぱり観光地としての受入れの部分としても、そういう屋外分煙施設があったほうがいいのではないかなと感じるんですけれども。あと、たばこ税の推移も上がっているというのは、実際は、本数は減っているんですけれども、2020年、21年と増税がありまして、多分それで上がっているというのはあるのかなと感じております。

なぜ私が駅前周辺に実証実験をと申したかということ、やはり観光の玄関口である河津駅周辺、昨年でも約30万人が利用されている観光の拠点として、先ほど来申し上げているとおり、税制大綱でも自治体の責務として、駅前、商店街等に屋外分煙施設の設置は、望まない受動喫煙対策の推進、今後の地方たばこ税の継続かつ安定的な確保の観点からにおいても、自治体がやらなければいけない責務と思うので、ぜひとも今後、もうちょっと検討をしていただきたい。

それに実際、これはたばこを販売されている伊豆、下田たばこ組合の会員さんからも聞いたのですが、組合の慈善活動として、各地区の大きなイベントが開催される際にごみ拾いをされているそうで、先日も七滝の滝祭りの開催前や河津桜まつり期間中や河津駅周辺でのごみ拾いをやっている中で、一番ひどいのが河津駅周辺で、特に多いのがたばこの吸い殻ということでした。やはり観光地として、また観光の拠点、玄関口としても何とかしたいということのお話を伺いました。

関連質問として、今年の10月に総務省自治税務局長通達の中で、屋外分煙施設設置に当たり、厚生労働省が定める屋外分煙施設の技術的留意に沿って整備された施設であれば、対策

施設の整備に要する経費のうち一般財源、上限500万円の2分の1が特別交付税措置も受けられるということと、また、JTさんのほうともお話ししたんですけれども、もし設置をするならば、固定式の吸い殻入れの提供もしてくれるそうなので、先ほど駅前は禁煙だからという状況もあるようなんですけれども、望まない受動喫煙対策として、また、観光の拠点、玄関口である河津駅周辺に常設の屋外分煙施設の設置の検討はいただけませんか。再度お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問で、前段の、先ほどのご質問に関連したことで少しお尋ねの点がございまして、お答えします。

まず、議員が調べた中で、缶に入れてたばこの吸い殻を処置しているという話ですけれども、私どもが聞いている範囲では、交通事業者さんはできるだけなくすような方向でということ考えているものですから、そういう話は聞いたことあるんですけれども、設置するという話は、今のところ聞いてはおりません。もしかしたら先ほどのお話は、従業員の話かなという感じもするんですけれども、そういうことですよね。

○3番（大川良樹君） はい。

○町長（岸 重宏君） そういうことだと思います。そういうことで、私どもは、公共施設という駅前の状況がございまして、交通事業者等とも関連ございまして、公共施設ということもありますし、また、先ほど話しましたけれども、やっぱり観光の利用者の数あるいはその状況によっても、やっぱり設置するにはその判断が必要だと思います。今の段階では、桜まつりの中では、民間の事業者の出展がある中で設けておりますけれども、それ以外のときは、特に今のところは交通事業者さんからも意見はございまして、例の駅前広場の管理運営委員会の中でも特にそういう声はございまして、今のところ考えてはおりません。そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 設ける予定はないということなんですけれども、ぜひ観光の町ですし、観光立町ということで、もちろん健康を害するものだというのは僕も重々承知しているんですけれども、やっぱり吸われる方、僕らの仲間でもいらっしゃいますけれども、まず、駅に着いて降りると、みんないつも屋外分煙施設を探して、そこに向かっていくような状況を見ていると、やっぱり必要なのかなと感じることも、私も、自分も身をもって感じるものが

ございますし、やっぱり駅前が汚かったりすると、観光の玄関口としてもよくないのかな、そう思いますんで、ぜひ引き続き検討をいただければと思います。

続きまして、2件目の交通空白地の解消とライドシェア活用についてお伺いします。

このコロナ禍で一変した観光需要を取り込むために、町はいろいろな観光施策を打ち、観光庁や、今年度、県の東アジア文化都市の補助事業なども有効的に活用しながら、国内旅行者はもとより、これから増えるであろうインバウンド、訪日外国人旅行客の呼び込みに新たなイベント開催や情報発信としてSNSを活用した外国人インフルエンサーの起用、また、富士山静岡空港を活用した新たな観光ルートの構築など、まさに官民一体となり、他市町を超えるアフターコロナ対策を打っていただき、最近、新聞でも河津町を目にする機会が増えているのに本当にうれしく思います。感謝を申し上げます。

しかしながら、町内を見回しますと、観光客を受け入れる状況としては、約4年間のコロナ禍から目を覚ますと、気づいたら伊豆急行線の減便、自主運行バスの減便、タクシー事業者の減少と減車、それに伴い、17時以降タクシーのない町、併せて河津駅発の路線バスを見ますと、17時5分発修善寺行きが発発しますと、上河津に向かうバスは19時40分の1本のみ。縄地に至っては、朝8時50分にバスが出ると、学校のない日は日中バスがなく、17時50分に1本、18時40分に1本と。バスの案内所の方も言っていたのですが、iZooに行きたくても、タクシーがなかったりすると1時間以上駅前で待たれる観光客の方もいるということでした。

また、こんなで縄地の方々はバスを利用できるのでしょうか。見高方面に至っては17時50分の入谷中村行きが1本と、本当に18時を過ぎると町全体が交通空白地域になっているのが現状で、町を取り巻く町内公共交通環境が一変し、やはりここでしっかりとした交通施策を打たなければ、河津町の観光産業はもちろんですが、ほかの産業、日常の町民生活においても不具合が生じていくのではと危惧いたします。

そこで、お伺いします。

①観光地として17時以降タクシーがない町で観光客を呼べるのか。また、観光客だけでなく、町の高齢者の方からもこんなご意見をいただいております。河津は高齢者に冷たい町だよ、この平地でも移動するにも移動手段がない、見捨てられている、ほかの町はデマンドの実証実験を行っているなど、多くのお叱りのお声をいただいております。

また、令和4年度決算の町の交通対策事業、主な事業として3つ、自主運行バス、町営バス、町バスにおける決算額ですが、自主運行バス、町が東海バスに運行をお願いしている路

線バスの補助に3,200万、町営バス、東海バスの逆川線の路線休止に伴い、町が代わりに有償で運行しているバスに関して、業務包括を含め約600万、町バス、上地区の交通空白地域、泉奥原、大鍋、小鍋、上佐ヶ野から主要のバス路線まで無償で運行しているバスに関しての業務包括として300万、主立って年間約4,100万円もの金額が交通対策に講じられております。

それらを踏まえ、お伺いします。

②現在の公共交通対策でよいのか。高齢者の移動支援を含め、現状4,100万もの交通対策費を使うのならば、いつそこで見直しをしてはどうか。新たな移動手段の検討をするべきと思うが、いかがなものか。

途中、長くなりましたので、①観光地として17時以降タクシーがない町で観光客が呼べるのか。②公共交通や高齢者移動支援を含む現状見直しと新たな移動手段の検討は。

以上2件、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの大川議員の主に交通空白の解消ということで2点ほどございますので、お答えします。

まず1点目として、観光地として17時以降のタクシーがない町で観光客が呼べるのかという質問についてお答えします。

この問題については、観光地ということだけではなくて、やっぱり住民の足としても夜間のタクシーがない問題は大きな問題だと私も考えております。これまではタクシー事業者により行っておりましたが、理由は定かではございませんが、収益性ですとか運転手の確保などの問題があり、やめたものと考えております。また、タクシードライバーなど運転手不足は全国的な問題でありまして、特にコロナ後の運転手不足が全国でも大きな問題となっている現状がございます。

お尋ねのような声を多く聞きますが、現状では、17時以降のタクシーの運行については大変難しい状況もございまして、それぞれの観光事業者が対応していると、そういうふうと考えております。議員がおっしゃるように、タクシーがないから観光客を呼べる、呼べないの問題ではなくて、私は、交通インフラ全体の問題であると考えております。

2つ目の公共交通や高齢者移送支援を含む現状の見直しと、新たな移動手段の検討はということでございます。お答えします。

この問題は、議員さんからの要望ですとか、町民からも多くの要望事項でございまして、町の総合計画策定でのアンケート調査でも住みにくい問題の大きな課題となっております。

バスや電車、タクシーなどの公共交通の見直しが求められる中で、いまだに十分な解決ができていないのが現状でございます。

お尋ねのように、高齢者の重要な足の確保となりますので、地域公共交通会議などでも今までも議論していただいておりますし、今後も、その中でも議論していきたいと思っております。

また、運行内容につきましては、国の法律規制などもございまして、事業者との話し合いを持っておりますが、いまだに思うような解決策がお互い見いだせないのが現状でございます。しかし、最近、事業者もいろいろ考えてきておりますので、今後とも調整や交渉をしてまいりたいと思っております。

なお、現状の取組については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、企画調整課で行っている交通対策ということで、議員のほうからもお話がありましたけれども、その内容について説明をさせていただきます。

現在、東海バスによります自主運行バスのほか、町営バス逆川線、上河津地区の町バスの運行を行っておりますが、新たにデマンドタクシーができないか、業者に確認をしております。ですが、業者のほうからは、現在、ドライバー不足でなかなか難しいとの意見をいただいております。どうすれば実現可能なのかというところを今、協議しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） すみません、私のほうから高齢者移動支援事業についてご説明をさせていただきたいと思っております。

高齢者の閉じ籠もりの予防及び社会参加を促すとともに、地域住民が共助し暮らせる地域づくりを形成することを目的として、移動に支援を要する高齢者を送迎支援ボランティアが車両により目的地まで送迎する事業となっております。

現在、21名のボランティアの方に登録していただき、運営しております。利用者については、27名の方が登録いただいております、買物やサロン等への送迎に利用されています。本年度11月末までの利用については、延べ80回の利用があり、月平均で10回の利用となっております。

事業開始に当たっては、静岡県との協力を得て、当町に合ったサービスを模索すべく、高齢者移動支援セミナーを開催したり、運転ボランティア養成講座、移動外出支援モデル事業、試験運行等を行い、令和4年度より事業化いたしました。今のところは大きな変更は予定しておりませんが、今後、利用者のニーズ等を勘案しながら、見直しも考えていきたいと考えております。

運営に当たっては、送迎支援ボランティアをお願いしておりますが、担い手の問題等が重要な問題となっており、来年度以降も近隣市町と連携し、運転ボランティア養成講座を開催する予定であります。この事業については、いろいろな機会を利用してお知らせしておりますが、興味のある方がございましたら、町の包括支援センターですとか社会福祉協議会等にご相談いただければと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） やっぱり町のほうも交通インフラの問題であり、住みにくい理由の一つに挙げられていて、この移動というか公共交通の問題、一番はタクシーがないということで、もう町内業者もみんな本当に疲弊していく一方だと思うんですね。やっぱり本当にちょっとこの問題は、すぐにでも本当に、もう何年もこれは置き去りにされているというか、問題は上がっているんでしょうけれども、進まないのが本当にみんな困っているんですね。

そこを公共交通会議ですか、そちらなんかも真剣にはやっているんでしょうけれども、本当にスピード感を持って何らかの、近隣市町で今、デマンドなんかも実際取り組まれていますもんね。だけど、河津は、もう17時以降タクシーがなくなってから1年がたち、何か前に進んだことをしているかという、タクシー事業者が、先ほど町長ありましたけれども、人手不足だからタクシーが用意できないようで、本当にそれで終わっちゃっているような状況なんで、ぜひともこの場で終わることなく、第1常任委員会からも提言なんかも上がりますんで、ぜひ本当に早急に検討いただきたいと思います。

そんな中で、最近、ライドシェアというフレーズを皆さんも耳にされることかと思えます。簡単に申し上げますと、ライドシェアとは、自家用車を使って有料で人を運ぶこと、いわゆる白タク行為で道路運送法で禁止されておりますが、過疎地域では、運送主体を自治体もしくはNPOなどに限定し、現在でも認められている制度です。

なぜこのライドシェアが最近急浮上したかという、菅前総理大臣がタクシー不足の現状に端を発しまして取り沙汰されたものかなと私は認識しております。このライドシェアが取

り上げられた理由として、主に3点あるのかなと感じております。都会でのタクシー不足、観光地でのオーバーツーリズムによる移動困難、地方の公共交通の維持確保、電車、バス、タクシー等、全てにおいて成り手不足による人材確保、過疎地における赤字経営での維持確保ができない。

特に3番目の地方の公共交通の維持確保は、当町においても、先ほど来から申し上げているとおり、17時以降にタクシーが呼べないなどは公共交通の崩壊の危機であり、先ほども申したとおり、18時以降は河津町内全体が現在、公共交通空白地域と言っても過言でないし、もう既に崩壊の危機ではなく、町内での現状は、夜の18時以降は完全に崩壊しています。

しかしながら、そんな中、ライドシェアで公共交通を補っている地域として京都府の京丹後市があります。京丹後市では、既に2016年5月からウーバーアプリを使って住民の移動はもとより、住民だけでなく観光客も運ぶライドシェアを行っております。京丹後市では、支え合い交通という事業で行われており、公共交通空白地有償運送事業で道路運送法に基づき、先ほど来から出ています地域公共交通会議での承認を経て、国に登録されているようで、運行検討開始から地域公共交通会議に諮るまで、通常ですと1年ぐらいかかるそうですが、京丹後市では半年で承認に至り、住民だけでなく観光客まで乗車できるようにしたそうです。

この事例で本当にいいと思ったのは、保険がNPO法人が加入する自家用有償運送向けの団体保険で、この保険は、事故の場合、ドライバーに補償負担が発生しない。また、自動車保険は、通常、自動車に乗っている間を補償するものですが、この保険は自動車に乗る前後の傷害等も見てくれるというので、一番の心配である事故対応が解消できるということで、すごくいいなと思いました。

そんな先進地事例も含めてお伺いします。

①町長のライドシェアについての見解は。

②ライドシェアを利用した先進地の取組を町長自ら、また、私たち議員、町職員を含め、河津型の新しい公共交通の取組として実行できるよう視察の検討はいただけませんか。

以上2件、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの大川議員のライドシェアについての主な質問だったと思います。2点あったかと思えます。

その前に、町の取組状況について若干お尋ねがあったもので、お答えします。

これまでも大変重要な問題だということで町でも取り組んでいるわけですが、そも

そも一番の問題は、交通事業者がなかなか話に乗ってきてくれないというのが現状でございます。特に運転手不足もあるんですけれども、そこまでもなかなか取り組んでこないといひますか、そんな問題もありますし、あとは、やはり交通事業者にとってもなかなか経営上の問題というのは、運転手確保のこともそうなんですけれども、その辺もあるのかなという気がしますけれども、いろいろアプローチしてもなかなかもう話に乗ってこないという部分がございます。

そういう中で、先月ですけれども、国のほうの要望の中で、全国町村観光所在地協議会というのがございまして、これは全国270の自治体等が加盟している団体で、私もその常任理事という形になっているものですから、会長、副会長と常任理事で6人ぐらいですけれども、観光庁のほうに、観光地のやっぱり乗り物の問題が大きくなっていて、そのことも要望してきました。

観光庁が言うには、やっぱり国のほうでも法規制のいろんな、観光庁だけではなくて、例えば国土交通省の関係、いろんな関係機関とライドシェアについては調整を今、進めていることで、なかなかそれがうまくいかないような話を聞いております。

ただ、全国の各町村の観光地の方たちの状況を聞きますと、やはり同じような問題、皆さん抱えておまして、それぞれの町でタクシーとか交通がなかなか動いていないというのが、これは全国的な問題としても取り組んで、全国として取り組んでいこうという、そんな動きも併せてやっております。ライドシェアについても関連がありますので、また後ほどお答えしますけれども、そんな状況でございました。

そういうことで、町だけではなくて地方についても要望しているということをご理解願いたいと思います。

それから、ライドシェアの見解でございます。先ほど言ったように、国では、タクシーの運転者不足を背景にライドシェアの取組を進めようとしておりますけれども、先ほど言った幾つかの課題がありまして、法案として与党内でもまとまっていない状況であると聞いております。また、タクシー事業者のほうは反対というようなことも聞いておりますし、国のほうとしては、来年度ぐらいにまとめなさいというような国の委員会のほうからの要望があるようでございますけれども、今のところまだまとまっていないという状況があるかと思ひます。実質的に委員会、検討の委員会をつくったりはしているという話は聞いております。

私の見解ですけれども、今のこの状況を考えたときに、一日でも早く実行に向けてほしいなと、ライドシェアについても実行に向けてほしいなと思っております。ただ、先ほど言っ

たように、幾つかの問題、例えば事故の問題ですとか犯罪の起きる可能性など、対応できる対策も講じながら実現してほしいなと思っております。

また、ライドシェアにつきましては、京丹後市も既にやっているところもありますけれども、既にいろんな自治体で研究をしている部分があります。中には交通事業者を巻き込んでライドシェアをやろうという動きもありますし、これ神奈川県为例だと思わすけれども、交通事業者が管理をしながらライドシェアができないだろうかということもあつたり、あるいは時間を区切ってライドシェアができないかという研究をしているところもあります。例えば河津の例だと、例えば17時以降に限ってライドシェアができないかとか、そういうことも考えられると思わすので、そういう研究もしているところもありますんで、そんなことも今後、参考にして私もいろいろ検討してみたいなと思っております。

それから、先進地の取組の検討でございますけれども、先ほど言ったように、実証実験の先進事例もあるとは聞いております。まだ国のほうでもはっきり効果が見えてこないもんですから、今のところは、情報を取り入れることによって町として施策に取り入れられたらいいなと思っておりますんで、現段階では、視察というよりもインターネット等の情報ですとか、あるいは私も関連のあるところの市町の情報を聞いたりして対応していきたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 町長、ライドシェアとか交通インフラの部分で前向きに捉えているのはすごく分かります。ただ、実際、もう目に見えてこないもんですから、やっぱりそれが町民に伝わってこないというのが本当にきついというか、やっぱり伝えるだけじゃ、やっぱり実行を伴わないとみんな感じてくれない部分がありますんで、本当にこの問題については、みんな困っています。

本当に困っているんで、やっぱり先ほどおっしゃっていただきましたけれども、17時以降、もう本当にタクシーもバスもないんだよと。だから、先ほどの地域公共交通会議ですか、その中でやらせてくれと、もう町でやるからやらせてくれと、そういうやっぱり思いをぜひその会議でもぶつけていただいて、交通事業者が、じゃ、私たちがやるから、町じゃなくてうちにやらせてくれよ、補助金出してくれればやるよなんていうことにはならないんでしょうけれども、ぜひそういう形でぶつけていただきたいと思わす。本当に目に見える形にしていただければ、本当にありがたいと思わす。

ちょうどそういう17時以降のお話も出ましたので、本当に今、言ったとおり、町民の方々、高齢者を含めて、商売をしているの方々、みんな困っています。前回の定例会でも第1常任委員会が提言をされていると思いますが、これは本当にスピード感を持って進めていかなければいけない案件だと思っております。

何で先ほど視察のお願いなんかをしたかという、やっぱり執行権者の町長、それを承認する議員、それを実行する職員、この3者が同じ視点で行動したら、スピード感を持って実行に移せるんじゃないかなと僕は感じております。

毎年約4,100万円ものお金を公共交通対策に注ぎ込むのであれば、本当にこのライドシェアですけれども、国の法律、いろんな問題があるというのは、今、お伺いしましたが、マスコミでも大きく取り沙汰されているので、近い将来にライドシェアは国も認める新たな交通手段の一つになるんじゃないかなと。河津型のライドシェアについて調査研究をし、構築できたら、こうしたシステム開発などもいち早く着手をし、官民一体となって交通空白地域解消のため新たな取組をしたら、民間事業者の参入も期待できるのではないのでしょうか。

そんな中、最後の質問、実証実験と仕組みづくりの検討はということで、私の提案なのですが、先ほどの17時以降のお話じゃないんですけれども、商売をしている上で、17時以降、困っている方々といえば、夜お店を営業している飲食店、また観光客へ1泊朝食付きなど宿泊プランを提出している宿泊業者の方々かなと。実際、自分も直接居酒屋さんとかレストラン、スナックなどの経営者からも悲痛な声で、17時以降タクシーがないなんてどうにかしろと、いろんなところで怒られております。

まずは、先ほどおっしゃっていましたが、スモールスタートで困っている組合、飲食店組合、旅館組合に話をし、プレーヤー、ドライバーとしての協力をお願いして、17時以降、支え合いとしての、昼間営業している店舗やお休みなどの人が夜営業のお店のライドシェアを協力し、それがもしうまくいったならば、高齢者の方からも多くの皆様から移動支援をどうにかしてほしいという声があります。高齢者に冷たい町だとか本当に多くのお叱りを受けております。

そこは夜営業の方々が次は昼に高齢者の方々の移動支援に協力していただき、また、移動中に自分のお店の話をしたりしながら、お店の宣伝をしたりして高齢者の外出機会の創出につながるような仕組みづくりができたならと思うんですけれども、まずは、スモールスタートで困っている組合、プレーヤーの協力をお願いし、町全体で支え合うようなライドシェアの研究や実証実験と交通空白地域解消の仕組みづくりの検討はいただけないのでしょうか。再

度お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのは今後の検討の話だと思います。先ほどから申しているように、いろんな課題がございます。議員がただいまお尋ねのような仕組みが、またそういう声が上がって皆さんがそういうことでまとまるということでしたら、またそれも一つの方法かと思います。

ただ、私は、今、考えているのは、もともと私はタクシーのデマンド型がいいかなと思っております。というのは、やはり事業者を逼迫しないためにも、できれば事業者がやってくれるのが一番いいのかなと思っております。事業者がやってくれば、その中で町が補助をしたりとかという方法もあるかと思えますし、そうしたら許認可の関係もそこでクリアできると思えますので、だから、そんな形が一番私は望ましいのかなと。

ただ、それにはお金の問題もありますし、あと、通信手段といえますか、京丹後ではウーバー使っていると思うんですけども、そういう予約システムといえますか、それをどうしていくのかという問題もあるかと思えますし、あとは、やっぱり営業的な採算性の問題もあるかと思えます。ライドシェアについても、都市部では採算性は合うけれども、田舎では合わないと言われているんですよね。やっぱり利用者の問題とかありまして、その辺の問題もあるかなと思えます。そういう中で、事業者と町との関係なんかもあるかと思えます。

ただ、議員が先ほどからおっしゃっているように、実験的に行っているところもあるものですから、今後の国の方向性もあるんですけれども、そういう中で事業者も大分前とは違ってきているようなところもありますし、私どもから思えば、事業者自体がタクシー不足というものをもっと真剣に考えていただいて、町と一緒にやってくれるような雰囲気があればいいな、まだそこまで至っていないということがありますので、地域交通会議等でもその辺が少し話ができればいいかなと思っております。

また、ある程度の方向が決まれば、私も実証実験は必要かと思っておりますし、特にアプリなんかの関係もありますし、体制づくりがどうしても必要になってきますし、あとは、やっぱり許認可の関係といえますか、そういう法的なものをクリアしなきゃならない、有償、無償の場合もあるかと思うので、そういうものを含めて実証実験は必要かと思っております。

とにかく今後も引き続き重要な問題と捉えて、議員さんからの提案もいただいておりますので、今、議員からもご提案いただいたので、そういうことで取り組んでいきたいなど、そういうふうにも思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 本当に許認可の問題とかいろいろクリアするには、確かにタクシー会社があればいいんですけれども、町には本当に今、タクシー会社の車庫すらなくなってしまって、本当に実際、それが現実味を帯びてタクシー業者がやってくれるんだらうか、本当にそこは皆無なんじゃないかなと僕は思うもんですから、やっぱり町内で何が出来るかを模索して、地域公共交通会議で事業者に理解をいただいて、実際のところ、今、この間、新聞にも出ていましたけれども、山向こうの修善寺のほうでは、伊豆箱根さんあたり、ドライバーがいなくて午前中は運休しているような状況のお話も聞きました。

正直、本当にバス事業者もそうでしょうし、タクシー会社も高年齢化が進んできて、このコロナで絞っていたものを一気に開いたときに、気がついたらドライバーがもう足りなくなっている。もうこれは本当に全国でも同じような状況なんですよ。だからこそ、新しい仕組みづくりをこれからは本当にもうスピード感を持って考えていかないと乗り遅れちゃうと思いますんで、ぜひとも、町長の胸にもこの案件に関しては本当に重要な問題だというご認識をいただいているようなので、一日も早く対応していただければと思います。

前回の9月議会の質問でも、入湯税の引上げとかの検討のお話をさせていただきました。今回は、地方たばこ税の継続的かつ安定財源の確保のため、質問させていただきました。当町においても人口減少が進む中、第5次総合計画では、2030年、定住人口6,000人を目指しておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の予測では、2025年、2年後には6,000人を切り5,969人、第5次総合計画目標、30年には5,392人と厳しい予測がなされております。

前回、時間切れになってしまったのでちょっとしゃべれなかったもんですから、この場をお借りしてしゃべりたいんですけれども、例えばですけれども、令和3年度よりエコクリーンセンターの大規模改修の償還が始まっております。負担金も令和2年度の当初予算では1億1,670万円に対し、今年度、令和5年の当初予算では1億7,700万と6,000万円も増加をしています。

一概には言えないんですけれども、これから人口減少が進む上で、やはり自主財源を確保するすべは本当に必要だと思います。稼ぐ力、国・県の補助事業、自主財源の安定確保、それがわくわくするまちづくりの第一歩と考えます。河津町が持続可能なまちづくりをしていくためにも、ぜひとも自治体の稼ぐ力が試されていると感じております。いま一度しっかりと稼ぐ力、見直しも含めて、わくわくするまちづくりの願いをしまして、本日の私の一般質

問とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

8番、渡邊弘議員。

〔8番 渡邊 弘君登壇〕

○8番（渡邊 弘君） 8番、渡邊弘でございます。

令和5年第4回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より、許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問の前に、このたび、しずおか市町対抗駅伝競走大会におきまして、河津町として出場をし、最高記録を今までよりも上回る2時間26分34秒という素晴らしい結果を残し、ふるさと賞を獲得した駅伝の選手、監督、コーチはじめ関係者の皆様には心より御礼を申し上げるとともに、お祝いを申し上げたいと思います。どうもおめでとうございました。

それでは、質問に入りたいと思います。

私の質問は、次のとおりでございます。

1 件目、防災公園整備計画変更再検討について。

2 件目、動物の死骸処理について。

3 件目、河津小学校通学状況改善について。

4 件目、河津ブランド認定事業について。

町長及び副町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

早速でございますが、防災公園整備計画変更再検討についてお伺いをいたします。

伊豆縦貫自動車道路工事に伴う建設発生土を受け入れて、防災公園を整備し、地域防災拠点として大規模災害発生時には、情報の収集、避難、救助、救護、復旧、復興など、応急活動の前線基地となる計画で議会に補正予算として提出され承認をされた事業でございます。

その後、整備関連経費として、花泉園跡地造成測量設計1,362万、花泉園取得1億4,240万、防災公園整備事業測量計画4,917万、防災公園排水計画検討業務委託396万と、合計で2億916万円の出費をしている事業でございます。

議会の議決をして進めてきている事業なのに、町からの説明だけで事業の変更は、ちょっと理解ができない部分がありますので、理由を国に押しつけているのではないかというふうな思いもいたします。

そこで質問をいたします。

当初の計画と変更後の違いはどのようなところでしょうか。変更前の整備費と変更後の整備費は概算どの程度のものでしょうか。

3つ目、変更前と変更後の利用面積の違いはどれくらい出ているのでしょうか。

そして4つ目、当初13万立米の埋立てを国から費用の問題があり、変更要望で8万立米としたとの説明を受けましたが、そのような理由だったのでしょうか。国からの指導で変わったのでしょうか。まず、そこまでお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊弘議員の防災公園の整備計画の変更についてお尋ねですのでお答えします。

計画変更の理由ということで何点かありますが、全般的な説明を私からまず申し上げます。まず、今回の計画変更の理由についてお尋ねですのでお答えします。

これまで防災公園事業につきましては、防災拠点施設として伊豆縦貫自動車道路工事の発生土を活用して、先ほど議員がおっしゃっておりますが、救援救護活動の前線基地及び救援物資の輸送の中継基地機能などを整備しようとするものでございます。

具体的な施設例としては、救援物資の集積、仕分け場所、自衛隊の災害派遣部隊のベースキャンプ、応急仮設住宅建設スペース、災害廃棄物の一時集積スペース、ヘリポートなどでございました。

当初の計画では、計画を満たすために入り口に擁壁と調整池を設けて1段の土地として造成を考えておりました。令和2年度から令和4年度の用地測量、詳細設計などを進め、概算

費用を検討し、国と費用の分担について協議を進めてまいりました。その協議を進めてきたところ、附帯設備、これ主に擁壁と調整池でございますが、その造成に10億円近い費用について国からの支出が見込めなくなりまして、町としては当初計画では負担が大きく、搬入土量が減少しますが、埋立て後の土地の形状を1段から2段に変更をして費用縮減を図るものでございます。

当初計画のヘリポート場につきましては、日常活用が多いドクターヘリについては、バガテル公園に確保しまして、防災ヘリについては災害時の対応となるので、臨時ヘリポートで対応することでヘリポート場は削減をし、他の施設は当初に近い形で確保できるものと考えております。

お尋ねの理由を国に押しつけているのではないのかという点につきましては、最終的な詰め段階で国は防災公園整備のための発生土活用、町は発生土を受け入れ土地を確保し、国に協力したとの考えの上で、土地の有効活用という双方の考えの思いが違ったもので、どちらが押しつけているものではないと考えております。

その他お尋ねの点につきましては、副町長及び担当課長より順次答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは当初計画と変更後の違いはどこか。それと変更前と変更後の利用面積の違いはというところで2つお答えさせていただきます。

町長の答弁と重複することもありますけれども、ご容赦願いたいと思います。

まず、当初計画と変更後の違いでございますが、ヘリポートを計画から外したということで、町長の答弁にもありましたように、長年の懸案でありましたドクターヘリのヘリポートが本年4月より河津バガテル公園大型バス駐車場を常時離着陸できるヘリポートとして使用ができることになりました。また、防災ヘリについては、災害時には空いている場所、臨時ヘリポートというところで対応が可能なことから、当初計画からは外すということにさせていただきました。

それから、造成面積の減少ということでヘリポートを計画から外すことによりまして、造成面積が1万4,000平方メートルから1万平方メートルに4,000平方メートルの減少となっております。それから面積を減少したことによります搬入量の減少ということで、先ほど議員のほうからは8万立米というようなお話がありましたけれども、実際的には13万立米から約5万4,000立米ということで減少になってございます。

それから、造成の形質ということで、1段の面で造成をする予定でしたが、2段の平面構造ということで造成面積等の減少と構造物の変更により2段とすることにいたしております。

それから、変更前と変更後の利用面積の違いということで先ほども申しましたように、へりレポートを計画から外したことによって4,000平米の減額ということで1万平米になるということでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 私からは変更後の概算整備費、変更理由について述べさせていただきます。

変更前、町の工事分といたしまして10億円程度かかる見込みでしたが、構造物を減らす構造が取れますので、1億円程度となる見込みとなっております。変更理由ですが、国は町の事業計画に基づき発生土を有効活用し、盛土を行うことにより町の事業を補助するものです。

町で施工する部分といたしまして、擁壁、調整池等の工事がありまして、この費用が大きくなることが判明しました。必要用途の見直しにより面積が減少し、盛土量が約5万4,000立米と少なくなり、擁壁を入れない構造を取ることが可能となりましたので、費用を抑えることができたと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今、ちょっと建設課長のほうの話で10億円から1億円に変わったということでございますか。と思ひまして、またそのところの10億から1億というと、9億ぐらい要は差が出るということになるんですが、その9億差が出るという部分がそんなに変わるものなのかというちょっと驚きを隠し得ないんで、それこの次のときでお答えいただきたいと思ひます。2問目のときにお答えいただきたい。

あと、町長のほうから国の要望でなく、要は協議の上でということに変更になってきているというお話をいただきました。あと、そこら辺も含めて2問目に入りたいなというふうに思ひます。

この防災公園が実際問題、防災公園として、要は機能していくのかどうなのか。これ変更して小さくしたからそういう部分を削ったから、この防災公園が当初のものと遜色なく利用できるのか。そこら辺も含めて質問をさせていただきたいなというふうに思ひます。

計画されている各施設の規模、いろいろあると思うんですが、例えば何かのときに収容人員というんですか、その災害規模の大きさというのは、ある程度、人数的にどれくらいの対応ができるのではないかなというようなことを想定しているのか。その中には備蓄倉庫の内容ですとか、トイレの設置する大きさとか、多目的広場の大きさ、またサッカーグラウンドみたいに運動公園を造るということでございますので、そのところには人工芝だとかそういう芝を張るような工事も必要なのかなのか。あと、駐車場を設置するような形になっていると思うんですが、駐車場の台数なんかは何台ぐらいを入れるような予定で考えているのか。

また、あと当初、消防組合の消防の分署の設置場所も考えていたというような考え方もあるんですけども、これがなくなるというようなことなのか。あと、ヘリポートがバガテルのほうにできたから、もうヘリポートは要らないよというようなお話でございましたけれども、本当にそれで防災機能が十分整備されるという町の考え方なのか伺いたと思います。

次に、緊急避難場所なんですが、実際問題としては、今ある緊急避難場所はそのままの状況で運用されるのかなと思うんですが、いざといったときの緊急避難場所だとか、そういうのは変わりはあるのか。その防災公園にそのような施設が考えられるのか。できないのか。

それと、あとこの前、町長も遺体の関係で、B&Gで遺体の対応をされたということでございますけれども、遺体の収容所というんですか、いざといったときの遺体の収容所、これは町のほうとしてはどのような考え方を持っているのか。また、そのところが新たな防災公園の中に整備されるのかされないのか。そこら辺もお伺いできればと思います。

あと、発生土なんですが、この縦貫道のもので発生土はどれくらい出るのか。また処分の方角はどのようなことで決まっているのかいないのか。そういうことを聞きたいなと思います。

あと、当初の推進計画のため、町長といたしまして、国だとか県にいろいろ要望に行っていると思うんですが、この防災公園の部分で、議会の議決まで受けた今回の議案に変更するわけですけども、変更していく上において、もう議会の議決を受けたんだよと。それでも国のほうからは変更の要望があるというのであれば、それは議会のほうにしっかりと説明が必要じゃないかなというふうに思いますので、そこら辺も含めて町長の考え方もお伺いできればなというふうに思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員のご質問の防災公園の規模と内容ということで、

いろいろあったものですから、ちょっと思いつきの中で答えるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、最初のご質問があつた擁壁と調整池の部分、これは前計画では1段の土地ということで、土量も多くてそれで直壁ということで大分大きな直壁を考えておりました。それを2段にすることによって、土量も減ることによって調整池と擁壁があまりかからなくなったということで10億円から1億円ぐらいで済むんじゃないのかなということで、安全性も考えながら、そういう工事の部分も、当然今までも安全を保つための予定だったんですけども、土量が減ることによって、擁壁等も小さくなったということで費用も少なく済んだと。それと安全性も増してきたということでございます。そういうことで金額に大きな差が出てきたということで、国のほうからも当初計画をずっとやれということではなくて、協議の中でそういうことで2段の形状で擁壁の部分で2段にして、それと土量も少なくしてもということで協議が調つたものですから。この計画で一応国のほうも認めてもらつていてということで、現段階が来ております。そういう中で議会にもそういう説明をして、この変更という形になつたわけでございます。

それから、根本的な考え方として、私どもは当初に伊豆縦貫道の発生土を町がどういう形で受け入れようかということで、協力するという意味も含めて用地を探しておりました。その中で、花泉園の法人が解散をして、その処置ということで町のほうに譲つていただけるといふような要望もあつたり、町としてもそういう方向を考えたものですから。まず町としては、発生土の受入れの土地ということで、この花泉園の跡地をと考えておりました。そういうことで、国に協力していこうと、そういうことでもともと始まつた計画でございます。

ただ、国のほうはそういう考えではなくて、私たちは町の計画に協力することで発生土をやるんだよと。逆なんですよ。国のほうは、町の案に協力するんだよというそういう考え方なんで、そういうちょっと思い違ひが後になって分かつてきたのかなと思ひます。

そういうことで、国のほうとしては、ある程度計画がないと発生土の受入れができなくなつたものですから、ある程度町としても、防災公園、防災拠点施設として施設をある程度計画した中で国に要望をして国から発生土を入れてもらうという、そういう経緯の中で今の計画が成り立っております。

基本的には、とにかく埋立てをして、その後で施設を考えればいいんですけども、今の段階だとある程度施設も内容に入れていかないと、国のほうの発生土受入れができないものですから、そういう意味で、これまでの防災公園、防災拠点施設の内容については詰めてき

た段階で最低確定ではございませんけれども、今こんなものを予定しているということで国と今調整をしているということで、発生土の受入れを何とかやりたいとそういう基本的な考えが若干国と違ったものですから、それが変更の主な内容でございます。

お尋ねの点について、具体的にいろいろお話ししたいと思っております。

基本的には、先ほども答弁したとおり、ヘリポートを除けば従来の計画どおりでございます。発生土の活用でございますけれども、今回の変更で受入れ量が減少することから、新たに町として受入れ場所をほかの場所に関係機関と協力しながら今候補地を探しているところでございます。

当初計画の推進のために、国や県の要望等について議員が要望に行っているかということでございますが、先ほどお話ししたとおり、国の出先との協議の中で決まってきました。そして今後とも関係機関と打合せ等をしながら、その土量の受入れについては、考えておりますし、当初の計画どおり、この計画についても進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

詳細については、後ほど担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうから防災公園の内容について現時点での概要についてお答えさせていただきます。

さきの議員説明会、議員月例会で説明をさせていただいておりますが、基本的には当初計画していたヘリポートは外し、災害用備蓄倉庫、トイレ、多目的広場、グラウンド、駐車場を予定しており、災害対策本部のサテライト機能を併設した消防組合、河津分署については、建設費用なども考慮し要検討しなければならないと考えております。

災害用備蓄倉庫、こちらは、一度に数台のトラックを横づけでき、物資の積み下ろしができるプラットホームつきで、救援物資輸送の中継基地機能を持った倉庫を考えております。

多目的広場として、応急仮設住宅を数十棟建設できるスペースと平常時は少年サッカーなどに利用できるグラウンドを整備する予定でおります。公衆トイレ、駐車場の規模、その他施設、遺体収容所としての活用、こういったものが今後、令和7年度以降に進めていく公園整備、上物の基本設計、詳細設計の中で検討していきたいと考えております。

また、整備後の公園全体は緊急避難場所、または広域避難所、避難地として指定することを考えております。避難場所として収容人数については現時点で具体的に算出しておりませ

んが、多目的広場及びグラウンド部分への緊急的な一時避難を想定すると、かなり多くの避難者を収容できるものと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 私からは発生土について述べさせていただきます。

発生土量につきましては、平成30年からの河津下田道路施工分で約240万立米となっております。発生土の利活用につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、町で行っている以外に、1市5町、県・国による河津下田道路建設発生土利活用連絡調整会議のワーキンググループによって議論を重ねております。

以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 分かりました。

また、これから一応設計等においていろんな規模の部分だとか出てくるのかなというふうに思います。

それと、あと10億円が1億円になったというのは、擁壁というお話なんで、それはそれとしてそんなに値段が擁壁で変わるものかということちょっとびっくりしております。

あと、次の質問に入りますが、防災公園として機能が十分そろっているのか。これはまだちょっと議論をする必要があるのかなというふうに思います。結局これだけの規模のところをこういう建物を建てたり、広場をつくったりで要はこういう利用をしていくということが、これからの大きな課題になってくるのかなというふうに思います。

あと、住民説明会も一応町としては町長の懇談会等で説明をされておりますけれども、あとあそこに盛土をして擁壁も造ってやっていくということは、前に熱海の土石流の問題もやっぱり結構しっかりした話が出ておまして、結局その峰地区の下流の人たちにも、ここにこういうことをしても、要はちゃんと安全確保が出た事業なんだよという説明が地区的には必要じゃないかな。やっぱりあそこにそれだけの盛土をするということは、それだけのリスクのものがそこにできるわけなので、それをしっかりした形で、地元説明も必要ではないかなというふうに思います。そこら辺は今後、説明会を進めていくのかどうなのか伺いたいと思います。

あと、今ちょっと発生土の埋立てに災害の問題はないのかということで、説明の根源に当たるのかなというふうに思いますので、ここで今、その擁壁を10億円から1億円に変えて工

法だとか、そういうものに問題はないのか。そこら辺も含めて災害に対して問題ないのか伺いたいと思います。

あと、まだ発生土が今出てくるような状況がまだ全部クリアできていないというふうに思うんですが、あとその出てきた発生土を、例えば谷津・河津浜を埋め立てて、防災、観光、1次産業の事業計画を立ち上げるようなことを考えるために、調査の予算を来年度に計上して、何か新しいことができないのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。あと、まだ発生土については、この伊豆縦貫道だけでなく、伊豆地区における発生土はまだまだたくさん出るというお話も伺っておりますので、そこら辺も含めて今後河津町として、この発生土をどういうふうを利用して、どういうふうに使っていくのか。国と県とのかけ橋となるような仕事ができればよろしいんじゃないかなと思ひまして、予算計上についてはちょっとお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま渡邊弘議員の主に発生土の件だと思いますので、お答えします。

まず、地元住民への説明については、さきに最初の計画の中では、地元の下峰区と上峰区には計画内容の説明は行っております。そういうことで、今回変更ということがあるものですから、その辺もまた考慮したいなと思っております。

それでは、質問にお答えします。

まず、議員からお尋ねの中で、防災機能が十分そろっているのかという質問でございます。先ほど答弁したとおり、防災拠点施設としての従来の予定は特に変わっておりませんので、これまで答えたように、第1次の全計画の中でも申しておりましたけれども、これまで分散してきたものを集合させたり、例えば今後予想される災害ごみの一時集積の問題ですとか、あるいは救援物資や援助隊の受入れの場所などに活用が予想されますので、今後の埋立て後の面積や費用なども考慮しながら今後の施設計画の中でできるだけ反映できたらと思っております。

それから、先ほど議員の質問にありました遺体の収容所の関係でございます。遺体の収容所につきましては、旧双葉幼稚園が今計画地となっておりますが、この間、訓練の中では、そこでは狭いということでB&Gの海洋センターを仮の場所として訓練を行いました。結局、B&Gぐらいの施設の大きさがなくなかなか遺体収容ができないだろうということございます。ただ、B&Gの海洋センター自体は、自衛隊の集積地区という指定がございますし、

そういうことでダブることが考えられるものですから、遺体の収容施設についても、町内どこか探さなければならないとそういう問題が出てきております。

それともう一つは、B & Gの海洋センターですと、仮に津波が来た場合にそこまで行けないという問題があるものですから。その辺の代替地区としての検討をしなければならないということで、その防災公園もそういうことも踏まえて今後検討していかなければならないなと思っております。

そんなことで、不確定な部分がございますけれども、集積をしたりとかそういう組み換えをしたりする意味でも、防災公園の機能を少し充実させて議員がおっしゃっているように、機能をなるべくそろえるものはそろえていきたいと思っております。その中で、先ほど言いましたけれども、費用ですとかいろんな問題もありますので、今後その辺について検討したいと思っております。

それから、先ほど、説明の話でございます。今回の変更の内容を含めて、また機会を捉えて開催をしたいと思っております。また、今後の発生土によりまして、用地造成が行われた後の施設計画、先ほど申した施設計画につきましても、その都度町民の皆様にも説明する機会も持って今後進めていきたいなと、そういうふうに思っております。

また、発生土の埋立ての災害発生の不安につきましては、私どもとしてはこれまでの計画よりも安全性が増したものと考えておりますが、一応変更については説明をしてございませんので、今後、機会あるごとに説明をしていきたいなと、そういうふうに思っております。

それから、谷津河津浜の埋立てにつきましては、現在代替工事について答弁したとおり、関係機関と協議をしておりますので、今の段階では特に考えておりません。

そのほかにお尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 私からは盛土の安全性について述べさせていただきます。

盛土につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき事業実施を行うものでありまして、問題ないと考えております。また安全面でも当初計画でも問題はありますが、盛土量が減少することにより安全性は増すものと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 盛土の安全性については、法に基づき、法だけでは分からない部分も

あるので、ともかくその設計段階でやっぱり町として町の事業なんで、しっかりとした安全を確保できるような工事をちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

あと、町長のほうから説明もこれからどんどん随時進めていくということでございますので、ぜひお願いしたいと思います。

それとあと、大きな課題として遺体収容所の部分がございますので、町長がおっしゃるように、津波のときにはあそこまでなかなか行けないというような現状もございますので、そこら辺を要は遺体なんで変に置き場所というのは、ちょっと考えていかないと今後の課題になるのかなというふうに思いますので、そこら辺もそういう公園で対応できれば、ぜひそのようなことも考えていただきたいなというふうに思います。

防災公園につきましては、またこれからも大きな課題がたくさん出てくると思いますので、その都度、協議しながら進めさせていただきたいなというふうに思います。

次に、動物の死骸処理についてお伺いをしたいと思います。

国道、県道、町道及び民地の動物の死骸処理について、対応に苦慮する場所があるとの声がございます。町として環境整備も含め、どのような対応をしていくのか伺いたと思います。国道、県道、町道、農道など、道路におけるペットですとか、猫だとか犬だとか、小動物、タヌキだとか、そのような動物の処理はどこに連絡すればいいのか。また、大型の動物がそういう発生をしたときにはどこに連絡をするのか。

次に、民地における小動物、大型動物の処理は連絡先はどうするのか。これは民地でございますので、道路とはまた違うところでございます。あと、死骸処理はどこが対処してくれるのか伺いたと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問の動物の死骸処理についての対応の件で質問ですので、お答えします。

最近、私もよく動物の死骸を道路上で見ることがありますし、8月の子ども議会でも同じような質問が出ていたような気がします。そういうことで、道路上で死骸を多く見ることがあるわけでございますけれども、どういう理由だかよく分かりませんが、最近、市街地に動物が多くなっているようなそんな傾向があるかと思えます。特に道路上などの管理上も大変重要となってきますので、これに対処しなければならないと思っております。

実際の状況等につきましては、担当課長よりお答えしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 私からは道路での処理及び対応についてご説明させていただきます。

動物の愛護及び管理に関する法律では、道路などの公共の場所において、犬、猫等の死体を発見した者は、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するよう努め、都道府県等は通報があったときは、その動物を収容しなければならないとあり、法律に基づき道路管理者がそれぞれ対応して行っております。

具体的に申しますと、役場に通報、町民の方からご連絡をいただいている、小動物、大型動物を問わず国道や県道は県のほうから権限が町に移譲されているため、町民生活課、町道は建設課で対応しております。また、民地における通報があった場合ですが、公道以外の私有地では、土地所有者の方にご判断いただき処理いただくようお願いをしております。

最後に、町が道路で収容したものについては、その処理まで町が対応をしております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 実際問題、道路で死骸があったと。それは町に連絡すれば町のほうで担当なり何なりで処理をしてくれると。そういう考え方でよろしいんでしょうね。あと、大型の動物についても、町は町のほうとして連絡があれば処理してくれるという話を伺いましたので、それは例えばそういうものがあつたときには町に連絡すると。

あと、民地におけるそういう動物が自分のところでないものが民地で死んだりするわけですよ。そういうものは、民地の人がやらなければいけないのか。例えば、それは町に連絡しても町は対応してくれないのか。そこら辺がちょっと今回の話の大きな問題になってくるんですけども、それも含めて次の質問に入ってまいりますけれども、今、イノシシだとか鳥関係は例えば豚熱ですとか、鳥インフルエンザの関係があつて、そういうものを発見した場合は、例えば、どこに連絡すればいいのか。民地であつてもその動物の死骸があれば、そういう鳥だとかイノシシについては、町に連絡をすればいいのか。そういう処理はどのようにしたらいいのか。お伺いできればなと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうはイノシシの豚熱ですね、それと鳥インフルエンザの関係の対応ということでお答えさせていただきます。

まずイノシシに関してですが、豚熱の検査は全個体数検査じゃないので、路上または民地の処理については、先ほど町民生活課長が答弁したとおりの処理になるかと思います。

鳥の場合ですけれども、鳥の場合は、鳥インフルエンザの警戒区分、またこれレベルに応じまして、鳥の種類、死骸の数、個体数、そして鳥によってインフルエンザの可能性があるかないかを判断します。その基準に合致すれば、その場合は通報していただくことになりまして、しかしながら、やはり一般的に警戒レベルや鳥の種類、猛禽類ですとか渡り鳥の種類ですとか、そういったものを判別しなくてはならず、基本的には通報の判断は難しいところでございます。

ご質問にありました路上の鳥の死骸とか、そういったものは単独では今のところ、検査はなかなかできていないということでした。単独である場合は、通常先ほどありましたイノシシ同様の処分になるかと思いますが、鳥の場合、もしご不安でしたら県とか町にご連絡いただければと思います。その上でインフルエンザの可能性があるというような状況でしたら、県の指示に従いましての処理となります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 結局、こういう感染の危険性のあるものについては、やはりそのまま放置しておくことも多分できないと思います。例えば、鳥でもこれは渡り鳥だとか何鳥だとかというのも実際問題ごく一般の人はほとんど分からないんですよ。ですもんで、結局そういう事案が発生したときに、要は窓口さえちゃんとつくっておいていただければ、町の住民としてはそこに連絡すればいいなというふうに思います。結局、発見者自体は例えば町に連絡すれば、農林事務所に連絡してくれて、その検査だとかそういうものを県のほうでやってくれるよというような、そういうような考え方でいいのか。また、民地であっても、そういうものはちゃんとした形で道路のものと同じように、町に連絡してその対応を待つと、そういう考え方をしていけばいいのか。そこら辺も重ねてお願いをしたいと思います。

あと、次の質問に入りますけれども、今道路の、これつなげて教えてください。さっきのインフルエンザの、道路の死骸処理になりますけれども、今、町の職員が対応しているのかなというふうに思います。連絡をもらったところで、例えば、国道の場合は建設課ですか。あとは産業振興、または町民生活課が対応しているのかなというふうに思います。あと、町の職員が対応していると思うんですけれども、委託している県だとか国だとか、国道だとか県道だとかから交付金だとか補助金は支給されないのかどうなのかお伺いします。

あと、町の職員が処理をしているということでお伺いをしているわけですが、一般職員の職務として河津町の庶務規則の中に、そういう死骸処理の業務だとか、そういうのが入っているのか。入っていないとしたら、その職務をごく一般職の町の職員が仕事をしていくことにちょっと違和感を感じるんですけども、そこら辺のお考えを聞かせていただきたいと思います。

あと、民地の処理について町民が処理できない。例えば、民地なんだけれども、大きなものが死んでいて、もうばあちゃんしかいないと。そういうことが今もう実際問題として起きてきているので、質問をしているんですけども、その場合、そういうことを有償であっても処理してくれる、そういう事業者がいれば、そういう事業者を教えてくれるようなシステムができないのか。そういうことが例えば町でできない部分をそういうところが委託してやってくれているよというようなことを教えていただけるようなことができないのか。そこら辺を含めて質問をいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、何点か質問がありましたので、お答えしたいと思います。

先ほど担当課長が答えた中で伝染病等の関係につきましては、確かに町民の方判断できないということがありますので、基本的には先ほど答弁したとおりでございますが、どうしても判断できない場合には、県なり町に通報していただくことがよいと思っております。先ほどそのような答弁をしたかと思えます。

それから、死骸処理の関係でございますけれども、先ほど担当課長が答えたように、犬猫等の動物の死骸処理につきましては、県の権限移譲交付金という形で県から権限移譲されておりまして、件数に応じて県から交付金が支給をされております。そういうことで、県の権限移譲の交付金の中で事業を行っているということでございます。

また、民地の場合のお尋ねの業者委託の関係でございますけれども、実際に委託業者がいるか。また件数等でどういう状況なのか。ちょっと状況がつかめておりませんが、お尋ねの民地の処理につきましては、処理可能な民間事業者がある場合には、担当課より業者を紹介するなどのことはできると思いますので、その業者がそういう法的な事業者であるかどうかというその辺は根本にあるかと思えますけれども、その場合には紹介することは町としては可能であるかとそういうふうには思っております。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、先ほどの鳥インフルエンザの判断の件ですけれども、先ほど答弁しましたけれども、猛禽類とかレベルに応じて猛禽類が何羽死んでいるとか、渡り鳥の種類、それも多様でございますので、先ほど述べましたとおり、もしご不安でしたり心配がありましたら、県や町のほうに問い合わせただければ、そのとき何羽死んでいますか、どのような鳥ですかというような問合せの中で判断するかと思いますので、そういったことでよろしく願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） 2点目の町の職員が処理しているのが役場の庶務規則に示されているかどうかということでございますが、大きくしますと、先ほど町民生活課長からも話があったように、国・県道については、町へ移譲されているため環境衛生の観点からその中に含めているというような形でございます。それから、町道について建設課が処理するというについては、当然道路、河川、橋梁の管理に関することという中で建設課が処理をするということで対応しております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 一応インフルエンザ等については、不明な部分があったら町に連絡していただきたいよということで、お答えをいただいたというふうに思います。あと、民地の件の処理については、そういう事業者も河津町の中ではないかもしれないですけども、いるようなお話もちよっとお伺いしましたんで、ぜひ町のほうでそこら辺も含めてご案内ができるようなシステムが取れば、ご案内だけでもしていただければ民地の人でおばあさん1人で困っていてやりようがないよというような事案があったりして、結構町のほうで面倒を見てくれているのは承知しているんですけども、例えば、それお金を払ってでもいいから処理をしたいですよというそういう人たちに要はアドバイスができればいいなというふうに思いますので、そこら辺も町の部分で対応できればと思います。

あと、一般職の死骸処理の町の職員の仕事について、そこまでどうのこうのというつもりはないんですけども、やはりすごくプレッシャーになるような仕事じゃないかな。例えば日曜日であってもそういう連絡が来たら対処しないといけないとか、そういうようなことがあるのではないかなというふうに思います。だから、それも含めて結局、業務委託できる事業は業務委託して、町の職員の負担をいかに減らしていくか。そこら辺も含めてご検討いただければありがたいなというふうに思いますので、職員が大変じゃないかと言っていい

るわけなんですけれども、ぜひそこら辺は考えていただければありがたいというふうに思っています。

時間がどんどん過ぎますので、次の質問に入ります。

河津小学校通学状況改善についてということでございます。

現在、統合に伴いスクールバスの運用が始まり、歩行通学の児童は校門から登校せず横から登校しているような状況であります。現在、歩行通学の児童は、体育館の横の細い歩道もない道路を通学いたしております。朝の通学帯は車の通行も多く、横の広さもないような危険な状況になっていると考えられます。農協のところも横断歩道もなく、上から来た人はぐるっと回って要は横断歩道を渡って、そこを通学していくというようなことで大回りを余儀なくされております。狭い道のところも横断歩道が幼稚園のところしかなく、大回りをやっぱり余儀なくされているようなところがございます。このような現状の通学をいつまで続けていくのかお伺いをいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） まず、私からはスクールバス発着場所の決定に関する経緯について説明させていただきます。

令和4年度に当時の南小学校と発着場所についての協議を重ねてきました。協議の中では、学校周辺の交通量の比較的少なく幅員の広い道路上で乗降する案もありましたが、可能ならば生徒の乗降に教職員の目が届き、一般交通から影響を受けない学校敷地内で乗り降りするのが最善と判断し、段差のあったかねた水産さん側の駐車場出入口の切下げ工事を行い、スクールバスは正門から入り玄関前駐車場内をロータリー方式で回り、児童の乗り降りをして、かねた水産さん側の出入口から出ることといたしました。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 私のほうからは現在の通学路を通ることについてと、いつまでそれを続けるかということについて説明させていただきます。

私も初めて登校の様子を見たときには、子供たちが校門の前を通り過ぎていく様子に違和感を覚えました。しかしながら、何回か朝の登校の様子や子供たちの学校での生活の様子を見ているうちに、ロータリー方式の下で現在の通学路を通る理由が分かりましたので、説明させていただきます。

職員の勤務時間は、8時から16時30分であり、朝の活動が8時から始まります。そのような中で子供たちは河津小の1日ということで、学校への登校時刻は7時25分以降とするとい

う指導がされています。歩いて登校する子供たちは7時25分から7時45分の間にほぼ到着します。

一方、次にスクールバスですが、東小学区、西小学区より4台、29人乗りが3台、14人乗りが1台到着します。それらのスクールバスは、子供たちの乗車時の様子や交通事情にもよりますが、おおむね7時32分から40分あたりに学校に到着し、順次ロータリー内で移動しながら1台ごとに玄関前で子供たちを降ろしていきます。最後に到着した4台目の子供たちが降りるのは40分から45分頃になります。交通状況や乗車状況、天候、また降車後のスクールバス内の確認などを考えると7時30分過ぎから7時50分まで頃の間は、正門から玄関までのスペースにスクールバスが止まっているか動いている可能性があります。

以上のような状況から、歩いて登校する子供たちとスクールバスがロータリー内で重なってしまい、特に低学年や中学年では次のような危険性が考えられます。止まっているスクールバスの間を通ってしまう。何かを落としたときなど、そのこと、ものに注意が集中し、スクールバスの動きが目に入らない動きを取ってしまう。29人乗りのスクールバスなどは、車の幅があり、歩く幅が1メートルもなく、つまずいたり友達に押されたりするような状態になるとスクールバスと接触してしまう。雨が降っているときには傘を差しての登校となり、スクールバスと接触してしまう。また、スクールバスのドライバーもロータリー内では注意すべきことが非常に多く、子供たちがロータリー内を通過することは避けたいという意見でした。

下校時も歩いて帰る子供たちとスクールバスで下校する子供たちが重なりますので、同じような危険性が考えられます。

一方、4台のバスが笹原方面からJAの前を通過して左折して学校敷地内のロータリーに入る際、笹原、谷津、峰方面から歩いてくる子供たちと待ち合わせます。その点も危険性があり、とても注意が必要です。ただ、文化の家前の交差点からJA前を通る道、笹原地区ではかなりの広範囲もそうですが、通学路の安全確保、事故防止のためにゾーン30、最高速度30キロ規制区域となっており、スクールバスのドライバーも文化の家を曲がった時点で極力速度を抑えて運行しています。そして左折付近や横断歩道付近に子供たちが見えた段階で余裕をもって止まり、必ず子供たちを通して左折しています。しかしながら、常に安全への配慮は必要です。

このような状況ですが、統合の準備を進めている時点では、歩いて登校する児童は、南小学校児と同じように正門からと考えていたようですが、4月に新体制となり先ほど述べたよ

うなスクールバスや子供たちの登校の様子、日頃の子供たちの動きの様子を考え、スクールバス運行会社とも相談し、年度初めの職員会議で話し合いを重ねました。

その結果、登校する子供たち全員の安全を総合的に考えて、歩いて通学する子供たちは統合前に浜や笹原の子供たちが正門に向かって歩いたJA横の道を通り、体育館と校舎の間から登下校することにしました。

この件につきましては、学校より4月11日に保護者宛てに通知を出しております。この方法で4月以来8か月が過ぎました。その様子を検証しながら、よりよい安全な通学の方法を継続的に研究していくことが必要と考えます。

生活リズムや生活の仕方の大きな変化は、逆に事故を招くこともありますので、今後、小学校と保護者、スクールバス運行会社、教育委員会とで慎重に検討、研究をしていきますので、よりよい方法が見つかるまで安全に配慮しながら現在の通学方法を続けさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 実際問題、何でこういう質問をするかということは、やっぱり児童たちの危険をいかに少なくするか。今、通学の子供たちが結局、車が走ってきたやつに軽トラにはねられたとか、そういう事案がたくさん発生していますので、極力例えばの話、農協のところから幼稚園のところを通る時間帯をちゃんと設定して、それなりの対処をするとか、そういう対応が必要じゃないかなと。だからそういうものも含めて、ご検討をいただきたいと思います。

それとあと、危険リスクの問題だけでなく、要は人は玄関から家に入り玄関から出るわけですよ。これがあえて横から入って横から出るという河津の子供たちがそういう教育を受けていたときに、おうちの玄関で何なの、おうちの門で何なの。やはりそういうような錯覚にとらわれるようなことがないように、ちゃんとした形で門の大切さ、玄関の大切さというのはしっかりと教えていただきたいなというふうに思います。これ答えは結構でございますので、次の質問に入ります。

最後でございますので、2分間でございます。

最後に、河津ブランドの認定事業についてちょっとお伺いをいたします。

現在、ブランド事業が各市町では取り組まれておりますけれども、河津では実際問題、今取り組まれておりません。河津のように歴史もあり、海、山、畑、温泉、全部そろったよう

な町でブランドを生み出して認定をし、情報発信をすることによって観光産業、1次産業、2次産業、活性化につながると考えられます。

賀茂圏内の1市5町でなぜ河津だけがブランド事業ができないのか。そのことについては、どのような考えがあるのかお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。たくさんあるんだけど、もう時間がないので、根本だけちょっと。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員お尋ねの河津ブランドの認定事業についてお答えします。

まず、ブランド事業がないのはなぜかということでございます。これ以前にも同じようなご質問を受けた覚えがありますので、確かにブランド商品を認定してアピールする効果は十分あると思います。ただ、河津ブランドとしてしっかりとした認定制度の仕組みづくりですか、制度設計した上で行うことが大事であるかと思っております。認定に値するような商品であることが大事で、それなりの基準や公平な審査が重要であると思います。これまでも幾つかの商品開発なども町と商工会などと共同で行った経過もありますが、制度の必要性や審査内容等について、今後、商工会などとも協議を行い、今後の対応について進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 実際問題、このたび服部先生のほうと町とそういう協定ができて、これいい機会じゃないかなというふうに思いますので、ぜひブランド事業にちょっと力を入れて進めていただければありがたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

10分まで休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

5番、渡邊昌昭議員。

〔5番 渡邊昌昭君登壇〕

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊昌昭です。

令和5年第4回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、次のとおりです。

1 問目、農業の経営安定化対策と事業継承について。

2 問目、熊対策について。

3 問目、狩猟者の確保について。

以上、3問について質問します。

町長、副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、1問目、農業の経営安定化対策と事業継承について質問します。

令和6年度の予算編成の重点施策2の豊かさをみんなで作るまちづくりの重要方針として、豊かさをつくる健康や産業振興対策としています。これまで、町長は予算編成の方針の中に、第1次産業と第3次産業の連携と言われてきました。

今後、このコロナ禍の自粛期間が明け、観光客の増加が見込まれる中ですが、農業事業者の高齢化、これは、加速度的に進み、農業人口は減る一方です。農業経営振興会の会員数も100人を割ってしまいました。雑草に覆われた旧耕作地が増える一方です。その上、働き方改革、これにより雇用期間が60歳から65歳まで延長されています。これまで、定年になったら、農業者として、農地を維持管理していこうと思っていた方が、定年の延長により、農地の荒廃がさらに進むのではないのでしょうか。

これまでは、町は第1次産業と第3次産業のマッチングにより、新たなまちづくり、これを計画してきましたが、農業従事者の高齢化が進み、新規就農者も少ない中、我々農業者も決して明るい未来があるとは言えません。

そこで、農業従事者の確保のための町長の考えをお聞きしたいと思います。河津町が、観光を主体とした町であることに間違いはありません。しかし、農業は観光に次ぐ河津町の主要産業であることも間違いではありません。

しかし、これまで話したとおり、農業者は減る一方です。古いですがけれども、2017年の農業センサスによれば、農産物の販売金額、1,000万円を超える農家、これは14軒しかございません。

今後の農業者を増やすため、いや、これまでの農業者数を維持、継続するための必要性とその方策について、町長はどのようにお考えでしょうか。

さらに、農業後継者、ここ数年、新たに就農したとか、後継者ができたという話は、あまり聞いておりません。以前は農業経営振興会の中に、後継者部会、このような部会があり、若い後継者が生産物の枠を超え、農業の未来を語る部会がありました。今ではそのような部会はなくなってしまいました。

町には青年就農制度、こういうものがあるそうなんです、その活用実績は果たしてあるのでしょうか。近年の実績について、この活用例ですけれども、説明をお願いしたいと思います。農業者の確保とその必要性、青年就農制度、これについて、お答えいただきたいと思っています。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員の大きくは農業の経営安定化対策と事業継承についてということで、2点お尋ねですのでお答えします。

まず最初の、農業従事者の確保のための私の考えをお聞きしておりますので、お答えします。

先ほどから議員もおっしゃっているように、農業を取り巻く状況というのも年々厳しくなっているということは、私も承知をしております。特にこれまで、専業農家として従事していた方々が、高齢となってやめざるを得ない状況なども聞いております。また、高齢化ですとか人口減少の問題が、産業に大きく影響しているものと考えております。

先ほど議員もおっしゃいましたが、観光面でも第1次産業は、農林水産物の食材でも大変重要でございまして、地元の産物としての食事の面でも、大いに重要な要素でもあると思っております。また、景観的にも第1次産業というのは、大事であると思っております。お尋ねのように、私は、第1次産業を維持するために第3次産業との連携によることが重要だと考えて試みておりますが、なかなか今のところ成果が出ていない、そんな状況でもございま

す。

また、事業の後継者の問題はありますが、農業による経営安定ですとか、高付加価値化などに他地域よりも有利な作物で競争できるような、そんな技術改革も必要であると考えております。こういう点でも、県の農業技術センターなどとも協力して、新たな品種や改良などにも取り組んでいかなければならないと、そういうふうに考えております。

また、消費者との関係では、産物の物流方法などによる新たな消費者の開拓なども考えまして、このたび、JAふじ伊豆と静岡の中央卸売市場の仲買の静岡VFさんの協力を得まして、河津町特産のミカンを駿河湾フェリーと静岡空港の陸・海・空を活用して、北海道へ運ぶなど、新流通網の開拓にもチャレンジをしております。

これまでも、お答えしてきておりますが、農業者の労働や経営環境の改善などとともに、新規就農者の受け入れやすい、また若い世代の後継者の確保が必要だと考えておりまして、今後も県やJAとも連携を取りながら取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

それから、2問目の青年就農給付金制度の活用実績につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは、青年就農給付金制度の活用実績ということで、お答えさせていただきます。

この制度につきましては、新たな就農段階におけます経営の不安定さを支える補助金であります。平成30年からですと2名の就農者が利用されておまして、今年度、現在の給付対象になっている方はいらっしゃいません。ですので、近年ですと2名の方がこの資金を利用して就農されているということになります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） せっかくの制度がなかなか使えないというのが難しいのかなと思います。青年就農給付金制度、こういうものがせっかくあるのですから、これをうまく使っただけのような方策も考えていただきながら、そのあたりのご支援、ご配慮をお願いしたいと考えておるところで、次の質問なんですけれども、若者が農業を敬遠する理由、これについて一つは、自然環境に左右されてしまうこと。それから、販売単価、これの不安定さによ

る経営の難しさ、これがあるかと考えております。豪雨災害、台風による被害、これらも予想されております。

今日、経営の安定化を図るためにも、収入保険、これの導入、これも必要ではないかと考えているところであります。コロナ禍の際、高収益作物に対する国からの助成に対し、収入保険の加入、それから、それらの見積り、これが要件となっておりました。掛金の高さから見積りはしたものの成約には至らなかったという方もいらっしゃるという聞いております。

収入の安定化のため、保険の助成、これはできないものでしょうか。この地域を管轄とするJAふじ伊豆、これの中の旧なんすん地区では農業収入保障の補助制度、これについて実施の方向ということです。JAふじ伊豆と2市2町が、アグリセーフティネットに関する包括連携協定を昨年7月に結び、沼津市、裾野市、長泉町には、それぞれ認定農家に5万円を上限に収入保険の掛金の2分の1、それ以外の旧なんすん地区には、1万円の補助をするそうで、加入者数がこれまでの1.5倍になった。このように農業新聞で発表されております。伊豆市では、昨年度実施した模様です。

同じJAの中で、このような補助してくれるところと、してくれないところがあるという差別があるのは、ちょっとどうなのかなと考えますが、河津町には、このような話はなかったのでしょうか。また、今後、実行の予定はないか、それについてお聞きします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまお尋ねの収入保険導入の補助制度の関係でお答えします。

制度の状況が詳しく分からない部分がありますが、他地区の制度状況につきましては、農業共済との関係なども踏まえて、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから農業保険導入の補助制度ということで、お答えさせていただきます。

農業の損害保険など農業関連の保険の種類、これも保険会社など様々あると思います。ご質問の農業収入保険と言われるのは、全国農業共済保険連合、通称農済と言われる保険の収入保険ということで答弁させていただきますけれども、町内での加入件数は今年度で10件。ほぼワサビ農家さんと聞いております。

町では、全国農業共済連合東部支部へのほうへ負担金といたしまして、57万1,000円、こ

れを今年度、お支払いしております。保険金の支払いなどの実績また個別の掛金、そういったことは個別事情なので把握はできておりませんが、この保険によりまして、災害などの被害の補償だけでなく、生産物の市場価格の上下によつての収入の不安定さなども補填されるということで、加入されているということをご承知しております。

J Aふじ伊豆エリアの自治体から掛金の補填について、各市・町の事業や施策がございまして、これのあるなしにつきましては、差別ということには当たらないのではないかと考えております。

町としましては、この農家の収入保険をはじめ、特定の農業者への損害保険等の掛金を個々に補填するようなことは現在考えておりません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 個々には考えていないということで非常に残念なんですけれども、これ1回入ってしまえば、なかなか抜けることはしなくなると思うものですから、最初の突破口としてそれをやっていただければ少しでも多くの方が共済に入れる。共済に入ってくれば今後、安定した収入、これが見込まれるのかなと考えますので、考えないということですが、ぜひ考えていただきたい。このように考えております。

次の質問に入っていくわけですが、先ほどから農業者も高齢化してくるということでご承知しておりますけれども、後継者がいない。高齢による離農、農業を離れるわけです。ですが、これと農業を希望する移住者とか、この辺のこの町の出身者、これでも結構です。親族でも構いませんけれども、これらとのマッチング、こういうことができないのでしょうか。

河津町の農業は、この地でしかできない高収益の見込める特殊な農業地域だと考えております。高齢になったからといって圃場を荒廃させてしまうのは、もったいない。通常に入れば次年度からも収穫ができるのですが、一旦、手入れをやめてしまえば、回復するには多くの時間と労力を必要とされます。

私がやっているワサビ栽培も栽培者が減少して、国有地内のワサビ沢の借地面積、これも過去と比べると半減してしまっているのが現状です。農業委員会や農業経営振興会、J Aとの連携により情報の収集と発信が必要だと思っております。

近年、高齢により農業を諦め、耕作放棄につながる農地もある中で、移住者の中には農業に従事を希望する人も多くおります。既存の圃場、施設の継続等々、これらのこの地域でし

かできない農業があります。移住希望者は相当数いるとのことですが、空き家バンクの登録数が少なく、なかなか希望に添わないといった話もよく聞きますが、移住を希望する方の中には、農業をやりたいという方も多くいるようです。空き家バンクなどを紹介するように農業をやりたいという方にどのような農業経営をしたいのかとか、これらの要望を理解し、高齢のためにやむなく営農の希望を縮小せざるを得ない農業者の気持ちを理解し、町が中心となって農業委員会や農業経営振興会を活用して、情報を収集し、JAとの積極的な情報交換により、移住希望の農業者の確保はできないでしょうか。

また、後継者が近隣の方の圃場を使って、農地を拡大することにより、経営を拡大することができます。同種の作物栽培者にはそれらの情報が入りやすいかとも思いますけれども、町が積極的に仲介していただければ、後継者も増えるのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員お尋ねの事業継承の支援ということでございます。

結論から言いますと、議員がおっしゃるそのとおりだと思っておりますし、特に農業関係団体との連携を深めていくことは大事だと思っております。繰り返しになりますが、農業に限らず、商工業者なども事業継承が大きな町の課題であると考えております。

議員もおっしゃっているように、コロナ禍の影響などにより、リモートワークなども広まりまして、田舎暮らしの魅力発信が広まりまして、中には田舎で暮らしたい人が新たな価値や生き方を求める方も多くいるのではないかと考えております。

今後も確保対策になりますが、先ほど申したように農業関係等とも連携を深めていきたいと、そのように考えております。現状の制度や関連団体の状況につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから事業継承の関係について述べさせていただきます。

まず、農業者に関しましては、令和3年6月の議会でも説明いたしましたけれども、農業次世代人材投資事業、こういった制度がございまして、50歳未満の新規就農者については最大5年間、資金を交付するものでございます。この制度は、新規就農者だけでなく条件によっては希少就農者、また、後継就農者についての支援もございます。経営の多角化や新規作

物の導入など、条件に該当すれば活用できますので、そういったことを踏まえて事業継承などが行われればと思っております。

また、こういった事業活用につきましては、事前の適用条件や計画等のヒアリングもごさいますので、産業振興課のほうへご相談いただければと思っております。

また、もう一つは経営継承、そして発展支援事業というものもごさいます。これは、新たな販路開拓、新品種の導入、経営発展の取組などの継承後の発展に対する取組についての補助でごさいます。これにつきましては、予算化等ごさいますので、事前に産業振興課のほうへご相談いただければ活用できるかと思っております。

また、渡邊議員がご提案していただきましたように、移住者と就農ということでごさいます。議員が危惧されていますように、農業者の減少のみならず農業関係の人口、農協の職員やそういったことが、集約や減少が進んでおります。現在、私たちのほうもJAふじ伊豆、そして、県の農業振興公社、静岡県のほうから農業関連事業者とともにコンタクトを取って、渡邊議員が提案されているようなことに近いようなことになればいいと思っておりますけれども、そうした施策を考えておりますので、今後とも様々農業関係者のご協力をお願いしたいところでごさいます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 第1次産業と第3次産業のマッチング、これは今後必要になってくると思ひますし、農業継承ということで考えていけば、農林事務所のほうでもいろいろ考えてくださっているようだと思ひます。そうなることが町の発展につながってくると考えます。町からの積極的な情報発信を期待しております。

それでは、2問目の質問に移りたいと思ひます。

熊対策です。

10月20日、当町の梨本地区で、熊が誤って捕獲されました。ツキノワグマでした。国内では多くの熊被害が連日のように報道されております。新聞報道によれば、県内でも今年度11月6日現在で、目撃情報が県内で62件、特に10月には1か月の間に27件、このような目撃情報が報告されているそうです。10月20日の当町での事故と言っていいかどうか分かりませんが、事故は一昨年西伊豆町に続いての捕獲になります。昨年見高地区での目撃情報、本年秋の南伊豆や西伊豆での目撃情報もあります。

これまで、伊豆半島での熊は絶滅したと言われてきましたが、今回捕獲されてきた個体、

熊ですけれども、西伊豆で捕獲されたものとは違う個体であると言われております。わなで捕獲されるということは、周辺に生息する相当数いる中の一部の個体であって、西伊豆の例の後、再び別の個体がわなで捕獲されたということを考えれば、相当数の個体が天城山を中心に生息しているのではないかと考えるのが、これ普通だと思います。

多くの町民の方から不安の声を聞いております。熊は狩猟の対象動物ですが、たまたま猟期でなく、捕獲の対象となっていないということから、今回放獣されたというものと思えますけれども、町民からは何でせつかく捕まったのに放すんだという声もありました。これ1件、2件でなくていろんな人が何で放すんだよってという声が聞かれたのが現実です。

誤って熊が捕獲された場所、今回の捕獲場所ですけれども、周辺ではワサビを栽培している方もいらっしゃいますし、踊り子歩道の周辺であり、先月には多くの観光客を招き、踊り子トレイル、これも実施された場所でもあります。

そこで、質問なんですけれども、捕獲の際の対応、これについてが、ちょっと複雑なのかなと考えております。今回のように誤って捕獲されたわけですけれども、この場合、どのような対応を取るのが正解なんですか。対応する主導権というか、指導するというか、誰がその指揮を執るのかというところがちょっと不明確なのかなと考えております。町が見つけたらしいんですけれども、県の農林事務所、これも出動したようですし、町も当然出動しております。あるいは、これを、わなをかけている人、これも出動しているわけですけれども、これ誰が、主導ができるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

今回、町、県、猟友会、これも出動したようですし、i Z o oの方も出動したと聞いておりますけれども、どのように連絡が取られたのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

そして、町には河津町鳥獣害対策協議会、このような会があります。河津町鳥獣害対策協議会ということですが、その上には賀茂地区内にも賀茂の鳥獣害対策協議会、このような協議会がありますけれども、西伊豆町で捕獲され、再び河津町で捕獲されたということであれば、結構数があるなと考えるのが普通だと思いますし、今回の対応は賀茂地区内全体での協議が必要かと考えますけれども、実際にそれらの協議というのは、協議されてきたのか、今後開催の予定はあるのかという点をお聞きしたいと思います。

誤って熊を捕獲したような場合、その指揮、主導権はどこが取るのか、また協議会での協議について、どういうふうになっているのか分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、熊対策につきまして、その対応についてお尋ねですのでお答え

します。

お尋ねの熊の件については、全国で住宅地などに熊の出没により話題となりまして、中に住民の被害などもテレビ、新聞のニュースなどでも取り上げております。また、議員が先ほどおっしゃったように数年前にも西伊豆町で今回と同じような錯誤捕獲され、話題になったことがございます。当時の河津町議会の一般質問でも議員が質問され、私としては伊豆半島に熊はいないとされており、まれなことで特に心配はしていないというような答弁をしたように思っております。

今回のツキノワグマが河津町の二本杉峠付近で錯誤捕獲されたことは、自然大系に変化がございまして、今後も伊豆半島に出没する可能性があることが確認されたものと思っております。お尋ねの対応等につきましては、後ほど担当課長より答弁させます。

それから、2問目の鳥獣害対策協議会の協議でございますけれども、現状では特に被害の報告はされていませんので、注意喚起のみで行われておりますので、協議はされておられませんし、今のところ全体での協議の予定もございません。今後の状況等によって判断することになるかと思いますが、現状では、対策協議会、町とか郡の段階でも今のところ、そういう話は出ておりませんので、そういう認識でおります。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうは10月20日、ツキノワグマの錯誤捕獲についてということで、答弁させていただきます。

まず、これにつきまして、発見につきましては、遊歩道整備しておりましたボランティアと環境省の職員がわなにかかっている熊を発見し、県と町に連絡を入れたものでございます。

状況を県と町で確認いたしまして、県の判断により捕獲放獣の判断がなされました。また、猟友会技術的支援機関として、i Z o oの職員、また獣医さんにより錯誤のわなを外し、環境省、県、そして町で協議し、その場で放獣したものでございます。

二本杉峠の山中ということもございまして、携帯でも届かない所であったんですけれども、おおむね県の対応マニュアル、そういったものに沿った形で、しっかりと手順に沿った形で対応できたと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 狩猟の免許の関係などは県が出しているわけですから、県の判断で県

と町がその場で協議して放獣したということで間違いないと思いますけれども、この放獣するというのと駆除するという、捕獲したやつを駆除するというこの線引き、これはどこに一体あるのかと。事故発生というか人に被害が、今回のように熊を放す放獣と別の場所に捕まえたやつを、捕まえた熊を自然界の山の高い所に持って行って放すとか、そういうこともできるでしょうし、あとは駆除するという、この3つのパターンが考えられると思うんですけども、その線引き、これどのようにになっているのか、その辺を知りたいと思います。

そのときの状態により、状況により、判断するかもしれないんですけども、駆除と放獣のこの違いは非常に大きくて、あらかじめきっちりと決めておく必要があるかと思いたすけれども、この辺は県のほうで先ほどの課長の回答の中で、決まっているよというようなことがあったのですけれども、どのように決まっているのか、その辺もちょっと詳しく教えていただきたいと考えております。事故が発生したときの対応、人に危害を加えたとか、そういうようなときがあったときに猟友会に協力を求めて、駆除をするのか、この辺も分からないんですけども、これも教えていただきたいと考えます。

今回は放獣したわけですけれども、放獣するに際して、GPSこれの発信機、これの装着後の放獣ってこれはできなかつたのでしょうか。発信機の装着により、今後熊の行動範囲、行動パターン、これもデータ化することができるでしょうし、一晩のうちに熊は10キロメートルほど動くよとかいうような話もありますけれども、それらがデータ化することも分かりますし、少しでも熊の行動を把握するということで住民の安心を求められることができるのではないのでしょうか。

突発的に発信機、これすぐにそろうものではありませんので、準備してないかもしれませんが、これまで西伊豆、河津と2件発生したわけですから、県に要望して、事前にそのような装備、これ準備しておく必要があるのではないかと、このように考えております。

発信機の購入予定、手配の予定はないのか。今、犬や猫にもマイクロチップを装着する時代です。少なくともタグをつけたり、そのデータを保管する必要があるのではないかと考えますけれども、その辺について、町はどのように考えているのかお答え願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの放獣と駆除との関係のご質問だったと思います。後ほどその点については、担当課長より答弁させます。

私からは、今ニュース等で頻繁に熊の出没する北海道や東北地域の8つの道府県知事が、国へ指定管理鳥獣の指定の要望をしたとの話題がありました。よく分かりませんが、私とし

てはよく理解していないんですけれども、そういう法的なものによって駆除することができる可能性もあるのかなという感じもしますので、静岡県の人はまだその段階ではないと思いますが、そういう動きがあるということも最近のニュースでは見ておりますので、その法的な部分などもこれから影響してくるのかなと思いますので、そんなことも踏まえてお尋ねの点につきましては、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） まず、それでは私のほうからは狩猟鳥獣におけますことから、まずお話しさせていただきますけれども、まず、静岡県ですと熊は狩猟鳥獣なんですけれども、狩猟に対しては自粛ということになっております。これは、県の自然保護課のほうで出しているものでございます。その自粛した上でまず県が許可を出す場合、鳥獣被害があった場合は、作物とかそういったものに被害があった場合は許可を出す場合もあるということです。今までの事例ですと、スギの皮剥ぎそういったもので被害があった場合は出した例があるそうです。

そして、GPSということですが、GPSの装着については、今回県は対応を取っておりません。また、現状で熊の出没における手順においてもGPSを取り付けるということは項目にございません。

渡邊議員がお尋ねの駆除ということが、狩猟がまずないので、今のところ駆除というのは、捕殺、例えば何かが起きて捕まえて殺すということであれば、捕殺に至る経緯につきましては、先ほど議員さんのほうも言われたとおり、ケース・バイ・ケースです。まず、危険性ですね。どういった危険性があるか、町に出たとか被害を及ぼす危険性がある、そこで大きくフローチャートが分かれてきます。危険性があれば銃による捕殺ということで、農林事務所、警察のほうで検討して、自然保護課と、そういったものを検討した上で、猟友会のほうに依頼し、捕殺するというような形になっております。それが一つの手順でございます。

町にGPSを取り付ける予定はあるか、買う予定はあるか、全くございません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） GPSを買う予定、全くありませんという回答、がっかりしております。これぐらいのことはしておいてもいいのかなと考えます。

以前、猿にGPSをつけて1か月の間、行動確認をしたことがありましたけれども、あれ

によって猿が見高入谷のほうから長野の海岸縁まで動いていると、たった1頭の猿が動いているというのが分かったし、確認もできたし、どのような道を通っているか、これも分かってきました。せっかくいい検体が見つかったのに、それをデータ化しないなんていうのは、これこんなにもったいないことはない、このように考えます。県がしないということであっても、町はぜひその予算、今からでも間に合いますので、取ってもらってぜひそれらを1台でも結構ですので、準備しておいてもらいたい、このように考えております。

今回、誤って捕獲してしまったわけですが、踊り子歩道の周辺です。ワサビ沢も点在していると。ワサビをやっている人の中には、ガサガサって音がしたってということで、非常に危機を感じている方もいらっしゃるし、熊ベルっていうんですか、あれを購入している方ももう結構います。

これらの方に対しての被害防止対策、これはどのように実施しているのでしょうか。伊豆森林管理署、先月この熊を誤って捕獲したということの後に、すぐに熊出没注意というポスターを国有地内の林道に掲示しております。国有地内で作業をしている建設会社も大きな看板を出して注意を促していると。

町はどのような対策を実施しているのですか。今後、冬になりますけれども、熊は冬眠する。このように言われておりますけれども、この温暖な伊豆半島内では本当に熊が冬眠できるのでしょうか。ちょっと分かりませんが、もし、冬眠しないのであれば冬の間は餌となるものが少なく、餌を探しに動き回ることが予想されます。これについて、町の注意喚起、これはどのようになさるのかお教えいただきたいと思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） まずは、私のほうでは注意喚起ということでお答えさせていただきます。

現在、伊豆半島の天城山圏にあっては、先ほども言ったように今のところは被害も出ていない状況ですが、現在、注意喚起ということで、まず20日に発見された後、22日に私のほうで踊り子歩道、ゲート、分岐、そして峠のほうに直接、注意喚起の看板を取り付けてまいりました。

そして、24日には天城高原ゴルフ場の登山口、万三郎岳の登山道、そういった所にも注意喚起の看板をすぐに取り付けたものでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 遊歩道と登山道、これに看板を出したということですがけれども、住民というワサビの生産者、林道を結構通っている方については、知ってはいると思いますけれども、適切な情報とそれらの注意喚起、これを確実にしていただき、事故が絶対に起きないような形にしていきたい。町がリーダーシップを取っていただきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の問題に質問に入るわけですがけれども、狩猟者の確保ということですが。

先ほどの課長の回答の中にも、猟友会を連れて行く、このようなことがありました。本年度、現在、狩猟シーズン、これが始まっていますし、狩猟、それから、有害鳥獣の駆除、これは自然界の適正な個体数、これを維持するためには必要です。生態系の維持のためにも継続的な捕獲、これが必要だと考えます。

わな免許、これについては、取得の支援がありますし、これによって、わな免許のわなによる狩猟者、これの数が増え有害駆除も続けられている。これが現実ですが、まだまだ、鳥獣害被害、これは多く、さらなる駆除が必要です。今回のように、熊が出没するなどの事故がありましたけれども、大型の獣に対し、予想外の二次的な事故を防ぐためにも、猟銃、これを所持している協力者、先ほども出ました猟友会の方にお願ひするということでしたけれども、動向を求めるもの、このように考えております。

そんな中で、町には鳥獣被害対策実施隊という、このような隊ができていると思ひますけれども、今、要項は制定されていますけれども、実際の活動はどのように編成されて活動をしているのか、農業被害の防止のみで危険な大型の獣の対応にはしていないのか、実施隊の内容とその活動について、お答へ願ひたいと思ひます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、狩猟者の確保ということでお尋ねですので、お答へします。

1 問目として、鳥獣被害対策実施隊の活動についてお尋ねです。

町は、鳥獣害対策として、現在、担当課に専任職員を委託事業で配置をして、猟友会とも協力をして対応してございます。お尋ねの実施隊の点については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうは鳥獣被害実施隊のほうについてお答へさせていただきます。

鳥獣被害実施隊は、産業振興課長、私を隊長としまして、鳥獣害の被害を防止するための対象鳥獣の駆除、追い払い、住民への指導・助言などを行った活動をしております。例えば、鳥獣害の補助金、電柵とかそういったものを行いたいよという場合は、先ほどの委託職員とともに出かけて、そういったものの指導を行ったり、また、鹿が出ればそういったものを追い払い、そういったこともしております。必要であれば、イノシシが出て困るというような町なかであれば、箱縄を仕掛けたりも行っているところでございます。併せて、町内の湘南じびえさん、また、レップジャパン i Z o o さんとも協力しつつ、鳥獣被害への対応を行っております。

先ほどの質問にもございました、錯誤熊への対応について、日頃のこういったよい連携関係が根底にあったので、私たち鳥獣被害実施隊のほうで、対応できたというふうに認識しております。現状で、主たる構成員の職員などにつきましても、全員で協力しながら対応しているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） この鳥獣被害対策実施隊、これがあまり活躍するっていう町はどうかかなと思いますけれども、これがしっかりと機能することによって、町民が少しでも安心して暮らせればいいのかと考えております。あんまり活動してもらいたくはないんですけども、うまく活動できる町になっていただきたいと考えますけれども、先ほどの課長の話の中からも度々出てきた猟友会、これのメンバーについてですけども、狩猟者、これの高齢化、これが今、やっぱり進んでおります。高齢化が進む町の特有なんでしょうけれども、わな免許の取得者、これについては、町が支援をして毎年数名の方が新たにわなの免許取得して、わなによる狩猟者、狩猟総数も増えている。このように考えております。

それに対して、猟銃を所持している方、これ聞いたところに、賀茂農林で教えていただいたところによりますと、町内では42名の方が猟銃を所持しているということです。銃の所持ということを考えますと、その危険などの点から見ると、その許可は非常に厳しく管理されているのが現状です。

狩猟免許、これについては、県知事の免許が必要です。許可が必要ですけども、銃の所持、これについては静岡県公安委員会、これの許可になっていると思います。

このように複雑ですし、年に銃の保管状況をお巡りさんが家に行って確認するとか、保管するにも、台座と離しておきな、銃身に離しておけとか、弾とは別のところに保管しろとか、

非常に厳しいことを言っておりますけれども、このように複雑な中で、こんな状態で新たに銃の所持許可、これを申請する方は非常に少なくなっているのが現状かなと考えております。

そして、猟銃の銃猟の狩猟者、これが、高齢化が進んで、あまり山の中を走り回れないよという方もいるのではないのでしょうか。以前は賀茂郡内にも射撃場、銃の免許を取るために、許可を取るために、射撃場、訓練する場所もあったんですけども、それもなくなって実際には富士のほうへ行かなければ、その射撃場がないというのが現実ですし、実弾を購入したいといっても、昔は、以前は下田に店舗がありましたけれども、今はその下田の店舗も廃業しているので、銃の弾を買う、これについても、町内この近辺ではなかなか難しくなっているのが現実ではないのでしょうか。

こんなことから、銃猟、銃で狩猟する人、これも減る一方だということを考えますと、今回、熊のときには猟友会長に同行してもらったということですけども、このようなときには二次的な災害を防ぐためにもいざ何かあったときには、多分、撃つと思うんですよ。その撃つのを実際に猟友会の方に行っていただかなければ、それが、安全が確保できないということになれば、困りますので銃の所持者、これの協力が必要となってくると思います。

今は、将来を見据えて鳥獣害対策実施隊の方に銃の所持、これの支援をすとか、猟銃の所持者を確保するために、わな猟免許の取得と同じように銃による狩猟の免許取得に補助の制度、これができないのか、ご支援ができないのか、これについて質問したいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの狩猟者の高齢化と減少対策ということでお尋ねです。

お尋ねのように、狩猟者の高齢化や銃の取扱いの関係で、大変銃の所有者については、大変厳しい状況であると認識をしております。

当町では、わなの免許取得については、補助をしておりますが、お尋ねの銃所持免許取得についての補助は、現在のところ補助はしておりませんが、今後の検討事項とさせていただきます。お尋ねの点につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうは猟友会の高齢化ということでお答えさせていただきます。

猟友会の構成ですけれども、現在、登録が今年度おおむね50名、そのうち渡邊議員が申したように銃の所有者が42名ですけれども、そのうち今回、一種銃猟、銃での猟について許可をいただいている方、42名中30名となっております。高齢化が進んでおまして、もう既に

平均で65歳を超えております。扱う人が減っていることは先ほど言ったように銃の扱いの難しさ、また維持の難しさということもあるんですけども、減っていることは承知しているところでございます。

鳥獣の有害鳥獣の駆除において、銃なくしては難しいのが現実でございます。銃の所持ということは補助ということも先ほど町長も言われましたように、そういったことも含めて、有害鳥獣の対策やそれに関わる人が減らないようなことも、今後考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 町長のほうから、今後、銃の所持についても検討していく、補助について検討していかなければいけないということで、非常にちょっとほっとしているところもあるんですけども、今は、まだまだ元気な狩猟者の方がいらっしゃいますし、山、飛び回って鹿とかイノシシを駆除してくれているということがあって、いいなとは思っているんですけども、将来のことを考えると不安がいっぱいではないかと、このように考えます。

ぜひ猟銃の所持者の確保、これに対する支援、これも検討いただいて少しでも町の鳥獣害被害、これが起きないように検討していただきたい、このように考えます。

以上で、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

15時15分まで休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 正 木 誠 司 君

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員の一般質問を許します。

1 番、正木誠司議員。

〔1 番 正木誠司君登壇〕

○1 番（正木誠司君） 1 番、正木です。

令和 5 年第 4 回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長から許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

私の質問は次のとおりになります。

1 件目、令和 5 年度のふるさと納税の寄附状況について。

2 件目、旧南中跡地活用に対する議員からの質問の回答について。

3 件目、学校給食における食材費高騰の影響について。

4 件目、県立高校第三次長期計画に対する河津町の取組について。

以上の 4 件となります。

町長及び副町長、教育長、関係各課長の答弁を求めます。

まず、1 件目、令和 5 年度のふるさと納税の寄附状況について、お伺いします。

ふるさと納税制度は、2008年の立ち上げから15年が経過し、現在では多くの国民が利用する制度として定着しております。また、財源が乏しい地方の自治体にあっては、貴重な自主財源として注目され、それぞれの自治体がいろいろな工夫を凝らした取組を進めて自主財源確保の努力をしております。

河津町においては、令和 3 年度に約 1 億 5,900 万円、そして、さらなる寄附額アップを期待したんですが、昨年、令和 4 年度については約 1 億 2,900 万円とダウンしてしまいました。

そこで、令和 5 年度につきましては、町長の肝煎りで、ふるさと納税専任の担当としての地域おこし協力隊員の配置、こういうふうなことをされまして、これは町長がふるさと納税額アップについて、非常に重要視しているからだと理解をさせていただきます。

以上を踏まえて、この令和 5 年度のふるさと納税の寄附状況、これは今年の 10 月でも、この 12 月でも結構ですので、最高額であった令和 3 年度、また昨年令和 4 年度との同じ時期の比較についての数字をお教えいただきたいのと、今年、この令和 5 年度について、寄附の見込額はどのくらいを想定しているのか分かればお伺いをいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、私から現在のふるさと納税の今年度の状況について、説明をさせていただきます。

今年度のふるさと納税の寄附額ですが、10 月末現在で 5,628 万 7,000 円となっております。

令和3年度につきましては、先ほど言われましたように過去最高額を記録した年ですが、そちらにつきましては10月末時点で、5,093万円で11%の増でございます。あと、昨年度の令和4年度につきましては4,015万2,000円で40%の増となっております。

ただ、報道等でご存じかと思われませんが、10月からの返礼品規定等の厳格化によりまして、他市町村では同等の返礼品に対する寄附額の増額が見られまして、9月末までに駆け込み寄附がなされたとの報道がされております。

当町でも9月だけで比較いたしますと、昨年度より449%の増となっております。例年では、年末に向け寄附額が伸びる傾向にありましたが、今年度は例年どおりの伸びがあるか危惧している状況でございます。

そういった状況でありますので、今年度の最終見込額というのが現在ではまだ分からないかなど、やっぱり11月、12月の状況を見た中でちょっと見込額が判断されるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の数字でいきますと、令和3年度、令和4年度に比べて今年度は伸びていると、順調に推移しているのかなと思います。やはりこれは、専任職を置いて、また新たないろんな商品を開発したりして、その効果が出ているのかと思います。

この9月だけで440万円の伸びという形ですが、先ほどの話ですと、大体、令和3年度に比べれば、もう本当に1,000万円以上伸びていますので、やはりそういうところも出ているのかと思いますので、今後このこれからの本当に一番伸びるであろうこの年末の11月、12月の伸びというのをよく見てもらって今年もまだ、12月から考えれば4か月ありますので、まだ十分な何かしらの対策ができるんじゃないかと思いますので、今後とも、ぜひ、このふるさと納税の寄附額のアップ、増加策、こういうものに対していろいろ考えてもらいたいと思います。

そこで、今現在、行っていること以外に、さらなる寄附額アップとなるような取組について、何か町として考えているのか、あれば伺いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 寄附額アップとなる取組についてということでございますが、先ほど正木議員のほうからも話がありましたとおり、今年度5月から返礼品対策といたしまして、地域おこし協力隊を1名雇用して事業者への協力をお願いしながら、返礼品の掘り起

こしを行っているところでございます。

主なものを申し上げますと、宿泊施設の宿泊費補助券等について、今年度新たに5施設、28件を登録いたしました。また、5施設23件を総務省に新たに申請している状況でございます。

近隣市町でも、宿泊費補助関係の寄附が多く割合を占めていると聞いております。2月から始まる河津桜まつりに向けて、関連する寄附額が増加することを期待しております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 本当に私も幾つかのふるさと納税のサイトを見た中で、去年に比べて宿泊券がすごく増えているなというようなことは分かっております。ですので、やはり観光地としての河津町、これから後半が、河津桜まつりがある町でありますので、これから先に、本当にその返礼品として宿泊券を使って河津町に来てもらえる。

また、そうなればそういう方々が町にお金を落としてもらえるとという形にもなって、どんどん伸びて行ってほしいというのが現状ですので、推移をよく見守ってもらって今年だけではなく、ふるさと納税、それこそ先ほど対前年比と言いましたけれども、対前年比300%でも500%でも増えれば増えるだけ、自主財源が確保できるというような制度ですので、本当に今後も続けていろいろ取り組んでもらいたいと思います。

あと、その中で一つこれは私からの提案になるんですけども、ほかの自治体がいろいろ取り組んでいることについて、いろいろと私も調べたところ、特にその中で非常に効果的なのは、訪れた観光客の皆様が、その場でふるさと納税のものを買って、そこですぐに使う。これは何かと言いますと、伊東市が行っていますふるさと応援感謝券と言いますか、単純に言いますと、伊東のマリントウンの観光案内所でもって、そこでもって販売するそうです。そうしますと、その場でそのふるさと応援券を買っていると、ふるさと納税として、購入してそうするとその場でもって、例えばお土産を買ったり、もし来た人が寄ったときにはその後、伊東市内を回ったときに、伊東市内で使えるというような券を発売して、これがかなり売上げを伸ばしているというふうなことを、伊東の人からも伺っております。

そこで、ぜひこの河津町におきまして、2月の河津桜まつり、今からこのような同じようなものを作るとなると、申請の関係とかそういうものもいろいろ大変でしょうけれども、もしできれば本当に桜まつりにおいて、人が集まる所において、ぜひふるさと納税のブース、こういうものをつくってもらって例えば、今各ホームページに載っているような商品を並べ

てみたり、また、その場で宿泊券を売ってみたり、今言ったようなふるさと応援券みたいな、こういう新しい商品を置けば、さらなる売上げアップになるのではないかなというふうに思っています。

というのも、この観光に来てくれている人、その方が、我々もそうですけれども、いろいろな観光地に行くと、行ったときというのは、ここはすごいきれいだな、よかったなと楽しくて浮き浮きした気分になって、ちょっとつい財布のひもが、緩んでしまうというのもあるみたいです。

そうなれば、その桜まつりに来た観光客の皆さんが楽しいなとか、また来たいなという思いを持っているうちに、目の前にそこにいるようなお土産ですとか、宿泊券が並んでいれば、これまたリピーターの確保になると思いますので、ぜひともそういうふるさと納税における、ごめんなさい、河津桜まつりにおける、ふるさと納税のブースの建設、こういうものをちょっと時間がなくて大変かもしれませんが、考えていただきたいと思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

それにより、本当に少しでもふるさと納税の額がアップすれば、私、前回、9月にも質問させていただきましたが、高齢者の健康マイレージの積立て等の施策、そういうものにも活用できて、本当に町民にとっての還元というものにもつながるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、次の質問に移ります。

旧南中学校活用についての説明会で、4月に実施した議員説明会で我々説明を受けたんですけども、そのときに何件か質問させていただいて、これは9月の定例会でも質問させてもらいましたが、そのときには現在、先方企業にて検討中であり、役場で回答があり次第、また議員のほうへ通知するというふうな回答をいただいております。この一般質問を通告した11月10日現在で、まだその回答が来ておりません。9月の定例会以降、役場のほうから、どのような形で問合せ等を行っていたのか、現在、もし回答が来ているのであれば現在の状況はどのような状況なのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、11月10日以降、回答があったかというご質問ですので、それについてお答えさせていただきたいと思います。

4月20日の議員月例会の説明会の際で、事業者のほうへの質問に対して、ということでございますが、何度となく事業者のほうへは回答を求めている状況でございます。それで、回

答につきまして、一応11月20日に回答案といったものが少し来ました。ただ、しかし議会からの要望に合った内容ということに関しては、少し隔たりが大きいものですから、再度調整をさせてもらっている段階でございます。

また、議会のほうに説明する場を設けた中で、報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 回答はあったけども、我々が求めているものとは隔たりがあるというような認識をさせていただきます。

今、この場ではなかなか回答内容については、言えませんよね。そこはまた改めまして、説明会か何かを通して、議員のほうに伝えていただきたいと思います。

特に、私が危惧するのは今回2点、ご存じかと思えますけれども、誘導員の配置、出入口の誘導員の配置と、あとは今、植えてある河津桜、そちらのほうの移植はできないかという2つの問題でした。

もし、その回答のほうで、これから町のほうでもお願いして、なかなかよい回答がもらえないようなら、この町としてもいろいろその対策というものをやってもらうことも必要なと思えます。

やはり特に出入口の誘導員の配置というのは子供たちの通学路に当たる所に、子供たちの安全確保という面で、これは本当に重要なことだと思いますので、ぜひここはお願いしたいということと、河津桜の移植についても、もし、先方の業者がやらないのであれば、今年の桜まつりが終わった段階でも結構ですし、河津町には河津桜の守人の会もおりますので、そちらにご相談するなりして、業者としては伐採しますよという答えが出るようでしたら、町として移植等を考えて、なかなか河津桜は本当に弱い木でもって、根をつかせるのは大だというのは聞いておりますが、今ある何本かが本当にあそこの桜は形もいいし、きれい。かなりいい桜だと思いますので、どこか伐採してなくなるのではなく、ぜひどこかに移植して、またいろいろ町民や観光客の目を楽しませてもらえるような措置をお願いしたいと思います。

では、続きまして、3件目の質問、学校給食における食材費高騰の影響について、質問をさせていただきます。

間もなく2年近くになるロシアのウクライナ侵攻や、また、今年に入って始まりました、中東におけるイスラエルとハマスの戦闘による世界的な燃料価格の高騰やその高止まり、また、欧米各国のインフレによる急激な円安等による様々な輸入品や石油製品、いろんな燃料

が軒並み値上がりして、この2023年は我々庶民の生活にとって非常に厳しい年になったと思います。

また、我々の生活が苦しいのと同様に、日本各地において学校給食を運営している会社の倒産なんかはかなりニュースとなりました。

また、食材費高騰による学校給食の質や量の低下、これが全てとは言いませんが、今現在、本当に一般人が自分で写真を撮ってSNSに上げられるような時代でもって、いろいろな形でもってちょっとこういうふうに給食が、量が減ったよとか、すごい品数が減ったよみたいなことを発信している父兄の方も結構多く見られました。

そこで、この河津町の学校給食において、この食材費や燃料費の高騰の影響は、どのくらい今あるのか、これについてお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの正木議員の学校給食における食材費高騰の影響についてということで、具体的に河津町において影響はあるのかという質問ですがお答えします。

国のコロナ対策や物価高騰対策の交付金を活用しまして、昨年度は10月から3月分まで、さらに本年度分の給食費の全額と保育園等にも町としては援助しております。そういう中でございますけれども、お尋ねの点につきましては、教育委員会の事務局長より答弁させます。以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私からは、河津町における影響について説明させていただきます。

平成27年度に改定した給食費を令和4年10月24日の河津町学校給食運営審議会で、食材などの高騰が著しいため、令和5年度から、小学生は4,400円から4,800円へ約9.1%、中学生で4,900円から5,500円と約10%の増額改定を決定し、4月より改定したことにより、質や量について、現時点では影響は出ておりません。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 私も学校給食審議会に入っておりますので、今回の改定につきましては、存じ上げております。

やはり、一番危惧しましたのは、そういう形で給食費の値上げというのがあったんですけども、さらなる値上げとか燃料費によって、本当に食材費なんかは上がるとどうしても質

を落としたり、量を減らしたりというふうになっていることがないかなという心配がありましたもので、今の先んじての値上げでしたが、それによって質や量が確保されているというふうになれば、これを今後もずっと続けてもらえればと思います。

特に、今年度につきましては、先ほど町長からもありましたが、全額国の交付金による補助という形でもって、父兄のほうに負担はないんですけれども、来年以降、どうしても今後、給食というものが各家庭の中での負担となっていく中で、今年、先ほども言ったように500円程度上がっていく中で、それがぜひ負担にならないよう、また、来年以降は円安から円高になって、物価高が落ち着いていくというような経済学者の観測もありますけれども、それとは反対に今のまま続いて行くというような話をしている方もいらっしゃいます。

日本経済の来年の半年先の状況というのは、本当に分からない状況であり、最悪の状況が進めば本当にさらなる給食費の負担、各家庭に負担をなかなか求められないとなると、やはり町から給食費の負担増、支出増というものも考えなければならなくなるかと思います。

日頃から町長が、町の財政は非常に厳しいとおっしゃっておりますけれども、予算が厳しい中であっても子供たちにとって、学校給食というのは、学校生活の楽しみの一つであると思います。ですので、質や量、この楽しさというものは欠かせない形でもって、さらに各家庭の負担を増やさないような形でもって、来年度以降も取組をお願いしたいと思います。

続きまして、何とかこの負担を減らすというような方策、これは簡単にはできないとは思いますが、今現在、休耕地とか河津町は結構あると思いますが、そちらのほう活用ができないかなというような形、半分私のほうの提案にもなるんですけれども、私は河津町の東小学校に通っておりまして、今でも覚えているのが学校の近くの畑でサツマイモを掘って、その掘ったサツマイモが給食に天ぷらになって出てきて、本当にすごくおいしかったので、50年たった今でも鮮明に覚えております。

そこで、提案となるんですけれども、この今、河津町、先ほどの同僚議員からの話でも本当に農業従事者がすごく減っている。休耕地や休耕田もかなり増えているということがありましたが、そのような休耕地を活用して、野菜や果物を作って、それを給食に使う試みというところを実現できないでしょうか。

その作るときに、植えるときでも、収穫するときでも、また途中のときにでも、幼稚園児から中学生までが、何らかの作物育成に関わって、町内の給食に使用すれば、自分たちが作った作物を食べるということを通して、学校の仲間が作った作物を食べる食育、こういう観点で見れば、小さい子供にとっては、食べ物を大切にすることを養ったり、また、苦手な野菜

なんかも友達と一緒に食べるとすごくおいしかったみたいなことが、ほかの学校でやっているのを聞いております。

また、小学校の高学年や中学生にとっては、こういう町の、自分が町の農業に少しでも携わることによって、町の農業の実態を知ること、また、それを通して食料自給等の勉強にもつながるのではないかと思いますので、ぜひこの休耕田を使った食物、野菜や果物の栽培を小学校、中学校に取り入れて、それを食育の観点を含めての導入が可能かどうか、お伺いをいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのお尋ねの件でございますけれども、確かに、休耕田対策ですとか、あるいは地元食材を活用するという面で、また、食育の面でも大変いいことだと思いますが、お尋ねの点につきましては、教育長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 議員のおっしゃる幼稚園児から中学生までが、野菜や果物を作るということは、アイデアの一つとしてはよいと思います。しかしながら、野菜や果物の栽培には、継続的に関わる時間が必要であり、その活動を基に事前・事後の準備、指導の時間も必要になってきます。

今年8月の中央教育審議会において、授業時数や学校行事の見直しが提言の中でまとめられています。こうした中で、いろいろな学習や活動の時間、行事の時間をどう確保していくかが学校では大きな課題となっています。

現在、小学校1、2年生が生活科の学習内容の一つとして、JA青年部の協力を得ながら、文化の家近くでサツマイモを育てています。ただ、芽挿しを6月12日、収穫を10月30日、焼き芋にして食べたのが11月27日、このように行っていますが生活科の中では、いろんな学習内容があるもんですから、その3時間を確保するのが精いっぱいです。

また、食育に関する学習では、栄養教諭の指導の下、5年生の初めての調理実習において、健康づくり食生活推進協議会の皆さんの協力を得ながら、調理実習を行いました。

学年によっては、このような学習活動を行っていますが、議員の考える活動を行うためには、初めに申し上げたように、現状では活動時間の確保が難しい状況にあります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 私の質問が、ちょっと至らなかったところがありますが、今現在、行

っております先ほど言ったサツマイモの芽挿しと収穫と食べるということを、私も本当に全てを、毎日水やりをやったりとか、そういうところはなかなか難しいというのは分かりますので、今言ったように種をまくところ、例えば途中で一度ちょっと水をくれて自分たちで途中で見たり、先ほど言ったように収穫をして、それを食べる。今言った今確保している時限でいいますと3時間ですか。それを幼稚園から中学までできないか。

また、これは私の話が広がっちゃうかもしれませんが、先ほど言ったように町内にある休耕地、休耕田、こちらを活用して、これは先ほど同僚議員のほうの話からもありましたが、例えば移住者の方、この方を地域おこし協力隊として採用して、そちらのほうの畑のほうの育成等も行ってもらおう。そういうこともできないでしょうか。

そうならば、その途中のポイントのところ、各幼稚園生、小学生、中学生みんながその畑に行って、自分たちが植えた種、本当に苗が大きくなっているところ、それを取ったところで、ある程度の量が確保できれば、いろいろな自分たちが作ったところ以外の、すみません、自分たちの学年以外にも食べてもらえれば、小さい子からすれば自分たちの町のお兄さん、お姉さんが作ってくれた野菜だよ、上の子からすれば自分たちの下の弟、妹が作ってくれたところの野菜だよというところも、本当の食育にもなるのかと思いますので、ぜひそういううまく休耕地の活用、また地域おこし協力隊の活用、移住者の活用というほう、うまくいけばそういう形でいろんな面で取組ができると思いますので、いろいろ簡単にはできないと分かってはおりますが、ぜひとも今後、この食育の観点から、休耕地を活用した野菜や果物の作成、こういうもの作成までいきませんが、例えば種まきだとか、収穫体験というものを取り入れていただきたいと思います。

それでは、最後の県立高校第三次長期計画に対する河津町の取組について、質問をいたします。

静岡県では、ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画という名の、静岡県立高等学校第三次長期計画を進めております。賀茂地区においても、地域協議会が設立され、令和4年7月に岸町長及び前任の鈴木教育長が、会議に参加されていると思います。

この長期計画の趣旨は、簡単に言いますと、少子化を踏まえての県立高校の再編だと多くの町民も分かっていると思いますし、今後はその計画にのっとって、県内各地で高校再編とかいろんな話が進んでいくものと予想されます。

令和4年の会議の資料というものが、ネット上に公開されておりましたもので、そちらのほうを閲覧させてもらいましたが、その中にどこにも高校再編だとか、統合だとか、廃止と

いう言葉は載っておりませんでした。

ですが、ご存じのように隣の東伊豆町の町長ですか、町長が2か月ぐらい前ですか、東伊豆町は幼稚園から高校までの一貫教育の推進をしていくよ、というようなことを正式に発表しました。

また、この静岡県の中では県内の中高生を対象とした、静岡魅力探求プログラム「アオハルし放題」というような、これは静岡銀行さんとかが後援して、各いろんな高校生を募集して、いろんな授業の審査をするというのがありまして、今年は、稲取高校の生徒が、見事、最優秀賞に輝いたのは、ニュースでも結構やっておりましたし、昨日のテレビ静岡の番組でも取り上げられて、私もそれを見ておりました。

その生徒のスピーチの中で、その稲取高校の被服食物部の女の子が言ったのが、今自分たちの高校がなくなってしまうかもしれない。そのために私たちは、地元の雛のつるし飾りをモチーフにした砂糖を固めた干菓子を作ってみました。それには東伊豆町のいろんなさんとかいろんな悠遊庵ですか、お菓子を作っているところの人たちも協力して、文字どおり本当に高校生から町を挙げて、いろいろ協力したというのが実態だと思います。

稲取高校は、歴史を私が見ましたら、1919年に稲取実業補習学校として設立されましたと、1948年には河津町にあった上河津実業補習学校、また下河津にもありました下河津実業補習学校と統合され、現在の稲取高校という形になり、文字どおり河津町と東伊豆町、この2町における高等教育のために設立された高校という認識だと思います。河津町内にも多くの卒業生がいる、本当に文字どおり、この東河地区の高校だと私は思います。

先日、町内のある方から、ちょっと厳しく言われたのは、うわさによると稲取高校はなくなってしまうんじゃないかと。河津町はそれについて、何も発信していない。どういうふうを考えているんだと。なぜ、何もしないんだというふうなことを、ちょっと言われました。

私としても、詳しいことが分からなかったもので、すみません、今現在、取組については進めていると思います、というくらいしか返事ができなかつたんですが、ぜひ、今そこで現在、この河津町において、この県立高校第三次長期計画について、どのように取り組んでいるのか、また、将来に向けてどのような方針を考えているのかについて、お伺いをいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、私のほうから県立高校の第三次長期計画に対する河津町の取組ということで、現時点の取組状況等をお話しすることと、今後の方針についてお答えし

たいと思います。少し長くなりますが、よろしくをお願いします。

この問題につきましては、他の議員からも同じような質問があったかと思っておりますけれども、現状での考え方についてお答えします。

先ほど、議員からお話がありましたように、県教委による県立高等学校の在り方に関する係る地域協議会の経過について、まず申し上げます。この地域協議会は、先ほど議員がおっしゃったように生徒の減少などにより、県教委として今後どうしていこうかというこの会議でございます。

この会議は、昨年、令和5年8月2日に、下田市で行われた地区協議会において、県教委の県立高等学校第三次長期計画、これは先ほど議員がおっしゃった計画でございますけれども、これは2018年から2028年の計画でございますが、この見直し方針を受けまして、これまで県の教育委員会では、この協議会を通して強引に統合や廃校などの方針を決めないでほしいと、また、地域の意見を聞いた上で進めてほしいと、私もこの協議会で申してきました。

そうした中で、その後、3回の協議会を得まして、令和5年8月4日に第4回の協議会でグランドデザイン策定に向けた協議が行われまして、各首長に意見が求められたので、私は次のような発言をしました。

河津町には、高校は存在しないので、高校存続や廃校などによるまちづくり等の影響はありませんが、河津町の子供たちには行きたいところの高校に行かせてやりたい気持ちであります。また、現状を踏まえると、在り方について、3つの課題が考えられますということでお答えしております。

1つは、位置の問題、これは、通学費用も関係するからでございます。保護者の負担を考えると近いほうがよいので、稲取高校は存続してもらいたい。現状は稲取高校、下田高校、伊豆伊東高校などへ河津っ子たちは登校しております。町内に高校がなく、通学費もかかることから、今年度より河津町としては、伊豆急線内の通学地駅までの費用の2分の1の補助を今年度から行っております。

2つ目の問題は規模の問題でございます。教育効果を考えますとそれなりの人数がいないと、先生の配置や配分などが少なくなりまして、学力の低下が心配されます。また、部活動も自分が望む種目が存在するかなど、いろいろな面で教育効果の低下が心配されるので、一定の規模の学校が望ましいと思われまます。これが2点目でございます。

3つ目でございますけれども、内容についてでございますが、子供たちが学校を選ぶときに、学校の魅力や特色などが重要で、魅力化のための取組が必要となるので、魅力化の努力

に期待をしております。

今後の方向性として、このような現状や課題を考えたときに、稲取高校を残す方法として、規模や内容について、ここ数年の間にサテライト化や構成などを含めて考え、併せて魅力化の取組を考えなければならないと思いますと、以上のような私の意見を述べさせていただきました。

これとは別に、これまで、賀茂地域の広域連携会議でも高校の魅力化について課題が提案をされ、河津町は東伊豆町と稲取高校魅力化推進協議会で、平成30年度より協議をして進めてきましたが、令和4年7月に先ほど申した県教委による地域協議会が発足したことにより、稲高魅力化推進協議会による協議が薄れてしまっているのが現状でございます。

そうした中で、先ほど議員がおっしゃったように、本年8月の第4回地域協議会で東伊豆町長から、町立幼稚園、小・中・高等学校を同じ敷地内に設け、管理費などをそれぞれがシェアする方法で検討案が協議会の中で示されました。

東伊豆町の方針を受けて、河津町としては、稲取高校の存続に向けて東伊豆町が考えた提案であり、あえて、河津町がこれまでの魅力化推進協議会に参加する意味もないことから、協力関係を築きながら今後の県の地域協議会での、グランドデザインの方向性が決まるのを待って、両町で行ってきたこれまでの魅力化推進協議会の離脱について、申入れをしたところでございます。

今後は、地域協議会の中で河津町としてはやっぴいこうということでございます。まだ正式には決まっておりますけれども、これまで広域でやってきた魅力化協議会については、東伊豆町の方針を見守るといふことにしたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今こうやって町長のほうから、詳しくどのようなことを取り組んでいるのか聞けば、本当に河津町もこの稲取高校の存続について、すごく考えて一生懸命に取り組んでいるというのは分かると思います。

ぜひ、こういうものを簡単に表に出していかどうかという問題もあると思うんですが、ぜひ町長がこういうふうに取り組んでいるところを町のホームページとか、そういうところで発信して町民の方にも知らせるのもすごく必要なことではないかと思っております。

先ほども言いましたけれども、この河津町においては、本当にこの稲取高校の卒業生も多くて、実際に私の母親も昭和7年生まれなんですけれども、本当に稲取高校の卒業生でした。

今でも私の友達もかなり稲取高校の卒業生が多くて、本当に学校がなくなるのかなという形でもって、すごく危惧しております。

特に、この河津町においては、いろいろ今年は小学校の統合等もありましたし、名前は変わって学校は残っているんですけども、私も自分が通っていた河津南中、今回の河津東小もなくなりましたし、幼稚園もなくなりました。実は、高校は東京のほうに行ったんですが、その高校も今はなくなりまして、今自分の母校というのが一校も残っていない状況なんですよ。

これ、かなり淋しいなと思いますので、今後、少子化が進んでどうしても学校が減っていくというのは、これはもう流れの中で避けられないのかなというふうな形であるとは思いますが、例え今年からは伊東市においては、ご存じのように伊東高校、伊東商業、また城ヶ崎分校が統合されて、伊豆伊東高校になりました。ただ、伊東では1時間電車に乗れば、沼津市や三島市の学校ですとか、私立高校も含めてすごく通うこともできれば、選択肢がかなりあると思います。

本当にこの伊豆半島の南地域においては、高校が一つなくなるということは、子供たちの選択肢がなくなってしまう。これは先ほど町長もおっしゃったように、子供たちが自分の将来を選択するとき、本当に選択肢を残してやりたいというのが、これ我々大人、私たち議員やここにいる町の課長さん含めて、全員が思っていることだと思います。

ぜひ、このような形でもって、何とかこの賀茂地域、下田高校及び稲取高校が存続することに対して、いろいろまたアイデアを出したり、町民の意見を聞いたりすることも必要ではないかなと思いますし、例えば近隣の伊豆の国市ですか、田方農業高校というのはご存じかと思うんですけども、この東部の県立高校の中で、田方農業高校の動物科学科、食品科学科、ライフデザイン科というのはかなり人気が高くて、みんなもう1.3倍とか、ほかの学校が1倍を切っているところでもって、本当に1.3倍とか1.5倍の募集が集まっているような感があります。

やはりそれは、ほかにはないような魅力的な科というところもありますし、去年まで城ヶ崎分校にありましたデザイン科、美術科ですか、デザインをやる科がありまして、今は伊豆伊東高校の中にそちらの科が残っておりまして、芸術科というのかな、そういう科が残っておりまして、多分この賀茂地域のほうからも、そちらのほうに行きたいという子が何人かいて、伊豆伊東高校のほうのそのデザイン科のほうにも通っているというのも聞きましたし、過去には何人か私の知り合いの子供も通っておりまして。

また、我々河津町の姉妹都市であります白馬村、この白馬高校には国際観光科という、白馬の雪のリゾート地ということで、いろいろな外国人を受け入れたりとか、そういうこともやっている関係で、国際観光科というのをつくって英語教育ですとか、また、ほかの高校にはないような観光科という特化した学科を設けて、子供たちの確保を行っているというのを聞いております。

ぜひ、そのようなアイデアをいろいろ充実させ、つくって、この賀茂地域に高校が2つ残る、すみません、松崎高校、稲取高校を入れれば、この4校がどうにかしてうまく残るようなことを町として取り組んでもらいたいと思います。

以上、本日は4点につきまして、私のほうの一般質問とさせていただきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました7番、上村和正議員、2番、北島正男議員の一般質問は、明日6日に行います。

---

### ◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

12月6日（水曜日）

## 令和5年河津町議会第4回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和5年12月6日(水曜日)午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第57号 河津町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第5 議案第58号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第59号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第60号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第8 議案第61号 令和5年度河津町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第9 議案第62号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第63号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 選挙第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

---

### 出席議員(10名)

- |    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 正木誠司君 | 2番  | 北島正男君 |
| 3番 | 大川良樹君 | 4番  | 桑原猛君  |
| 5番 | 渡邊昌昭君 | 6番  | 遠藤嘉規君 |
| 7番 | 上村和正君 | 8番  | 渡邊弘君  |
| 9番 | 稲葉静君  | 10番 | 宮崎啓次君 |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長 岸重宏君 副町長 木村吉弘君

教 育 長	鈴 木 弘 光 君	総 務 課 長	川 尻 一 仁 君
企画調整課長	稲 葉 吉 一 君	町民生活課長	鈴 木 亜 弥 君
健康増進課長	土 屋 典 子 君	福祉介護課長	土 屋 勉 君
産業振興課長	中 村 邦 彦 君	建 設 課 長	臼 井 理 治 君
防 災 課 長	村 串 信 二 君	水道温泉課長	友 田 佳 伸 君
教育委員会 教 務 局 長	島 崎 和 広 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	渡 辺 音 哉 君

---

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長	山 本 博 雄	書 記	山 田 祐 司
---------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

---

◎発言の訂正について

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） 昨日の8番、渡邊弘議員の一般質問の答弁で、防災公園整備計画再編の検討についてということで、発生土の搬入路の件につきまして、私のほうが、13万立米から5万4,000立米に減額されるということで答弁をさせていただいたわけですが、違算がございまして、約4万5,000立米になるということで、訂正をさせていただきたいと思っております。

おわびして訂正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。申し訳ありませんでした。

---

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） それでは、次第どおり進めさせていただきます。

日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には一問一答ごとに答弁をします。

なお、全般にわたって質問をするか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとなりますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

7番、上村和正議員、2番、北島正男議員。

---

◇ 上 村 和 正 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、7番、上村和正議員の一般質問を許します。

7番、上村和正議員。

〔7番 上村和正君登壇〕

○7番（上村和正君） 7番、上村和正でございます。

令和5年第4回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答で質問をいたします。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

私の質問は、花泉園跡地の防災公園関係、トイレの改修の件、停電時の広報についてお伺いいたします。

まず、防災公園でございますが、平成30年11月に防災公園整備関係の議員説明会が行われ、令和3年1月に、地元でもある峰で説明会が行われました。

5年前の説明では、地域防災拠点として、救援・救護活動の前線基地及び救援物資輸送の中継基地の機能、施設としては、救援物資の集積及び仕分の場所、自衛隊の災害派遣部隊のベースキャンプ、救援物資のストックヤード、応急仮設住宅建設スペース、災害廃棄物等の一時集積スペース、施設整備例として、平常時活用できる多目的広場、休養施設として、休

憩所、ベンチ、屋外卓、便益施設として駐車場、常設トイレ棟及び仮設トイレスペース、水飲み場、水洗い場、管理施設として管理棟、防災倉庫、照明施設、井戸、雨水貯水施設、その他備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送設備、情報通信施設、ヘリポート、発電施設などが考えられ、平成31年度から各種調査、令和3年度から盛土に入る予定の説明でございました。

その後、令和元年12月に測量設計業務委託に1,300万円、令和3年3月、用地取得で1億4,200万円、測量設計業務委託4,900万円が、議決承認され進められておりました。

しかしその後、説明や進捗状況が見えない中、9月定例会総括質疑の中で、国との協議の中で盛土造成に10億円ほどかかり、設計変更が余儀なくされ、盛土量の減少によりヘリポートの整備ができず、規模を縮小し、バガテル公園駐車場をヘリポートにする案が示されました。

そこで質問でございますが、今後、1億円かけて造成し、調整池を造り、その後、縮小された新たな防災公園事業についてですが、造成後の事業内容及び事業費はどのように考えておられるのか。また、これらの事業の財源内訳及びランニングコストはどの程度になるのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、上村議員の新たな防災公園事業についてということで、2点お尋ねですので、お答えします。

造成後の事業内容及び事業費という点と、事業の財源内訳及びランニングコストという点でお尋ねですので、お答えします。

本計画につきましては、議員のお尋ねのとおり、平成30年11月に、伊豆縦貫自動車道工事に伴う建設発生土の活用についてということで、地域防災拠点施設として防災公園整備計画を議員に説明をしたところでございます。これは、先ほど議員もお尋ねのとおりでございます。

答弁になりますが、他の議員の質問に答えた部分もありますので、繰り返しになりますが、お答えしたいと思います。

その計画の防災拠点としての説明では、1として、救援・救護活動の前線基地及び救援物資輸送の中継基地機能、2つ目として、施設概要の例として、救援物資の集積及び仕分場所、自衛隊災害派遣部隊のベースキャンプ、救援物資のストックヤード、応急仮設住宅建設スペース、災害廃棄物の一時集積スペース、そして3つ目として、施設例として、議員が先ほどお尋ねのような施設内容を例として示したところでございます。

今回の変更契約につきましては、昨日も議員の質問にお答えしておりますが、当初計画では、土地を有効に活用するために、入り口側に擁壁と調整池を設けて、一段の土地として造成することを考えておりました。

しかし、国と概算費用分担を協議したところ、附帯施設、これは擁壁と調整池の造成に約10億円に近い費用について、国からの支出が見込めなくなりまして、町としては、当初計画では負担が大きく、搬入土量は減少するが、埋立て後の土地利用の形状を1段から2段にして、変更をして費用削減を図るものでございます。

当初計画のヘリポート場については、日常活用が多いドクターヘリについてはバガテル公園に確保し、防災ヘリについては、災害時の対応となるので、臨時ヘリポートで対応するというので、ヘリポート場は削減し、他の施設は当初に近い形で確保できると考えております。

なお、お尋ねの点につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうから、まず、造成後の事業内容についてお答えします。

昨日、他の議員にもお答えしておりますが、事業内容については、整備する内容については、災害用備蓄倉庫、多目的広場、グラウンド、駐車場、公衆トイレを予定しております。

災害対策本部のサテライト機能を併設した消防組合河津分署については、建設費用などを考慮し、今後建設については、よく検討しなければならないと考えております。

造成後の公園の整備に関わる事業費については、現時点で概算事業費は出ておりません。今後、令和7年度以降、基本設計を進めていく中で算出していく予定でおります。

次に、事業の財源及びランニングコストということで、財源については、国・県の補助及び起債を活用し整備していく予定です。現時点では、県の地震・津波対策交付金の活用を考えておりますが、国の補助金などを活用できるかについては、今後事業を進めるに当たり、県のほうに相談したいと考えております。

ランニングコストについては、現時点では、昨年実施した防災公園排水計画検討業務で算出した水道設備の概算しか出ておりません。この防災公園は、給水区域外に整備するため、公園の整備に伴い、新たに水道施設を整備することになるわけですが、整備後のランニングコストとしては、年間約90万円から290万円となっており、整備する内容により幅が出てい

る状況でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 倉庫、多目的公園でしたか、グラウンド、トイレ、消防施設については検討という話してございました。交付金については、県の交付金を活用して、国とは相談していくという回答だったのでしょうか。水道に関しては、ランニングコストは水道しか出ていないということですが、年間90万円から290万円ぐらいかかるということではございません。

分かりました。

昨日、令和7年度より基本設計に入るということでしたけれども、この盛土の搬入も多分同年度の予定だと思っておりますけれども、盛土に2年から3年ぐらいかかるのではないかと説明でありました。

要するに、令和10年度ぐらいには盛土が完了し、その後に工事着手になると思っておりますけれども、これから5年後の資材の高騰や追加工事、これらを考えます。ほかに、5年前の説明では、当該地に埋設されている産業廃棄物の処分に別途費用がかかるという説明も5年前に受けておりました。

この辺のことを考えると、本当のところ幾らでできるのか非常に不透明な部分があると非常に感じております。その辺について、町の見解をお伺いいたします。

もう一点、確認したいんですけれども、この開発行為の中で、2万平米を超えると、その中で縛りが出てきて、調整池を造らなければいけないという話も説明で前ありました。

ヘリポートができないのであれば2万平米以下でもよいと思っておりますけれども、この辺の見解も一緒をお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今のお尋ねの件でございますが、まず、造成の関係で、今後のことも含めてでございますけれども、昨日もご説明をしたとおり、今後造成ができた後に、その施設計画については検討していくということでございます。

造成をしても数年かかりますし、その土壌の安定ということもありますので、そのことについても考慮しながら今後やっていかなければならないなと思っております。

先ほど議員がおっしゃった土壌の中の問題ですが、それについては、さきに用地を取得する際に、元の地主の方がその部分については撤去していただいておりますので、今のと

ころ、特に町としては問題がないと思っておりますので、その土地のものについては、現在では特に問題はないと思っております。そういう条件の中で、町は取得しておりますので、特に問題ないかと思っております。

これまで、面積の関係ですとか、開発行為だとか、計画を国に示すために、いろんな調査事業をしておりますので、その中で開発行為ですとか、環境アセスメントなんかも取り組んでまいりました。そういう中で進めてきておりますので、今後も、まず、土地の造成がうまくいくような形で、設計変更をして取り組んでいきたいなど、そのように思っております。

お尋ねの件については、建設課長のほうから答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 私からは、調整池の関係について説明させていただきます。

議員がおっしゃるように、2万平米で調整池の必要が出てきます。

この変更の計画におきまして、必要だと検討した結果、2万平米下回らないという形で、近いところであれば、ある程度圧縮は可能だと思うんですけれども、まだ概算の計画ですけれども、ちょっと2万平米を切るのが難しいという形になりましたので、この計画の中では、調整池を造るという計画で一応考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 分かりました。2万平米を超える面積で今後設計していくという形です。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、この河津消防署についてでございますけれども、老朽化が進む消防組合河津分署でございますけれども、防災公園に移転してはという意見がございました。この消防署移転について、町の見解をお伺いいたします。

続きまして、次の質問でございますけれども、今回の事業進行段階中に熱海の土砂災害があり、埋め土に対する関心が非常に高くなっております。

この花泉園から谷合を流れる小川がございます。豪雨災害時のリスクについて、この下流域の安全性の見解についてお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2点お尋ねですので、お答えします。

1つは、消防署移転の関係、もう一つは、埋め土による安全性の問題についてお答えしま

す。

まず、下田地区消防組合の河津分署の建て替えの件につきましては、前々から老朽化が進み、建て替えの話が防災公園の計画段階で出てきておりまして、組合としては、現在地が、県が作成をしました河津川洪水浸水想定区域内でありまして、建設場所の検討が進められる段階で、現在地から移転をして防災公園内に建設する方向で組合とも調整をしまいいりました。組合の予定では、令和10年頃から建設を予定しているということは聞いてございます。

そういうことで、これまでの計画の中では、そんなことで、途中からですけれども、消防河津分署の新たな場所としての候補地として検討してまいりました。

ただ、今回の詳細設計の中で検討したところ、盛土の造成区域でありまして、建設工事に係る基礎工事に多大な費用がかかることが予想されましたので、候補用地を別に求めることも今後検討していきたいなど、そういうふうに思っております。

それから、2つ目の盛土による安全性の関係でございます。

これは、昨日もお答えをしていると思いますが、土量が減ることによって、調整池等あるいは擁壁等も変わってきますので、より安全性は保たれると思っております。

そういうことで、今回の変更計画においては、盛土の量や土地の形状についても緩和されるということでございますので、前計画より安全性が高まるものと想定をしております。

そういうことで、今後、地区にもそういう形で説明をしていきたいなど、そういうふうに思っております。

なお、お尋ねにの点については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 私からは、下流域の安全性について述べさせていただきます。

盛土につきましては、昨日もお答えいたしました。宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき事業実施を行うもので、問題ないと考えております。また、排水につきましても、調整池を造ることで、現況より安全性が増すと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

消防署については、別の形で、別の土地を新たに購入して考えていく、検討していくという話でございました。

下流域の安全性についてですけれども、今回、擁壁は造らないわけですよ。擁壁を造らないままの計画ですけれども、何をもって、より安全性が増すと言えるのかなというところでございまして、もうちょっと詳しく説明、池を造れば大丈夫なんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○議長（遠藤嘉規君） では、会議を再開します。

7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 失礼いたしました。

続きましての質問にまいりたいと思います。

続きまして、防災公園の必要性についてお伺いいたします。

今回設計変更を予定しておりますけれども、地域防災の拠点の機能を維持し、当該地を適地とする理由をお伺いいたします。

また、防災公園が100%機能する災害時のこの対応について、どのように考えているのかお伺いいたします。

2点でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、防災公園の必要性について、2点お尋ねですので、お答えします。

まず、当該地が適地とする理由でございます。

前計画のときにも述べておりますが、防災計画で予定をしている物資の仕分ですとか、ストックヤード、自衛隊の派遣部隊のベースキャンプ、応急仮設住宅の建設スペース、あるいは災害廃棄物の一時集積スペースの確保などの対応ですとか、津波や水害に対する被害想定区域外であること、将来は災害の拠点道路となる伊豆縦貫道路とアクセスの利便性が挙げられております。

これまでの施設計画については、昨日も答弁しておりますが、現在の予定をしている、例えば自衛隊のベースキャンプですとか、災害応急住宅の部分ですとか、瓦礫の集積所なんか

も、今後少し見直していかなければならないということも想定できましたので、ぜひこの防災公園の中である程度集積することによって、よりその必要性が高まっていくものと考えております。

それと、もう一つは、最後に申しましたけれども、伊豆縦貫道との関係でございます。

今も国とか県の中で、伊豆縦貫道の、例えばインターチェンジ周辺に拠点施設を設けようということで、既に月ヶ瀬のインターチェンジの道の駅のところまで防災訓練をやっております。というのは、伊豆縦貫道が強度な道路だということで、外からの搬入といいますか、応援含めて、それと色々な面で、前線本部といいますか、そういう機能が必要だということで、既に月ヶ瀬の道の駅の部分を利用して防災訓練等もやってございますので、そういう意味でも、この縦貫道に接しているということが、大きな必要性の理由の一つとも挙げられると思います。

また、今後、箕作にもそういうインターチェンジと道の駅に近いものができると思いますので、その辺も今後、前線基地となる可能性もあるかと思っておりますので、そういう面では、この地がちょうどその前線基地と近いということもありますので、そういう面でも、重要な位置であると思っております。そういう必要性も感じております。

それから、昨日もほかの議員の質問にも答えておりますけれども、今回の変更の内容も含めて、先ほど議員が言ったように、地区の方たちに説明会の開催についても、機会を捉えて開催をしたいと思っております。また、今後も伊豆縦貫自動車道路の工事の発生土の搬入により用地造成が行われた後の施設計画につきましても、その都度、町民の皆様にも、議会の皆様にも、説明する機会を持ちたいと思っております。

2つ目の災害対応につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、災害時の対応ということでお答えさせていただきます。

町長の答弁と重複しますが、防災公園は、救援・救護活動の前線基地及び救援物資輸送の中継基地機能として、救援物資の集積及び仕分場所、自衛隊災害派遣部隊のベースキャンプ、救援物資のストックヤード、応急仮設住宅建設スペース、災害廃棄物の一時集積スペースとして機能するものと考えております。

町内には、学校、地区集会施設など、避難場所、避難所を指定しておりますが、洪水浸水想定区域内に位置しているところもあり、災害によっては使用できない施設も出てくること

が予想されるため、発災後の緊急避難場所、広域避難地としての活用も考えております。

多くの避難者や救援物資を収容するためには広大なスペースが必要になると考えております。

また、浜岡地域原子力災害広域避難計画、富士山火山噴火に対する避難支援計画、伊豆東部火山群伊東市広域避難計画では、当町でも他市町からの避難者を受け入れる計画となっておりますので、そういった受入れ施設としての活用も考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 分かりました。必要性は重々認識しているつもりでございます。

昨日の答弁にもありましたけれども、今回の遺体収容所の話はなかったんですけれども、遺体収容所で幼稚園、双葉幼稚園の跡が、狭くてもB & Gの海洋センター体育館を利用したという話でございました。海岸線の通行止めなどを考えると、もう必要であるという説明も受けました。

この遺体収容所ですけれども、これは1か所、今回は双葉幼稚園だけが指定されたんじゃないかなと思うんですけれども、各地に分散して想定するのが望ましいと考えるんですけれども、その辺についての町の見解をお伺いいたします。

次の質問に移りますけれども、今後、多くの費用がかかる花泉園跡地でなくても、これらの機能をほかの既存の施設、町有地を活用していく考えもお伺いいたします。

小学校跡地では、アンケートの中にも、防災施設の活用の意見があり、今後のコスト等を鑑みると、もう一度検討し直すことも必要と感じております。この辺について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま2点お尋ねだと思いますが、遺体収容所の件と他の工事の件だと思いますので、お答えします。

まず、遺体収容所の関係ですけれども、分散をしたらというご意見ですけれども、実際、今年度B & Gの体育館を使って訓練をやったわけですけれども、その様子を見てみますと、私のこれ、見解なんですけれども、やはり流れといいますか、相当関係機関と協力しなければできないような収容所のいろんな機能がございます。例えば、洗浄から始まって、それから検死的なものもあります。そうすると、お医者さんの力を借りたりとか、いろんな部分がありまして、最後はまた確認といいますか、所持物の確認ですとか、いろんな確認をして、

それが引渡しができる状態かどうかというところまでやって、それで最後引き渡すという形になるものですから、なかなかあれが、私の個人的見解ですけれども、数か所にわたると、一つの体制が取れないのかなという感じがしますので、できれば、できるだけ広いところで、1か所でそういう流れを持ってやっていかないとできない作業なものですから、扱い方がご遺体ですので、手厚くやっぱり扱わなければならないということもありますし、また、関係者の対応についても、丁寧にやっていかなければならないし、当然、ヒアリングなんかも、例えばご家族とか身内の人が来た場合にも、受付でヒアリングをした上で、どこに連れていくかとか、なかなかきめ細かいものが、実際やってみると必要だということが分かりました。

そういう中で、私の今の考え方としては、1か所でやるほうがよりベターではないのかなと。まず、体制が取れないんじゃないかなと思っております。

そういうことで、今の考え方としては、1か所で、防災公園とは限りませんが、やっぱり今の双葉元幼稚園の跡だと狭いのかなという、この辺の流れを見ていて思いますし、広い場所で1か所でできれば、そのほうが望ましいのかなと思っております。それは、場所は防災公園とは限らず、そういうことで今後検討していきたいなと思っております。

それから、他の町有地の活用ということでございます。

今後、縦貫道路の発生土の造成後に、先ほども申したように、防災拠点等施設として整備を行う予定でございます。当初計画もでございますので、今後、具体的な施設計画を詰めていくこととなりますけれども、既に答弁してございますけれども、当初とは違って、ヘリポートを除く計画化でございます。

また、災害対応についても、防災公園だけではなく、役場庁舎内との連携ですとか、サテライト的な役割も果たすものと考えておりますので、用地の見直しの件でございますが、さきの議員の質問にも答えておりますけれども、元花泉園跡地を選定する中で、一次的には伊豆縦貫自動車道路の工事発生土を活用できることで、協力できることを踏まえてこれまで進んできておりますので、今回の計画の変更についても、土量は減りますが協力体制は変わりませんので、現在地の有効活用を今後も図りたいと、そういうふうには思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。必要性というのは非常によく分かった内容だと思います。

続きまして、公共施設整備計画についてお伺いいたします。

これは、町内にある公共施設、公共建築物及びインフラ資産の修繕、更新時期を迎えており、人口減少が続いていく中で、一層厳しい状況になっていくことが予想されております。

本町の保有する公共施設等に対する安全性の確保、機能性の維持及び長寿命化を図ることを目的に方針を策定しております。町のホームページでも見ることができます。

この中で、国立社会保障人口問題研究所による本町の将来人口推計というのがあるんですが、今後も人口減少が続く、令和27年（2045年）には、3,828人になると推計されております。

このような中、新たなこの防災公園を今後維持していけるのかどうか、その辺について町の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員のお尋ねの新たな防災公園を維持できるのかということでお尋ねですので、お答えします。

先ほどから申しているように、具体的な施設計画はまだ決まっておりませんが、今後の計画により、先ほども申したと思うんですが、水道関係の維持費の関係ですとか、他の管理費なんかも検討しなければならないと思っております。

お尋ねの点につきましては、財政計画なども踏まえた上で、将来的にも、私は、重要な施設でございます、当然維持できるものであり、維持しなければならないと思っております。

また、詳しい内容については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、町の公共施設等の総合管理計画の内容について少し説明をさせていただきたいと思えます。

河津町の公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針が定められています。町が保有している85施設を、施設の所管担当課、それから施設の性格を踏まえ8つの施設用途、それから14の類型に分類をしまして、施設別に維持管理の方向性についてまとめているものでございます。

新たな防災公園施設につきましては、行政系の施設の消防防災施設として位置づけられるというふうに考えております。

こういったものにつきましては、町が維持をしていかなければならないというふうに思っています、地域の活動拠点ですので、適切な維持管理を今後行っていきたいというふうに

考えています。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 分かりました。重要な拠点施設であれば絶対守っていかなければいけない、そういう考えだと思います。

続きまして、ちょっと1回、防災公園を離れますけれども、この計画の中に公共施設等の状況ということで、各施設の経過年数が記載されております。特に、観光地である当町として、トイレの設備更新は非常に重要と考えており、40年を超える公衆トイレが、この計画書を見る限り2か所、七滝駐車場と児童公園があります。特にバリアフリー化は必須であり、これらを配慮したこれからの改修の考えについてお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、公共施設整備計画の中のトイレの関係でお尋ねですので、お答えします。

40年以上の公衆トイレの改修につきましては、順次、状況を見て検討したいと考えております。ただ、器具の状況ですとか、劣化の進み具合ですとか、使用頻度も考慮しながら、特にバリアフリー化についても、今後の施設改修等には絶対必要だと思っておりますので、考えていきたいと思っております。

なお、お尋ねの点につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは、トイレの老朽化ということで答弁させていただきます。

公衆トイレの老朽化につきましては、上村議員の指摘されました七滝駐車場、そして浜の通称児童公園、これにつきましては、既に40年を経過しております。

先ほど町長答弁にございましたけれども、その他のトイレにつきましても、大分年数が経過しているものもございまして、随時、老朽化による廃止や建て替え、また、修繕や延命化を図りつつ運営をしていくようになるかと思えます。

七滝のトイレにつきましては、議会へも説明いたしましたが、更新に向けて進んでまいりますので、その中でバリアフリー化も含めて検討されているところでございます。浜の通称児童公園につきましては、現在のところ、大きな更新や修繕などの予定はございません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。七滝の公衆トイレが今後新しくなっていくという話していただきました。

浜の児童公園も見てきたんですけれども、和便器であって、これから洋便器の交換や、外壁・内装ペンキの塗装、それだけでも大分きれいになるかと思っております。腐食等が進みますと劣化も早くなる。それを考えますと、やっぱりペンキとかそういう塗装だけでもやることで、要するに延命化ができるんじゃないかと思うんですが、その辺について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員の質問にお答えします。

今の延命化についてでございますけれども、その都度状況を見てやっているつもりでございます。これは、公共施設の、トイレだけではなくて、橋なんかもそうですし、建物なんかもそうですし、これからやはりその施設を維持していくということが、大変大きな町の事業の中でも重要になってくると思っております。何か国のほうの予算も聞きますと、国土交通省なんかの予算も大分維持補修の関係の予算が増えていて、なかなか新たな事業はできないというようなことも聞いておりますので、そういう時代に入ってきたのかなということもありますけれども、今後、ただ、どうしても必要な新たなやっぱり事業についてはやらなければならないということもありますので、その辺との兼ね合いを含めて、維持補修には力を入れていきたいと思っておりますし、できれば、多くの人が使うようなものについては、維持補修をしっかりしながら、利用していただけたらなと思っております。

特に、浜の児童公園については、多分1基ずつは洋便器にしたこともあるかと思うんですけれども、ちょっとこれ、今後確かめてみますけれども、そういう意味で、大分古くもなっているものですから、少しあそこのトイレについても、浜の児童公園も考えなければならないという話は制度設計の中ではしておりますので、今後どうするのか。補修をするのか、建て替えるのか、そんなことも含めて、維持補修には努めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。観光地でトイレというのは非常に重要な要因

になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、またちょっと発生土のほうに戻りますけれども、この発生土の活用計画についてお伺ひいたします。

当町としては、伊豆縦貫自動車道路建設促進に向けて要望をしており、発生土の受入れに協力することが、今後の事業進捗に大きく影響があると考えられており、200万立米以上出る発生土の受入れ先として花泉園の跡地、13万立米が、5万立米改め4万5,000立米に変更になったということがございますけれども、この建設事業進捗にも影響が出かねないと考えております。

そこで質問でございますけれども、発生土の新たな計画があるのかどうかお伺ひいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員のお尋ねの発生土の新たな受入れの計画ということでお尋ねですので、お答えします。

これは、昨日からお答えをしておりますが、発生土の活用については、今回の防災公園の変更で、受入れ量が減少するという事ですから、昨日も申しておりますけれども、新たな受入れ場所を関係機関と協力をしながら候補地を検討しているところだというお答えをしております。

これについては、地権者の、民有地ですと承諾がどうしてもいるものですから、その辺も含めて、交渉中ということでございます。具体的な場所は申し上げられませんが、実際、今そういう交渉も進めている段階でございます。

当然、縦貫道の発生土の受入れ場所というのは、大変重要な意味を持つこともありますので、そういうことで、今、関係機関と協力しながら、具体的には交渉もしている段階でございます。そういうことで、進めております。

これはまた、今後、国のほうと、あるいは県や町と併せて、協議会もつくっておりますので、その中でも協力しながら進めていきたいと思っております。

お尋ねの件については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 私からは、発生土の計画について述べさせていただきます。

発生土の利活用につきましては、1市5町、県・国による河津・下田道路建設発生土利活用連絡調整会議のワーキンググループにより議論を進めております。

当町といたしましても、引き続き、新たな受入れ候補地の調査・検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 検討しているということで、今現在、交渉中であるということで、一歩進んでいる段階なのかなと思っております。具体的な場所は言えないかと思うんですけども、大体何万立米くらい入るのか、それぐらいはお答えいただければなと思うんですけども。

続きまして、河津川の洪水浸水想定区域とあるんですけども、このハザードマップでは、峰大橋の下流域で多くの浸水域があり、先ほど消防署の件もありましたけれども、河津川の護岸は薄く、豪雨時には水かさが増し、去年は護岸の一部が崩れる被害もありました。時々峰大橋から河口の付近まで自転車で走ることがあるんですけども、河川の反対側、要するに畑側ですね、こちらにはハウスとか並び、とてもすてきな風光明媚な場所が見られるんですけども、ハザードマップのこの見立てのとおり、ちょっとここは浸水することが考えられております。これを考えると、やっぱり町一丸となって対策を考えるべきではないかと感じているところでございます。

民地が多く点在し、公共施設、いわゆる小学校や中学校もあるかと思えます。この浸水区域での発生土を活用した整備についてお伺いいたします。

これは、この発生土が出るタイミングでしか質問できない貴重な時期でもあり、1万立米以上まとまった数が出ないとできないと伺ったこともございますが、この辺について町の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 発生土の活用ということで、河津川の洪水浸水想定区域での活用ということでございます。

先ほどの前段の質問の中で、関連の質問だったと思いますが、交渉している量といいますか、それについても、今、数か所を考えているものですから、ちょっとまだはっきり分らないところが現状でございます。交渉していることは確かなんですが、まだ、見えてこない部分がありますので、土量についても、できるだけということで考えておりますけれども。

それから、やっぱり土量、発生土を受けるに当たって、計画もある程度考えなければならぬ。今後何で使うかということも含めて考えなければならぬもので、そういうことで、

適地ということで考えなければならないものですから、そういうことを踏まえて、今、数か所でそういう用地、候補地を当たっているという状況で、土量については、今後また分かり次第お知らせすることができるかと思っておりますけれども、今段階では、まだそこまで行っていないということで、ご了解願いたいと思っております。

それから、河津川の浸水区域の関係でございますけれども、確かにこの平地区と言いますか、この部分は、議員がおっしゃるように、洪水浸水想定区域でございます。

そういう中で、工事の発生土を活用する点でございますけれども、防災面でも活用できる、例えば堤防の背後地を埋めることによって、スーパー堤防といいますか、そういう面でも、確かにできるかと思っております。ただ、今の段階ですと、先ほどもお答えしたとおり、新たな受入れ場所について、関係機関と協議を進めておりますので、また、土地については地権者との理解できないこともありますので、現在では、埋立て後の跡地の利用目的など踏まえて検討しなければならないと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 新たな、関係機関と話し合いをしてという話なんですけれども、関係機関がどういう機関なのかちょっと分からないんですけれども、この関係機関に例えば入っていない住民の方とか、そういう方もいらっしゃるのかなと思うんですけれども、要するにこの洪水浸水区域というのは、町民の多分半数近くの方がこの地域に住んでいるのかなと思っております。少しでも被害を軽減して、町民の生命と財産を守るにはどうすればよろしいのか。

先日、12月2日ですか、ちなみに深夜、津波注意報が発令されました。津波ハザードマップも洪水ハザードマップとかぶる部分が多くあります。震災はいつやってくるか分かりません。今回のその津波避難注意報が出た関係で、避難をされた方がどれぐらいいるのかちょっと分かりませんが、今後、町は高齢化が進み、それに伴い、体が動かなくなる。もう私も動かなくなってきたので、多分もう高齢の方は、本当に動くのが大変じゃないかなと思っております。

このまま人口が減少していく中で、災害時に自ら身を守ることを考えなくてはなりません。近くに、例えばかさ上げをした土地があれば、災害から身を守ることもできます。町民の方の中には、先ほどの関係機関に例えばない方には、発生土を使って、自分の土地をかさ上げしたい、もしくは関心がある方が少なからずいると思っております。

まずはアンケート調査など、計画を立てる前段階として、住民の意向を聞くべきと考えております。今ではスマートフォンや、アンケート調査などは簡単にお金をかけずにできます。それを、例えば筆ごとに、地域、地図を塗りつぶして、ある程度の面積が確保された部分から計画を立てていく。まずはやってみる価値はあるかと思えます。

また、そこで条件とか、代替地とか、いろんな話が、無理難題が出てくるかもしれませんが、町民の生命と財産を守る仕事として、町の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員の質問にお答えします。

浸水想定区域だということで、当然住民の方もハザードマップを見て、心配している方もいるかと思えます。町としても、やはりそういう指定をされているものですから、それを考慮して、今後計画を進めなければいけないなと思っております。

河津川の堤防沿いにつきましては、県との関係もありますので、あと個人の、先ほど言った所有者の理解も得なければならないという点もございますので、今、県も河川計画等もつくっているようでございますので、その辺も踏まえて、今後、河津桜の部分も踏まえて、どうしていくのが一番いいのか。特に河津川の河川の流域の対策といいますか、その辺を含めた中で、発生土の活用ができれば、その辺についても今後の課題ということで進めていきたいなと思っております。

そういうことで、県の計画等も踏まえた町としての考え方を、今後検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

県の河川計画があるという話ですけれども、ちょっとどんな計画か分からないですけれども、これ3回目、4回目になっちゃうので、またどこかで教えてもらえればいいんですけれども、どんな計画なのか分からないので、お願いいたします。

続きまして、5番目の質問に移りたいと思います。

停電時の広報についてお伺いいたします。

これは、10月20日金曜日、23時32分から17時間にも及ぶ停電が発生し、その3日後、24日にも1時間半近く梨本地区で停電がありました。原因は、ハクビシンの接触と施設のトラブルということでございました。この梨本地区では、停電が起こると、簡易水道ポンプも止ま

り、トイレも使えない状況になります。

今回、町では、給水車の準備までしていただいたと聞いております。その節は誠にありがとうございました。

梨本地区は、観光客も宿泊する観光地でもあります。観光客にとっては、今どういう状況なのか、復旧のめど等の情報が必要であり、町として広報による該当地区への広報周知についての見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員のお尋ねの先日梨本地区で停電があったということで、その広報の周知の考え方についてお尋ねですので、お答えします。

今回の停電で、梨本地区の特に簡易水道の電気が止まって、大変苦労されたという話も聞いております。また、2回目も、ある程度の時間で復旧をしましたが、その2回の停電がありまして、電気のありがたみを感じたところであります。

その原因等につきまして、後ほどですけれども、その復旧をした後でございますけれども、東京電力さんからの説明を受けて、特に1回目については、なかなか状況がつかめなかった。東京電力さんも調査をしたんだけど、なかなか原因をつかめなかったという話も聞いておりますけれども、そういう中で、私どもも東京電力さんの情報を踏まえた中で対応したつもりでございます。

特に、町は、区長と連絡を取りまして、協力できるところは行ったつもりでございますが、今後、災害に準ずるようなことでも、行政連絡員の区長さんと連絡を密にして対応していきたいなと思っております。

今回の状況については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうから、広報周知についてお答えさせていただきます。

現在、東京電力さんと町では、災害時の協定はありますが、平常時の停電情報をどのように町民へ広報するかについては、具体的に決まっておりません。

停電に関する情報については、停電の規模や原因、復旧見込みなど、東京電力さんから情報を収集しておりますが、一番知りたい復旧見込み時間については、現地を調査し、原因が判明しなければ出すことができないと聞いております。

今回の10月20日の停電では、原因判明に時間を要し、停電が長時間となった特異案件であ

り、停電が長時間となったため、翌21日には、東京電力さんの広報車による広報を実施したと聞いております。

停電情報は、東京電力さんのアプリでも確認することはできますが、町としては、東京電力さんからの停電情報に関する広報等の依頼がなければ町内へ広報周知もできないため、今後は、長時間の停電が予想される場合、町としてどのような情報を発信するか、今、東京電力さんと調整を始めております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

東電さんと調整段階に今あるという話でございます。

今回17時間にも及ぶ停電が発生したのは、一つの特異案件という話なんですけれども、この17時間の原因は、ハクビシンが電線に引っかかって、その感電による電気が止まったという案件だったんですけれども、別に特異案件でもなくて、ハクビシンはそこら中にいるし、いつ起こってもおかしくないのかなと思っております。

本当に電気、大切なインフラでもありますので、この調整をしっかりといただいて、できれば、要するに、例えば、「何世帯今現在停電して、今調査中です」とか、そういう広報をするだけでも、やっぱり安心するんですね。観光客は、町の防災アプリとか入っていませんから、全然情報がつかめないし、宿に泊まっていれば、宿でもある程度説明はするんですけれども、そうじゃない観光客の方も結構いらっしゃいますので、その辺について、やっぱり広報である程度周知をしていただくというのが必要だと思っております。

その調整がどういう感じで今進んでいるのかお伺いしたいと思っておりますけれども、町としては、例えば、東電から依頼が来なければできないという話ですけれども、ある程度、そういう情報を得た時点で、せめて、復旧時間も必要ですけれども、その途中の経過、こういうのもやっぱり広報で流してもらえると、非常にありがたいと思います。

町では多分、水道が止まったとか、温泉が止まったとか、いろんな広報をされていると思っておりますので、停電についてもちょっと一考いただきたいんですけれども。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの案件については、原因が2つあったというふうに私は聞いております。ハクビシンだけではなくて、ちょっと詳しくは分からないんですけれども、そういうことで、特異案件ということで東電のほうでは考えていたようでございます。

ただ、時間が長時間になったということが、やっぱり大変皆さんにご迷惑をかけたのではないのかなと思いますし、あと、やっぱり簡易水道でございます。町の水道ではなくて、地元の簡易水道だったということも、皆さんにとって大変だったのかなと思いますし、そういうことで、水のありがたさ、電気のありがたさを大変感じたところでもありますし、特に観光地になっているわけでございます。そういう面では大変迷惑をかけたのかなと思っております。

今回のその状態も、東電さんから、先ほど申したように、復旧後に報告を受けたようでございますけれども、やはり広報の重要性といたしますか、そういう点についても、町からもお話をさせていただいて、今調整中というのは、東電さんのほうに、改めてその辺の話をして、どういう状態になったら町として広報を流そうとか、そして、東電さんも、どういう状況だったら町にお願いしようかという、その辺のルールづくりといたしますか、その辺は詰めているところで、なるべくご町民の皆さんに、確かな情報、そして心配がないような形の広報に努めたいなと思っておりまして、これは相手方があることなものですから、東電さんの考え方と町の考え方と、そして今議員がおっしゃったように、皆さんの声も町としては受け止めながら、東電さんと調整をして、今後進めていきたいと。そういうことで現在やっております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ぜひしっかり調整していただいて、確かな情報を本当に伝えていただきたいと思います。

本当に心配事なんで、正直言うと、私も停電になって、お客さんから一番言われるんですね、どうなっているんだと。どうなっているけれども、今こういう状況ですと、スマホの状況を説明するんですけども、この町は防災対策、一体どうなっているんだと、何か町のことを言う。いや、東電だろうとか思ったんですけども、その辺、やっぱり町もある程度こういうところに言っていただいて、一緒になって調整していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員の一般質問は終わりました。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 北 島 正 男 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、2番、北島正男議員の一般質問を許します。

2番、北島正男議員。

〔2番 北島正男君登壇〕

○2番（北島正男君） 2番、北島正男です。

第4回定例会に際し、一般質問の通告をしたところ、議長からお許しをいただいたので、一問一答方式で質問します。

私の質問は、河津町の近未来をどう描くかに関連して、労働人口の激減に関する施策について、後継者不足による廃業の解消について、3つ目は縦貫道延伸による河津町への影響予測とその対策についてです。町長、副町長、担当課長様にお尋ねしていきますのでよろしくをお願いします。

私の質問は、今日は3件しかありませんが、少し前置きと提案も含めて長くなりますが、ご容赦いただきたいと思います。

では、河津町の近未来をどう描くかに関連して質問してしていきます。

労働人口激減に関する施策について。

令和3年から令和12年の10年スパンで策定されている町の最上位計画として河津町第5次総合計画というものがあります。これは、河津町が近未来に目指す姿を明らかにして今後の町政運営の指針となるべく策定されたものです。その10年先の姿を策定どおり達成するために、毎年3年計画で実施計画が予算と絡めて実行されています。岸町長は、令和6年度の実施計画と予算配分は第5次総合計画に沿って具現化に向かうことが重要とおっしゃっています。

この実施計画ですが、町民生活に直結する多くの事業を継続して展開していくとともに、既存事業の全てを検証し、健全な財政運営を堅持すると、これはいいのですけれども、継続

と既存事業以外に、町を取り巻く環境が大きく変化して、近い将来の危険があればそれを克服するための取組は迅速に実施計画に盛り込む必要があると思います。過去からの延長線ではなく、現時点から解決に向かわないといけません。

例えば、誰でも感じている気候変動による農業、漁業の環境変化への対策とか、桁外れの自然災害の集中豪雨対策とか、いろいろありますが、とりわけ私たちの身近で大きな環境変化は皆さんが危険視している労働人口の急減な減少があります。

この現象は多くの大きな問題を起こしております。都市部では既にドライバー不足によるタクシーの稼働率の大幅低下で、タクシー乗り場は長い列、公共バスはいつまで待っても来ないという大幅減便、労働人口減少の痛手が顕著にもう現れてきています。

物流2024問題や建設2024問題はもう既に始まっています。

町民の不安は、次に述べるようなことが多いようで、1年前この定例会で質問させていただきまされたけれども、2025年問題です。そのときは、介護は民間の仕事、役場は介護予防が仕事と言われましたが、本当にそれで大丈夫でしょうか。

高齢者施設や病院は、働き手が不足すれば入所や入院がスムーズにいかなくなるのではないのでしょうか。障害者の施設もこれは河津町には今、大きい施設がありませんけれども、障害者施設なども求人はいよいよ危険水域、存続が危ぶまれると障害者連盟は訴えています。

河津町の特別養護老人ホームは、現在も入所待ち60人と出ています。そうすると、入所できずに老々介護を通り越して、認認介護が増えていく。入所、入院できない親の介護のために子供が離職せざるを得ず、経済的ダメージは町の行政にも影響する。ヤングケアラーやビジネスケアラーも不幸を生みます。訪問介護も今まで3回できたものが労働力の不足で1回しか行けなかったり、そういうふうになっていきます。

このような状況になり、長年町を支えてきてくれた人たちに対し、安心・安全に住み慣れた町で暮らすと言えないのではないのでしょうか。

高齢者施設や病院だけではなく、宿泊業の皆さんは労働力不足で部屋があっても予約を断るといふ悲しい対応をせざるを得ない状況に陥ります。既にそのような状況だという声もよく聞きます。また、ハローワークの求人を見ても、河津町の高齢者施設、病院、宿泊業はもちろんですけれども、流通、建設、衛生、運送、娯楽、飲食とほとんどの企業が優遇措置を講じて人材を募集している状況です。

町の第5次総合計画では、雇用、就労に触れている部分はかなり多く、河津町は働く場が多く、雇用が整っているかの問いに対しては、町民の皆さんはノーだと、ノーが98%、すな

わち、働く場が少なく、雇用環境は整っていないというのが98%で、ほとんどの町民がそう思っている。しかし、事業者は、後継者不足や人材不足に直面しており、求人と求職がうまくかみ合っていない、業務内容は処遇、就労スタイルの選択肢が少なく、両方がうまくかみ合っていないのが現状だと思われます。

賀茂郡の求人倍率は1.67倍ですよ。働きたいと思っているのに1.67の募集があるということです。これは県や全国より高い倍率なんですね。役場は、地域経済を維持するために、希望する条件で働けるように新たに働く場の創出に努めるとあります。シルバー人材センターの支援や介護人員の確保に努めるともしています。役場として、町の産業の担い手の皆さんが困窮しているこの労働人口不足と求人、求職の不具合の現状に対して、働き手及び選択肢の掘り起こしで役場が中心になって行動を起こすということではできないでしょうか。

例えば、河津町内のハローワーク、町内のハローワークとして1日単位、時間単位、空き時間だけとか、様々な働き方ができる求人と求職の両方向の情報を町の皆さんに、または事業主の皆さんに提供していく。就労で町に貢献と活気を、働く意識改革、こういうことをしないと、なかなかその働き手は増えないと思います。

これは、いわゆるネットのサイトとリアルの啓蒙と相談窓口の開設が町がそういう支援を行うということはどうかと。移住者にも就労の選択肢が広がるのではないのでしょうか。

厚労省のハローワークは下田にありますけれども、両方向ではないし、企業中心の求人が多くて、多様な働き方としては選択肢が少ない。この、今言った、例えばですが、河津町ハローワークでは、例えば求職者は月曜、火曜の午前中だけ働けます、事務系の仕事希望というふうなものが出ていくし、求人側は、カーネーション農家です。栽培レクチャーと住まいつきで長く働ける方募集とか、そういうものを出していくわけです。障害のある方も参加できます。

これちなみにですけれども、伊東市は、ご存じの方多いですけれども、伊東市は市民中心に細かな求人情報の提供として伊東マッチボックスというのがもうすぐスタートするようですね。これは、サイトだけです。サイト運営は委託です。就労が決まったときには有料という形を取っているようすけれども、それとは違うやり方で、もっと町に寄った形でそういうことが河津町ハローワークとしてできればいいなと思っています。

先月の川勝県知事の伊豆南地区の公聴会で、ゲストの出席者が、短時間しか働けない人材を働きやすい仕組みづくりをお願いしたいと直訴するぐらいのことなんですね。この河津町ハローワークではほかにも就労準備金、ダブルワーク奨励、ピンポイント労働の施策や推進

やおてつたび募集の総合窓口もやります。

これ、おてつたびって、これもご存じの方、ほとんどの方ご存じだと思いますけれども、旅する感覚で労働するんですね。空き時間で観光やスポーツなどできたりして、人や地域との交流を図るもので、寝泊りの部屋は提供するというやり方で、ぽつぽつぽつとこう、やっ  
ていて、成功を収めている地区もあります。これは、関係人口拡大にも非常に寄与する  
と思います。

またこれからは、80代でも常勤で働く人が増え、地域の人材難はシニアが救うとも言われ  
います。定年後や高齢者の働き方の意識改革などなど、働くことが社会とつながりを保つ、  
生きがいや健康づくりに役立つ、そして、自分のためだけではなくて、町や地域に貢献する  
労働ということへの意識変換が必要だと思います。これらのシニアの新しい働き方も河津町  
ハローワークで行えます。

町で働いて町で消費する完全内需拡大化による経済サイクル、第5次総合計画にもありま  
す雇用の確保に向けて支援の充実とあり、労働人口減少による町の産業が衰退しないように、  
労働力確保に向け役場として行動を起こすことは、令和6年度の実施計画に盛り込んだりし  
ていただけないでしょうか。それとも、労働力確保は企業とハローワークの仕事と割り切り、  
町のダウンサイジングは致し方ないとお考えか、この辺についてお尋ねします。よろしくお  
願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 北島議員の河津の近未来をどう描くかということで、労働人口の激減  
に対する施策ということでお尋ねですのでお答えします。

今議員がいろんな提案をいただいたり、ご意見をいただいたりしております。

この労働人口の問題についても、昨日もライドシェアの問題があったり、運転手の問題と  
か、あるいは国のほうも介護職をどうしていこうかとか、あとは子育てを手助けするために、  
その職員の部分の待遇をよくしていこうかとか、いろんな取組をやっているということも影  
響してくるのかなと思います。町としても労働人口の問題についても、河津町だけの問題で  
はなくて、全国的な問題もありますし、特に河津町の場合は、近隣のところに働きに行っ  
ている方も相当おります。具体的には東伊豆町であったり下田市であったり。国勢調査の統計  
見ると、大変多くの方が近くの町に働きに行っているという状況が分かりますし、そういう  
ところは昼間人口は多いんですけども、夜間人口は少なくなっていて、逆に河津の場合は  
夜間人口が増えているような、そんな状況もありますし、いろんなこう、近隣の町と比べて

も働くこと、あるいは住むことについてはいろいろな状況が違うと思いますけれども、ただ、今後は、連携をしてやっぱり取り組んでいく必要があるのかなと、そういうことも考えております。

それでは私なりに北島議員のいろんなご意見に対しての考え方、お答えになるか分かりませんが、自分の考え方を今から少しご答弁したいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほど議員からご質問があったように、求人の現状については、特に観光事業者から議員がおっしゃったように、働き手がいなくて予約があるのに全室の稼働ができなくて困っているという、そういう話も聞いたことがございます。

この問題は、河津町のみならず、賀茂地区ですとか、伊豆全体の問題となっております、先ほど議員もお尋ねになりましたけれども、10月に行われた伊豆の国市や熱海市を含む半島南部を対象に行われた伊豆半島地域サミットにおいて、川勝知事にも現状を訴え、今月には県知事に県の支援要望を行っております。

その中で、町としては、産業全ての事業継承ですとか後継者の問題がございます。背景には議員がお尋ねのように、人口減少や少子高齢化の影響が大きくて、特に人口減少の問題は全国的に抱えている問題でもございます。

現状での働き手の確保や地域経済の活性化が大きな回復の鍵になると思います。そのためにはまちづくりが大事であり、住む人も訪れる人も喜べるような将来が望ましく、議員がおっしゃるように第5次総合計画の中でも「住みたい・来たいまち河津」がキャッチフレーズとなっております。

これまでに何度かこの問題についてはお答えをしておりますが、改めて基本的な町の取組の姿勢についてお答えします。

河津町の65歳以上の高齢化率、これは全体人口に対しての65歳以上の方が占める割合を言いますが、約43%でありまして、河津町ではこれから高齢者も暮らしやすいまちづくりを行うためには、働く世代、子育て世代の支援が欠かせないものと考えております。現状では高齢者が増えて、人口が減っていくことは日本全体を見ても仕方がないことであると思っております。ただ、大切なのは、その社会をどう支えていくかが問題だと思っております。高齢者を一緒に支えていく社会の担い手である働く世代の必要性を感じております。働く世代が増えるように、そして持続可能な町につなげるためには、子育て世代に移り住んでいただくことを強く願っております。その考えを進めるために、子育てしやすい、子供を産みや

すい環境づくりが大事でありまして、これまでの子育て支援の数々の施策を行っております。まちづくりを進めながら施策を行ってきたところでございます。

これから町の進む方向として一番は、子育て環境の向上で、併せて働き場の確保のための産業強化、これは、事業が安定して強くなることを企業に来てもらい、商売してもらうことが求められております。

今後は、共創、様々な分野の方々と協力して新しい価値をつくり出していくことのまちづくりとして、町だけでなく、みんなでこの町をつくっていく、特に民間のノウハウ、やり方や発想力、資金活用などが共創のまちづくりで必要でありまして、実現に向けて関係人口、町外に住んでいながら、町内の地域や地域の人と継続的に関係を持っている方々、知り合いづくりを行い、移り住んでいただくことに向けて対策の強化をしているところでございます。

具体的に議員がお尋ねの働き手の掘り起こしとして、現実的には町内での確保は大変難しい状況があります。そういう中で、町外からいかに働き手を確保するかが大事であると思っております。それには外に向けてのPRや各種の移住などのマッチングイベントなどへの参加も行っております。徐々にではありますが、町外から問合せなどもあるようになってきております。

また、町外者が来やすい環境づくりのために、町外の方を当町に招いて意見を聞く機会なども設けて、交流人口の確保に向けて取り組んでおり、その中で、働き場所の問題や住居の確保など、課題も見えてきております。

今後も商店や事業所などが安定的に労働人口を確保するためにも、国などの助成制度もありますので、町の施策と併せた中で活用を図りたいと思っております。あわせて、町の魅力を発信することも大事でありまして、観光事業なども積極的に紹介していきたいと思っております。

新年度予算につきましては、今後の作業進みますので、このような考えの下に具体的な予算編成については未定ではありますが、考えていきたいと思っております。

先ほど、北島議員からハローワーク的なものもどうだという話もありますけれども、今、お答えしている中は、町外からということでございますけれども、町内の働き手についても当然関係事業団体、あるいは商工会、観光協会なんかと併せて産業団体、農業団体も含めて、いろんな産業団体と連携をして、この問題を取り組んでいくことが大事だと思っております。そんなことで、まちづくりと併せて、労働人口の確保について、今後も努力していきたいなと思っております。

なお、町が行っている現在の施策については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは私からは、企画調整課で行っている移住者、関係人口の増加の対策について具体的な取組について説明をさせていただきます。

まず、移住就業支援金でございます。

東京圏から町内に移住し、県内の中小企業に就職した等の要件を満たした方に、世帯で100万円、18歳未満のお子さんがある場合は1人につきプラス100万円を支援する制度でございます。あと、単身につきましては60万円の支援をいたしている制度でございます。

今年度の実績でございますが、6件の相談があり、そのうち、3件申請がございました。

また、ワーケーション事業でございますが、河津バガテル公園の旧レストラン棟を利用してコワーキングスペースを運営をしております。イベント等を実施いたしまして利用促進を図っておりまして、主なものとしまして、アーティストの方に施設を体験しながら町に滞在していただく事業、アーティストワーケーション事業を実施、4人のアーティストの方に1週間程度滞在いただきました。

また、河津での暮らしの根幹を考えるワークショップや民間企業の若手職員の方々に、町の施設や住環境を学んでいただき、町の課題解決について議論いただいた異業種研修事業等も実施をしております。

また、チャレンジショップ事業でございますが、令和3年度から河津駅前の店舗を安価で半年程度貸出しを行いまして、町内での起業促進を図っているところでございます。開業から4事業者の方に利用していただきましたが、現在利用いただいている事業者にあつては、引き続き町内での営業を行う予定と聞いております。

また、企業とのマッチングイベントにもリモート1件、対面2件の参加も予定をしております。企業、事業所誘致や関係人口の拡大を図り、働く世代の移住促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 総合的にいろいろね、ご回答いただきました。とてもいい動きだとは思いますが、一つ、総合的に全部やっというのとはとても僕はいいいと思いますけれども、そのうち、何を重点でやるんだということが、町の人に見えてこない、町の人はいらにする。その一つがさっき言ったような町が中心になって働き方の改革をしていく、これってさっきも言いましたけれども、生活費が足りないから働くんだと、本音は思っている

人もいるんだけど、そうじゃなくて、町のために貢献するんだという働き方にスイッチしていくということを言っています。その辺を含めてやっていただけると、2時間だけ働く人ができたり。ほかの例でも、赤ちゃんを抱えたまま働きに行ける場を町がつくっていますと、子育てする人が増えている成功例って結構あるじゃないですか。そういうようなことが河津町らしいやり方があってもいいなと思ってお話ししました。

企画調整課長さんのお話もとても功を奏すと思います。ただ、最初におっしゃったような、東京圏からの移住というのは、すごく条件があって、よく6件のうち3件申請しているって僕はすごいと思うんだけど、非常にあれ、条件厳しいですよ。だから、そういうのじゃなくて、もうちょっと緩やかに、支援も少ないかもしれないけれども緩やかにできるようなことがあってもいいと思います。

それから近隣市町から労働力を来てもらうというのもいいし、河津町の人が外で働いているというケースもよくある。実は、僕もそうなんですけれども。ただ、よそで稼いで町で使う、これもいいじゃないですか。そういうのもいいと思います。

都市圏で人材不足が深刻化すると、好条件をつけて、地方から人を呼び込んじゃうんですね。そうするとますます地方の人材不足に拍車がかかります。さらに、前回も言いましたが、2040年問題もあります。これって団塊ジュニアが後期高齢者に上がって行って、今の高齢者、次の高齢者という2つの山ができるんだけど、河津町の人口ピラミッドでは、団塊ジュニア層の突出というのはあまり見られないという特徴があると思うんですけども、いわゆる高齢者がそれ以上あまり増えていかない、自然に減っていく。だけれども、労働人口はぐーっと減っていく、今からずっと減っていくという状況があって、高齢者が増えなくても労働人口が減るということは、これは危険だと思うんですけども。

先ほどから言っているように、あなたの労働が町や地域に貢献するという意識改革と併せて、町外への、または都市部への労働人口の流出の早期Uターンの促進とか、町に戻れば奨学金返済の補助があるよ、またはICTやAIなどの活用で、労働力を変換していくというやり方。そのうち、今やっている仕事の四十何パーセント、50%近いものがAIとかロボットに置き換わるというような予測も当然あります。町民も企業も難しい問題に力合わせて乗り切りたいものです。そのためには、役場の支援が必要となります。深刻な問題を真剣にお考えいただきたくお願いいたします。

続いてもう一つ。労働人口減少に関わる質問をもう一つします。

後継者不足による廃業の解消へ。

労働人口不足は後継者不在で廃業に追い込まれる事業があり、カーネーション農家、ワサビ農家とその販売、飲食、流通など、廃業の話を町でよく聞きます。後継者を探したり、相談したりするんだけど、個人の行動では限界があると訴える人が何人かいました。町の産業の衰退を招きかねない状態です。

第5次総合計画にもある商業として、商工業の振興として後継者不足による廃業の解消に向け、事業継承の推進を図ると、そういうふうに出ています。

商業においては、人口減少による購買力の低下、町外への買物客の流出、また経営者の高齢化などで、小規模店舗の廃業が散見されると現状分析を町はちゃんとしています。

農林水産においては、高齢者に適した新規作物の導入や付加価値の高い作物づくり、農作業用道路などの作業環境の向上、作業の効率化、軽作業化などを推進していこうと、また後継者や新規就農者や他産業からの参入など、受入態勢の整備に取り組み、次世代の担い手を確保、推進しようというようなことも第5次総合計画にもうたっています。

農林水産事業者は高齢化や後継者不足にて技術の伝承や新規参入者のサポート体制が課題となっていきます。農業においては労働力不足が放棄農地拡大に拍車をかけます。

役場として、商業及び農林水産業の後継者不足、廃業の解消など、令和6年度にどのような実施計画を立てているのか、またはこれから立てていくのか、検討するのか、その辺の課題解決に向けての取組があればお尋ねしていきます。

よろしくをお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、後継者不足による廃業の解消へということでお尋ねですのでお答えします。

まず、前問の、町の状況の中で、今、町で高齢者福祉計画というのをつくっておきまして、その中でアンケートがやったりもしているわけですが、特に高齢者の働くということについては、アンケート見ますと、前期高齢者、65から74くらいまでは働く意欲があるんですけども、後期高齢者になると、やはり働く意欲がなかなか生まれてこないというような状況がアンケートから分かってまいりました。これまで、河津町の状況を見ても、高齢者でも働いて頑張っていきたい世代がだんだん年齢が上がっていく中で、働けなくなって、現実に働きたいんだけど、そういう状況が生まれてきているのかなという、それが今の現状でないのかなと、そんなこともそのアンケートを見ると読み取ることができます。

特に今高齢者に私がよくお話するのは、フレイルとって、年とともに虚弱といいますか、

弱くなってくるので、それをなるべく遅らせていくような、例えば運動だとか、栄養だとか、社会参加みたいなものを積極的にやることによってフレイル予防になるということで、その辺を今高齢者の方にお願いをして、何とかお年寄りに、少し頑張るといったらおかしいんですけれども、できる範囲で協力してもらうことによって、そういう労働者の問題も解決できるのかなということで、そんなお話もよくお年寄りにはさせてもらうんですけれども、できるだけやっぱり元気で、働けるうちに働いてもらうということがこの町にとっても労働者の不足の解消にもなるということで、それが今まではもう少し若かったものですから、できたという方がだんだんできなくなっているという状況もそのアンケートを見ると読み取れたものですから、そんな話を最近させてもらっております。

それでは、議員のお尋ねのことについてお答えしたいと思います。

廃業の危機を救う解消策として、これまでも新たな取組については商工会などを通して町も支援をしております、また農業関係なども就農含めた助成事業などを県などとも連携して行っている状況でございます。特に河津町は、ご存じのように、小規模事業者が多くいますので、店主の後継者や今後の状況等について、経営者の考え方についても変わってくると思いますので、できれば産業団体であります商工会などの団体などが調査事業を行ってくると実態がつかみやすく、具体的な施策につながるとと思いますので、申入れ等をして、できれば協議をしてみたいなというふう思っております。

また、後継者や経営改善などの助成事業については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは私のほうから、後継者不足の廃業と農業の就農等について答弁させていただきます。

河津町におけます産業の担い手、後継者不足ということでございますが、根底には日本の人口減少というような大きな課題がございます。町の農業につきましては、前日、渡邊昌昭議員の質問でもお答えしたように、現在制度に加えまして、JAふじ伊豆、様々な農業関係者の協力を得ながら施策を取り組んでいるところでございます。

商工業者につきましては、商工会が窓口となっております静岡県事業継承・引継ぎ支援センターなどの活用が一番有効かなと考えております。

このような後継者不足への対応につきましては、移住者など外からの定住促進的な部分、また、農業、商工ともマッチングなどの取組が行われております。その成果もありまして、

就農につきましては、移住についての問合せ等ともに訪問が増しております。そういったニーズもございますので、今後に期待したいところでございます。

また、ご質問にありました総合計画におけます地域資源を生かし、魅力と活力あふれるまちづくりの部分の後継者不足対策への実施計画という考えということでございますけれども、それぞれ施策体系ごとに数多く分類されております。それぞれがまた関連しているところでもございますので、これらを総花的にプロジェクトを立ち上げるように個々の実施計画を立てるといようなことは考えておりません。しかしながら先ほど述べましたように、いろんな取組は現実的に継続的に今度とも行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 町長からお話いただきましてありがとうございます。

高齢者の福祉計画とかそういうものでいろいろ、それに沿ってやっていけばいいと思うんですけども、後期高齢者になる前、74歳以下は働く意欲あるけれども、それを超えていくと働く意欲がなくなっていく、健康の面もあるというだけけれども、フレイルの状態に陥るのを遅らせようというのは、今もう町の多くのボランティアの活動に支えられている部分があるだけけれども、これは、1つ、例えば週に2日でも働くだけでも、フレイルに落ち込むのが防げるんですよ。なぜなら社会とのつながり、職場でのお話、いろいろ楽しいこともある、そういうことになっていくと、74歳以上でも十分働けると思います。だってもうさっき言ったように、80歳代でも常勤で働く人がこれから増えるとみんな言われているんですよ。だから健康な老人も増えていくということがあるので、さっき言ったように、高齢者の方に対しても、働くことが町の活性化につながるんでお願いしますねというように働くことの意識転換、金欲しくて働いているんだろうというのじゃないんだよというようにことをやっていくといいと思います。

それから産業振興課長が言ったように、いろんな支援があるようですね。僕も調べてやっています。昨日のご回答でも、就農したらそういう支援がありますよ、50歳までならねとあるだけけれども、ほかにもいろいろ県の支援とかもいろいろあって、産業振興課長がそれをおっしゃっていますけれども、1つそこで言いたいのは、それを見ると、町に税金を払っている人という条件がつくのが結構あるんですよ。僕も移住したときに、役場に随分相談に伺いましたけれども、全部、住民税払っていない人駄目だよと、こういうことで全部、太陽光の補助も、コンポスト一つすらやってくれないというので、これだったら移住してく

る前に何もできない。だから、そういうのは、何だろうね、そういう条件がいろいろあるんだろうけれども、町税を収めている人という条件はある程度緩和されたらどうですか。それ移住の妨げになります。自分もそういうふうに思ったので、お話ししておきます。

廃業をサポートしながらプラス思考で考えると、具体的には住まいと働く場をセットで用意した町民の就労や移住就労促進というのがあると思うんですね。これは移住者との意見交換会でも、移住しようとする、最初の困難が家探しだということがあります。南伊豆なんかは、畑と住むところを提供して、結構移住者が増えているという話も聞きます。

それから、設備投資が重荷にならない移住も含めた後継者就労、これも移住者の意見交換会でもお話ししていた人がいまして、土地とビニールハウスを借りられたから移住を決定したんだよという、イチゴを一生懸命やっていたら農家さんがお話ししていました。別に河津町が気に入っているわけじゃなくて、土地とビニールハウスを貸してくれるという条件があったから来たと、こういうことですね。そういうのも功を奏すと思います。

それから、事業継承、マッチングサイトを町が主導したり、事業が軌道に乗るまで生活補助金制度、これは中村課長がおっしゃったようにそういう補助金制度もあります。放棄農地の調査の徹底とか借地化、製品のブランド化と同時に町のブランド構築などなど、いろんな角度から役場のお力添えをいただきたく、住みたい・来たい、そして住みたい河津町の具現化をお願いしておきます。

次の質問です。

伊豆縦貫道が延伸の河津町への影響についてお尋ねしていきます。

伊豆縦貫道天城峠開通時の当町河津町への影響予測データから導き出す課題とその対策についてお尋ねします。

伊豆縦貫道全線早期完成は、緊急輸送、医療、物流、町民の生活範囲拡大などに大変大きな期待をする声がたくさんあります。でもその一方、町の人々の不安もあります。

河津町の伊豆縦貫道の一部3キロが開通したときに、5,200台が河津町をスルーしていくということで、売上げがそれ以来激減したまま、全線開通したらもっとひどいことになるんじゃないかなと思っている人もいます。河津町に降りてくるメリット遡及となる誘導看板の設置も手つかずのようだし、対策を講じないと不安でしょうがないと言っている人が何人かそういう声を耳にします。

天城峠区間開通は国有地を通るので思ったより早くできるというような話も聞きます。町長も早期着工の要望で先日も国土交通省へ出向いたりして、いろいろ動いてくださっている。

だから少し早まるんじゃないかという話もあります。

月ヶ瀬から西海岸へ今どんどん行っていますね。今認可された茅野までできちゃうと、多分に肋骨道路が整備されて、そこから西伊豆、松崎へ。河津七滝インターチェンジで降りないで、下田、南伊豆、松崎というふうに通線が流れることを心配している。

また縦貫道は町民の生活範囲の拡大に寄与するというメリットがあるんだけど、町では商工関係者側から見たときには、沼津、三島へ経済的な流出が起これるということで、これ前も言ったことあります、ストロー効果で吸い取られちゃう、そういうことも起これる、これはデメリット。

しかしながら、その心配をよそに、伊豆縦貫道完成時の予測データは私的にはなかなか見つけられないんだけど、少し古いけども、三菱UFJリサーチによると、伊豆全体で年間420万人の観光客が、県内外の観光客が増加して、700億円の経済波及効果を生むとあるんですね。伊豆縦貫道ができたら。

河津町は50万人、下田は86万人、南伊豆は17万人増える予測、経済波及効果は河津町98億円、下田179億円、南伊豆40億、東伊豆24億と、こういうばら色の予測があるんだけど、ただし、これらの実現に必要なのは地域資源の磨き上げと接続一般道や肋骨道路の整備、海岸まで結ぶ道路の整備が不可欠と分析しています。海直結道路は河津下車でしょう。海直結道路というのは縦貫道通ってきたら、河津七滝インターチェンジで降りるしかないんですよ、今から誘導されたほうが良いと思いますよ。

また、違う調査データを調べると、首都圏から下田まで、縦貫道の利用は小田原厚木道路経由よりピーク時には2時間短縮される予想、東京下田間は2時間半程度のドライブが可能で、JR伊豆急踊り子号の所要時間とほぼ同じになる。そうすると、踊り子号の利用者が減って車両運行計画に影響するかもしれません。

これらの観光客増加や経済波及効果の調査データを、これね、裏読みすると、今言ったように電車の利用者が減る、小田原厚木道路で東から海岸道路を走ってくるようなドライバーも減るといふ、その減るといふのをここで調査で反映していないんじゃないかと思われるので、今言ったデータをうのみにはできないかもですけどもね。

河津桜まつりみたいに、経済波及効果が近隣市町に多く流出している現状や、河津町に50万人、先ほど言いましたね、河津町に50万人、1日当たり1,370人増える、これ、半数日帰りだとしても、宿泊客数が足りない、結局部屋数が多い近隣市町に泊まる。河津町には地場産品などの物販店も少なく、これだけ来るぞと言われて、目の前のごちそうを見ているだけ

になるようなことがないようにしたい。

町長が共創としてというふうによく言います。それとてもいいと思います。町と民間の力のジョイントで、これね、ホテルや大型道の駅が開設されればそれはもう別なだけけれども、そんなものは簡単にできるとは思えない。参考までに、伊豆全体でさっき言った700億円の経済波及効果から算出すると、雇用誘発人数って6,300人なんです。河津町はだから98億円の経済波及効果という調査ですけれども、これから計算すると、800人の雇用が生まれるんだけれども、働き手がいない、どうでしょう。

一般論として、主要な観光地というのは気候、自然、文化、食事の4条件が必要なんだった。河津町にはそれそろっていると思うんですよね。ただそれはさらに整備が必要で、人は魅力のないところには幾らアクセスがよくても行かない。どうやって資源や魅力を磨き上げ、それを発信するかが大切だと思います。

難波静岡市長いわく、これは僕が聞いたわけじゃなくて、テレビで見たんですけれども、リニア新幹線開通のときにJR側はひかり、こだまを静岡駅停車の本数を増やすよ、お土産だよと言っているのに対して、難波静岡市長さんは、静岡駅での乗降客を増やす努力は私たちがしないとイケない。増便のメリットはそうしないとないんだというふうに言っています。河津町も同じで、伊豆縦貫道が完成しても、河津七滝インターチェンジで降りていただく目的をつくらないと、観光のメリットはない。

河津町のバイブル的な第5次総合計画によりますと、天城峠区間の開通を見据えたまちづくりを目指しますというふうに、これね、基本構想に置いているんですね。その次の基本目標というのには、縦貫道を基軸とした道路ネットワークの整備促進や歴史文化の保全、継承に努めるというふうに、これも基本目標に置いてあるわけです。基本構想と基本目標に置かれている以上は、一丁目一番地の重要課題になるんですね。天城峠区間の完成時の様々な予測データを役場はお持ちでしょうか。それらを分析して抽出した課題とその対策や、天城峠区間開通を見据えたまちづくりとはどのようなことを目指し、伊豆縦貫道天城峠区間完成の恩恵を100%獲得していくにはどうしていくのか、今のお考えがあればお聞きします。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは北島議員の伊豆縦貫道の延伸による河津町の影響ということでその予測データとか解決策の計画についてということでお尋ねですので、お答えします。

まず私は先月、議員がお尋ねのように、伊豆縦貫道の要望促進等で早期の完成をというこ

とで、国等に要望してきました。今回の国の補正予算でも一部縦貫道の関係の予算がついてございます。ただやっぱり国のほうも前問でも申しましたけれども、財政的に厳しい状況もありまして、それで財務省といいますか、財政当局の主計官等の話を聞きますと、やはり今後、工事といいますか、そういうものに選択といいますか、ある程度選ばなきゃならないような状況もあるみたいな話聞いております。というのは、今後やっぱり工事の単価が上がってきているということもあって、期間が長ければいいんだけど、それを短くすることは大変難しいような状況もあります。ただ、私どもはその要望活動をしていく、何回もやっていくことによって、主計官も厳しいことは言うんですけども、何となくこう、つけてやったよみたいなニュアンスもあったもんですから、要望活動って大事だなという思いもあったんです。大変厳しい言葉を財務省のほうは言うておりました。来年度予算がまだ決定しておりませんので、来年度予算をいかに増やすかというのが今後の縦貫の要望の下になるのかなと思います。一度、河津町の区間についても年に100億ぐらいついたことがあるんですが、さすがに大きく事業終わった中で減ってきているもんですから、それを増やすとなかなか今後の要望活動といいますか、そういう面では重要なのかなと思っておりますけれども、そんな状況の中で今後も私としては早期の縦貫道の完成に向けて、今後も要望活動行っていきたくと思いますし、その中で、今私が思っている、メリットの部分について、少し答弁をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議員がお尋ねのように、伊豆縦貫道の河津下田の2期区間の河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジが供用開始になりまして、また関連する国道414号などの接道などの道路状況も大きく変化をしまして、賀茂地域で初めての伊豆縦貫自動車道路の一部開通により、大きく事業が進展をしておりますが、一方では、河津町内では利便性がよくなり、これまでの通行量が、議員がおっしゃるように約4割減少したということも言われております。

しかし、全体を見れば、私は一過性の現象でありまして、これから全線開通に向けて進捗を進めることにより、大きな希望や発展につながるものと考えておりまして、今後とも残った区間の早期実現をこれまで同様、皆様方のご支援とご協力の下に進めていかなければならないと思っております。

一つのメリットの部分で、最近聞いた話でございますけれども、賀茂地区の医療環境はご存じのように、第3次救急医療を受ける病院がありません。万が一のときには伊豆の国市にある順天堂大学静岡病院まで搬送しなければなりません。しかし、これまで搬送する国道

414号は天城越えに1時間以上、これは河津町ではございませんけれども、かかりまして、救える命も救えなかったということがあったり、あるいは重症化に至るなど大きな問題となっております。

伊豆縦貫自動車道の一部供用開始や国道414号の改良によりまして、救急医療の現場で言われている、これ、ゴールデンアワー、いわゆる1時間以内の救命治療が行われますと命が助かるということがございます。重症化を防げるということがございます。医療と道路の関係が賀茂地区にとって住民の安心・安全に寄与しておりまして1つの例でございますけれども、伊豆縦貫自動車道路の効果の一つと言ってよいのではないのでしょうか。

また、議員がお尋ねの総合計画の中での基本構想でも、伊豆縦貫自動車道路の天城峠区間や全線完成を見据えたまちづくりの考え方で将来を目指すとして書いてございます。沼津から下田まで60キロの伊豆縦貫自動車道が完成しますと、伊豆へのアクセスが新東名高速道路や東名高速道路から伊豆半島南部までの高規格道路で日常生活ですとか、観光、そして産業活動と多くの面で付加価値を生み出す、重要でありまして、不可欠な基盤整備であると思っております。

このネットワークが完成すると、伊豆半島へのアクセスが容易になり、多くの人の行き来が活発になることが予想されます。河津町においても観光客の増加や周辺の住宅地としてや、また沼津方面へも通勤可能地域となり、定住人口も増える可能性も考えられます。

一方では、議員が心配されているように、ストロー現象により日帰り客の増加や住民の流出などの心配もございます。

これからまちづくりとして、先ほども申し上げましたが、総合計画の将来像のキャッチフレーズの「住みたい・来たいまち河津」のようなまちづくりを進めることが大事であると考えております。

先ほど申し上げたように、まちづくりの方針に沿って、将来見据えて、大事なものを保護や磨き上げなどにより魅力あるものにしていくことが大事であるとも思っております。

議員がお尋ねの伊豆縦貫自動車道の将来構想については、全線開通後のストック効果が期待されておりますが、先ほどの答弁のとおり、医療は通勤エリアの拡大、物流など、時間短縮による産業振興なども考えられます。特に伊豆地区は主産業が観光でございまして、誘客による波及効果が期待をされております。そのためには全線開通を目指す中で議員がお尋ねのように、今後のまちづくりが大事であると考えております。

また関連する道路ネットワークについても県事業である落合縄地道路や東伊豆町を結ぶ道

路整備などについても県と研究を進めております。国道414号ですとか、伊豆縦貫道周辺はまさしく歴史や文学の道でございまして、ジオパークやワサビなどの食材にも恵まれて、観光資源も豊富にあり、今後とも道路の進捗に合わせて、さらに魅力の創出に努めていきたいと思っております。

本年は、踊り子トレイルとして街道をつなぐイベントや文学にまつわる映画会やトークイベントなど開催をして、新たな魅力発見に努めたところでございます。また議員がお尋ねのように、部分開通により町への流入が減少している状況もありまして、新たな誘導看板の設置などについても先日も国道414号期成同盟会の要望ということで、県にも要望をして取り組んでいるところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 今のご説明の中で、メリットについていろいろ、それについての、メリットがあるから町長も東京まで行って要望している。それ当然よく分かります。

メリットめちゃくちゃに多いということが分かりますし、先ほどの、どこまで信じるかは別にして、三菱UFJの調査によると、50万人の人が増えて98億円の経済効果で800人の雇用を生むというようなことが、これ、めちゃくちゃなメリットなんだけれども、そのメリットを生かすためには何をするかということだと思っております。

たまたま行った場所というふうに、河津は、高速道路ができると、なかなかできないんですけれども、わざわざ行く場所に河津がなくなっていくには、もちろん物理的な宿泊施設の少なさは除いては、既にあるコンテンツの整備の磨き上げ、にぎわい拠点の創設、おもてなし感の醸成、きれいで歩きやすい歩道、走りやすい道路、まち全体のユニバーサル化がすごい、そしてその情報発信が的確、それらが縦貫道完成以前に評価されていけば、伊豆縦貫道が完成してもそのメリットが全部河津町にいただけるというふうに思います。

当然、観光客だけでなく、住みたいという人も増えると思っております。非常に大きいのも小さいのもあるし、難しいのもあるんですけれども、一つ一つコンテンツの整備などを進めていただければいいと思っております。

今やらないと間に合わない、道路ができてからでは間に合わない、今の、町が持っているであろう予測データをいろいろ分析して、傾向と対策をしっかりと立てて、実施計画、一つずつ立案いただくことをお願いします。

本日は河津町の近未来をどう描くかについて町の最上位計画である第5次総合計画に沿っ

て質問させていただきました。河津町の近未来が衰退ではなくて、繁栄し続けるために、住み続けられる河津町であるために、町を取り巻く環境に対し、敏感でめり張りのある来期の施策立案と予算設定をお願いします。

あと少し時間があるので一言だけ。

最後に、言わずもがな、釈迦に説法で申し訳ないですけども、僕ら議員の質問ってね、町の人たちの意見や不安を基に裏づけやデータを駆使しながら代弁している、で、役場の皆さんにお届けしている、これはみんな当然分かっていると思います。この定例会議で僕らが質問した、回答した、終わり、ではなくてね、各課の課長さんは、当然やっていると思えますけれども、各職場に戻ったら各課の職員さんたちにフィードバックしてくださいね。中堅職員や特に近未来を担う若手の職員の意見を聞いて、課長さんは様々な判断をしていただきたいと思っています。当然やっていることで大変ご無礼な話をしましたけれども、特に近未来を担う若手職員の意見などを十分吸い上げていただきたく、よろしくお願いします。

質問終わりです。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

### ◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

諮問第2号については、産業振興課中村邦彦氏が関係者となりますので、審議終了まで退席願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分

〔産業振興課長退席〕

再開 午後 1時03分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、住所、河津町見高348番地。氏名、中村智美、昭和43年5月14日生。

令和5年12月5日提出。河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

本案は、現委員の三村正美氏の任期満了に伴い推薦するものでございます。

中村氏は、昭和43年生まれの55歳で、現在、静岡県土木事務所で会計年度任用職員として従事をしており、かねてから人権問題に関心があり、特に女性の雇用継続や近年広く取り上げられておりますジェンダー問題に関心を寄せております。社会貢献の精神が旺盛で人柄も温厚であり、男女共同参画社会の実現及び女性の人権問題に適切に対処していくためにも適任であるため推薦するものでございます。

なお、任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより諮問第2号 人権擁護擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

中村邦彦氏の入場をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時04分

〔産業振興課長入場〕

再開 午後 1時05分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第4号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和31年法律第162号) 第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、河津町峰113番地。氏名、稲葉亜紀、昭和43年10月22日生。

令和5年12月5日提出。河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

本案は、現委員の渡辺寿子委員の任期満了に伴い同意を求めるものであります。

稲葉氏は、昭和43年生まれの55歳で、現在、学校図書館アドバイザーとして町の会計年度任用職員として勤務しております。大変熱心に活動されており、教育現場についても関心があり適任であり、推薦するものであります。

なお、任期については、令和6年1月11日から令和10年1月10日まで4年間でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第4号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、議案第57号 河津町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第57号 河津町犯罪被害者等支援条例の制定について。

河津町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月5日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 議案第57号について説明させていただきます。

提案理由は、犯罪被害者等を支援する施策を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復、権利の保護を図るとともに誰もが安心して暮らせる社会を実現させるため、新たに関係条例の制定を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町犯罪被害者等支援条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。

定例会資料の1ページをお開きください。

議案第57号関係資料、条例の概要でございます。

1、目的でございます。

先ほど申し上げました提案理由により、誰もが安心して暮らせる社会を実現させることを目的としてございます。

2、支援対象者は、犯罪行為により犯罪被害を受けた町民及びその家族または遺族です。

参考までに、警察が定める対象犯罪としては、殺人罪、強盗致死傷罪、強制わいせつ罪等17の罪の種類とひき逃げ事故、危険運転致死傷罪に該当する事件等重大な交通事故が対象になっております。

3です。条例の特徴として、具体的な支援の内容ですが、(1)犯罪被害者等への支援の明確化。(2)総合的支援窓口の設置。(3)犯罪被害者等の安全確保、日常生活の支援等。(4)犯罪被害者等である町民に対し見舞金の支給。こちらは、遺族見舞金30万円。こちらは死亡し

た犯罪被害者の遺族に対するものです。重傷病見舞金は10万円、こちらは全治1か月以上の傷害事件による対象者に対するものです。こちらは別に規則で定めております。

4、支援の流れです。町の支援を必要とする犯罪被害者を認めた場合、警察から町で情報提供がありますので、警察や関係団体と連携を取り支援していきます。

5、制定市町の制定状況ですが、県内35市町のうち26市町が条例制定済みです。令和4年に新たに11市町が制定したのをきっかけに創設が進んでおりまして、未制定市町も今年度中に制定予定で県内全域で支援体制を確立していく方向となっております。

最後に、附則でございます。

議案に戻っていただきまして、附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 犯罪被害者等基本法ということで、これに対する条例ということなんですけれども、この前の全員協議会の中でも遅いんじゃないかという話も出たんですけれども、それは今まで該当するものがなかったということでした。そして、その理由は分かったんですけれども、この犯罪被害者等基本法の中の4条に国の責務ということで、国は前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するというので、4条が抜けて大体この条文にそろってくるわけなんですけれども、この中の5条に地方公共団体の責務というのが条例としてあります。

第5条、地方公共団体は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうに規定されているんですけれども、この中で、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策ということでは特にはこの条例の中には載ってこないんですけれども、この条例の下の規則ということにその辺の内容が載ってくるのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木垂弥君） お答えします。

この条例の内容には市町間で差はほとんどないようになっております。規則についても同

じです。

そちらに書いてあった地域の状況に応じた施策という意味なんですけれども、支援を行うに当たり警察のほうにもお聞きしたんですが、犯罪被害者のニーズが多岐にわたって町だけでは対応できないことがほとんど多くなっておりますので、関係機関や民間の支援団体がそのためにあるというふう聞いております。

下田警察署管内の市町の状況としては、警察署を事務局として犯罪被害者支援連絡協議会というのを設置しておりまして、毎年協議会を開いております。

小さな地域ですので、各市町や弁護士、保護司会など、連携を密にした支援を行うということがこちらの地方公共団体地域の状況に応じた施策というふうに捉えておりますので、被害者に寄り添った支援をしていくことが町のやるべきことだと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） よろしいですか。

そのほか質疑のある方は、挙手をお願いします。

〔発言する人なし〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第57号 河津町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、議案第58号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第58号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例について、河津町印鑑条例（昭和52年河津町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月5日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 議案第58号について説明させていただきます。

提案理由は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、印鑑登録証明書の交付について必要な箇所を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

条例第 号。

河津町印鑑条例の一部を改正する条例。

こちらの内容ですが、河津町印鑑条例第10条の2では、多機能端末機いわゆるコンビニ交付による印鑑登録証明書の交付について規定をしております。

このたび、利用者証明用電子証明書がスマートフォンに記録することが可能になったことに伴い、コンビニで証明書を交付する場合において、現在、個人番号カード、マイナンバーカードですが、それを利用して交付する方法を使っているんですが、それに加えて本文の下から4行目ぐらいにあるんですけれども、移動端末設備いわゆるスマートフォンを利用する方法を追加し、交付申請から交付までが可能になるとしたものでございます。

附則をご覧ください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

なお定例会資料の2ページに新旧対照表をお示ししてございますので、参考にしてください。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） これスマートフォンとかそういうもので要は印鑑証明が取れていくというようなそういうような条例になるわけですか。

その場合、これの利用の仕方というのは、どのような方法で要は広報をされているんですか。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 使い方の広報ですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○町民生活課長（鈴木亜弥君） チラシを窓口係のカウンターに置いてありまして、あとは、デジタル庁のホームページなどから利用、登録の仕方などが閲覧できるようになっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） ちょっとあまり誰がどういうふうにするかというのちょっとあれなんですけれども、結局、そのチラシを窓口においてあるというのを町民にどのような形でお知らせしますでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） こちらが附則に書いてあるんですけれども、公布の日から施行するとなっておりますが、このコンビニ交付サービスの利用がデジタル庁のほうで2023年対応予定、今年中に対応予定ということになってはおりますが、まだ実際にサービスの開始がいつからということが示されておられません。

なぜこの条例を今、改正するかというと、2023年中にサービスが開始された場合に河津町もすぐに対応できるようにということでこちらの条例改正を行っております。

サービスの開始の日にちが決まりましたら、もちろん改めて詳細、サービスの仕方などは広報をしていく予定でおります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様なので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第58号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、議案第59号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第59号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、河津町国民健康保険税条例（昭和37年河津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月5日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 議案第59号について説明させていただきます。

提案理由は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に公布され令和6年1月1日から施行されることに伴い、河津町国民健康保険税条例の必要な箇所を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。

定例会資料の3ページをお開きください。

1、改正の概要でございます。

国民健康保険税のうち産前産後期間に相当する分を届出に基づき免除するというものでございます。

(1)減額対象者は、出産予定または出産した国民健康保険の被保険者です。

(2)減額内容です。国民健康保険税の所得割と均等割から、出産予定日の前月から翌々月までの4か月相当分を減額をいたします。

2、施行期日です。こちらは令和6年1月1日から施行します。

令和5年度においては、産前産後のうち令和6年1月から3月までの期間相当分が減額となります。

一番下の図にございます実線の部分がそちらに当たります。

次ページ以降に新旧対照表をお示ししてございますので参考にさせていただきたいと思っております。

附則でございます。

議案に戻っていただきまして、附則。施行期日。第1項、この条例は、令和6年1月1日から施行する。第2項、この条例による改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第59号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第7、議案第60号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第60号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、静岡県市町総合事務組合理約（平成18年市行第581号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第60号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変

更する規約について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

組合の構成団体である「浜名湖競艇企業団」が、令和6年4月1日から名称を「浜名湖ボートレース企業団」に変更することに伴い、組合規約の一部を変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約。

静岡県市町総合事務組合規約（平成18年市行第581号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「浜名湖競艇企業団」を「浜名湖ボートレース企業団」に改める。

附則、この規約は、令和6年4月1日から施行する。

なお、定例会資料6ページ、7ページに新旧対照表をつけてございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第60号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第8、議案第61号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第61号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第7号）。

令和5年度河津町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,680万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億855万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月5日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。

説明が長い場合は着座にてお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第61号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

事務執行に当たって、所要額の補正、一部事業の翌年度への繰越し、翌年度事業実施に向けた債務負担行為の追加による補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金1,465万1,000円 2項国庫補助金同額でございます。

15款県支出金400万円 2項県補助金同額でございます。

16款財産収入1,000円 1項財産運用収入同額でございます。

19款繰越金2,511万6,000円 1項繰越金同額でございます。

20款諸収入 3万5,000円 4項雑入同額でございます。

21款町債300万円 1項町債同額でございます。

歳入合計4,680万3,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款議会費16万円 1項議会費同額でございます。

2款総務費1,548万1,000円 1項総務管理費1,125万3,000円、2項徴税费33万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費389万4,000円。

3款民生費225万4,000円 1項社会福祉費183万9,000円、2項児童福祉費41万5,000円。

4款衛生費62万2,000円 1項保健衛生費同額でございます。

5款農林水産業費864万3,000円 1項農業費100万円、2項林業費700万円、3項水産業費64万3,000円。

6款商工費355万2,000円 1項商工費同額でございます。

7款土木費1,439万4,000円 1項土木管理費1,041万9,000円、2項道路橋梁費397万5,000円。

8款消防費107万3,000円 1項消防費同額でございます。

9款教育費79万9,000円 1項教育総務費59万9,000円、6項保健体育費20万円。

11款公債費△17万5,000円、次のページをお願いいたします。1項公債費同額でございます。

歳出合計4,680万3,000円。

次のページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正。追加でございます。

7款土木費1項土木管理費、事業名、防災公園整備測量設計事業729万4,000円。

8款消防費1項消防費、事業名、防災拠点施設整備事業1億9,008万5,000円。

合計1億9,737万9,000円。

こちらでございますが、防災公園の整備の測量設計業務につきましては、防災公園整備に伴う測量設計業務を本年度から翌年度にかけ実施をするものでございます。また、防災拠点整備事業につきましては、本年度完成予定で事業着手しておりますが、事業の遅れに伴い本年度完成が見込めないため翌年度に繰越し事業を実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正。追加でございます。

事項、期間、限度額の順に説明をさせていただきます。

庁舎夜間警備業務委託料、令和6年度から令和8年度、1,806万9,000円。

保健福祉防災センター改修工事設計業務委託料、令和6年度150万円。

可燃ごみ・資源ごみ等収集運搬業務委託料、令和6年度6,509万円。

合計8,465万9,000円。

庁舎夜間警備業務は、現在の夜間警備業務が令和6年3月31日までとなっており、令和6年4月1日から3か年の業務委託を行うものでございます。

保健福祉防災センターの改修設計業務につきましては、令和6年度の改修工事に向け、年度当初に設計業務を行うためのものでございます。

可燃ごみ・資源ごみ等収集運搬業務は、令和6年4月からの収集運搬業務を行うためのものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。変更でございます。

起債の目的、変更前の限度額、変更後の限度額を説明をさせていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

治山事業（緊急自然災害防止対策事業）900万円、補正後1,200万円。

こちらの事業につきましては、大鍋星原治山事業の一部事業を翌年度から今年度を実施することに伴い、事業費が追加することになったことに伴い、起債限度額を変更させていただくものでございます。

次の7ページ、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括は省略をさせていただきます。

9ページをお願いをしたいと思います。

それでは、着座で説明をさせていただきます。

事項別明細書2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金16万5,000円、1節社会福祉費補助金16万5,000円。地域生活支援事業費の補助金でございます。障害者自立支援給付審査支払等のシステム改修に伴うものでございます。事業費の2分の1を予定しております。

5目総務費国庫補助金1,448万6,000円、1節総務管理費補助金803万円。社会保障・税番号制度対策費補助金413万6,000円。こちらにあっては、マイナンバーカードに伴うシステム改修を行うものでございます。事業費の10分の10でございます。

社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金389万4,000円。こちらにあっては、戸籍情報システム改修に伴うものでございます。事業費の10分の10でございます。

2節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金645万6,000円。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金でございます。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金でございます。

計1,465万1,000円。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金400万円、2節林業費補助金400万円、県単治山事業の補助金でございます。大鍋星原の治山事業の事業費の増加による事業費の追加分でございます。事業費の3分の2を予定しております。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1,000円、1節利子及び配当金1,000円。企業版ふるさと納税地方創生基金の利息分でございます。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金2,511万6,000円、1節繰越金2,511万6,000円。繰越金でございます。補正予算の財源とするものでございます。

20款諸収入4項雑入1目雑入3万5,000円、1節雑入3万5,000円。過年度児童福祉事業国県の精算に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

21款町債1項町債3目農林水産業債300万円、1節緊急自然災害防止対策事業債300万円。治山事業でございます。大鍋星原の治山事業の増加に伴う起債を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費16万円、8 節旅費16万円。費用弁償でございます。議会の議員の出張旅費分でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費10万7,000円、1 節報酬7万7,000円、8 節3万円。こちらにあっては特別職報酬等審議会の開催に伴うものでございます。

5 目電算費413万6,000円、12節委託料413万6,000円。番号制度対応システム開発の業務委託料でございます。マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記に伴うシステム改修を行うものでございます。

7 目企画費700万9,000円、18節負担金補助及び交付金700万9,000円。公共交通機関・運送事業者等燃料高騰対策の支援補助金でございます。

8 目地域づくり推進費1,000円、24節積立金1,000円。企業版ふるさと納税地方創生基金の積立金を行うものでございます。

計1,125万3,000円。

2 項徴税费 1 目税務総務費33万4,000円、22節償還金利子及び割引料33万4,000円。町税等の還付金でございます。

3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費389万4,000円、12節委託料389万4,000円。戸籍システムの改修委託料でございます。戸籍に読み仮名をつけることに伴うシステム改修を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目障害者福祉費33万円、12節委託料33万円。障害者自立支援給付費等システムの改修委託料でございます。報酬改定に伴うシステム改修を行うものでございます。

5 目国民健康保険費111万7,000円、27節繰出金111万7000円。国民健康保険特別会計への繰出しでございます。

6 目介護保険費39万2,000円、27節繰出金39万2,000円。介護保険特別会計への繰出しでございます。

計183万9,000円。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉費41万5,000円、22節償還金利子及び割引料41万5,000円。国

県支出金等の返還金でございます。令和4年度の子ども・子育て支援交付金の精算に伴うものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費17万4,000円、18節負担金補助及び交付金17万4,000円。一部事務組合下田メディカルセンターへの負担金でございます。

5目母子衛生費44万8,000円、22節償還金利子及び割引料44万8,000円。国県支出金等の返還金でございます。

計62万2,000円。

次のページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費100万円、18節負担金補助及び交付金100万円。農産物新流通開発事業費の補助金でございます。農業経営の新規輸送システム開拓への補助をするものでございます。

2目林業施設費700万円、14節工事請負費700万円。県単治山工事でございます。大鍋星原治山工事の翌年度実施分の一部を今年度実施するものでございます。

3項水産業費2目漁港管理費64万3,000円、12節委託料64万3,000円。海岸保全施設（護岸）長寿命化計画策定業務委託料でございます。計画に追加するものでございます。

6款商工費1項商工費3目観光費355万2,000円、12節委託料285万円。七滝駐車場の公衆トイレ建築設計業務委託料でございます。新たなトイレの建設に伴う設計業務を行うものでございます。

13節使用料及び賃借料70万2,000円。土地賃借料でございます。七滝駐車場の賃借料でございます。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費1,041万9,000円、12節委託料1,041万9,000円。防災公園整備事業に伴う測量設計業務委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋梁費1目道路維持費397万5,000円10節需用費397万5,000円。施設修繕料でございます。地区要望に対応するための施設修繕料でございます。

8款消防費1項消防費1目常備消防費107万3,000円、18節負担金補助及び交付金107万3,000円。下田地区消防組合の負担金でございます。

9款教育費1項教育総務費3目学校教育振興費59万9,000円13節使用料及び賃借料59万9,000円。児童生徒用パソコンの使用料でございます。ライセンスの使用料でございます。

6項保健体育費1目保健体育総務費20万円、18節負担金補助及び交付金20万円。下田河津

間駅伝競走大会の負担金の追加分でございます。

次のページをお願いいたします。

11款公債費 1項公債費 1目元金14万6,000円、22節償還金利子及び割引料14万6,000円、2目利子△32万1,000円、22節償還金利子及び割引料△32万1,000円。町債の利子でございます。こちらの2つにつきましては、平成24年度借り入れた臨時財政対策債の利率見直しによるものでございます。借入時の利率見直し方式の借入れを行っており、利率が下がったことに伴い今回補正をさせてもらうものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 1番、正木誠司です。

2点ほど質問をさせていただきます。

まず、14ページ。

道路維持費です。7款の道路維持費の需用費397万5,000円、こちらの地区要望による修繕費ということですが、具体的にどのような工事、どこから来た要望か分かればお教えください。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 当初地区要望を見て修繕を行っているんですけども、こちらでその地区要望以外で緊急時に発生したもの等がありまして、その修繕等をやったことと、あと、当初の予算で足りない部分、今まで実施してきた部分で足らなくなった部分を合わせまして今回の補正をさせてもらうものでして、ちょっと箇所的には今、予定する箇所が9か所ほどありまして……

〔「9か所町内、あちこちで来ている要望のうちの」と言う人あり〕

○建設課長（臼井理治君） 各地区の要望でまだやっていない部分という形になります。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） では、そちらのほうは分かりました。承知いたしました。

続きまして、その前の13ページです。

防災公園整備事業に伴う測量設計業務委託費の中で、こちらは昨日今日の議員からの一般

質問も出ていまして、防災公園の整備これからどんどん行っていくという形でもって理解はしております。

その中で、私、少し今日町長からの答弁からも出てこなかったんですけども、1点だけちょっと疑問がありまして、今回この防災公園でいろいろ町長の答弁を聞いておりますと、やはり災害時の拠点となるというような形でもって御答弁をされたと思うんですけども、この災害というのは地震及び津波、また、河川の氾濫等これ含めて全ての災害を含めてということでもよろしいでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） そのとおりでございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） そうなりますと、やはりどうしても答弁の中では津波の遺体収容施設ですとかいろいろ避難施設等もあったんですが、そもそも地震がもし起きたとき、これは私がちょっと資料を見た中でかなりちょっと古いんですけども、阪神淡路大震災のときに、かなり本震です、約震度6強とか7が起こったときに盛土の部分がかなり土砂崩れが起きています。そうなりますと、こちらの防災公園は基本的に全て盛土を行って整備するという形になったときに、この大きな地震です、震度6強とか7が起こったときに、この盛土についてどのような形で、どのぐらいの耐震設計をされるのか。

さらに私も前に一般企業にいたんですが、地震によってそういう建築物は例えばひびが入ったとか崩壊したとかあったときには、耐震診断をして最悪そこは入らないというような措置をするようなこともありました。そうなりますと、例えばこちらのほうは、盛土が崩落したり、崩落はしていなくても盛土部分がひびが入ったりとか、そういうときにどのような形で使うか、使えるかというのも評価を今現在しているようならそちらのほうをお教えてください。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 私からは構造的な話をさせていただきます。

一般質問でもお答えいたしましたけれども、こちらのほうにつきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づいて事業実施するものでありまして、こちらの構造につきましては、土工指針というのが示されておりまして、こちらのほうの基準にのっとって実施いたしますので、構造的には問題ないというふうに考えております。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） そうなりますと、構造問題ないという形で、その中にはちゃんと震度6強とか震度7とかそういう表記はされているでよろしいでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） ちょっと資料がないもので、詳しくはちょっと覚えていないんですけども、そちらの震度幾つとかそういうところまでは明記されていないと思いますけれども、その基準を満たすことによって全ての構造物等成立していますんで、どこまでというのはちょっとお答えできないですけども、基準は満たしております。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 分かりました。

どうしてもこういう形でもって大きな整備事業になります。そうなりますと、やはり特に防災公園ですので、災害が起こったときにちゃんと使えるかどうかというところは一番大きな問題になると思います。

また、ひびが入ったとかとなったときに、逆に震災の場合ですと本震の後に余震が来る、特に、私も昔ありました伊豆大島近海地震等も経験した中で、1回目の本震のときには崩れなかったけれども2回目の次の余震が来たときにまた崩れたとかそういうこともありますので、ぜひともそういう耐震というところをしっかりと見てからの設計とかそういうところを進めていただきたいと思います。

私のほうは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 同じく防災公園に関係しているんですけども、変更等の説明が住民にはまだ説明ができておりません。

昨日の答弁の中でも考慮するという答弁はいただいております。

この防災公園は、特定の地域の住民が利用するものではないということで、全町民に対しての説明会をいつ頃までに開催し説明会後に変更設計の事業を執行するというところについての町の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 一般質問の中でも答弁させていただきましたけれども、今回の変更については、まず、地元の方たちにも前回は経過は説明しておりますがその後説明していませんので、そのまず地区の方たちに説明をしたいと思っております。

それから、町民の方たちもこれまで町のほうでもまちづくり説明会という形で開いておりますので、そういう中で町民の方にも説明をした、その上で事業を執行していきたいなというふうに思っております。

現在の予定ではそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ぜひ町民に説明していただきたいんですけども、後ろが迫っていると思うので、これいつ頃までに説明する予定なのか、その辺お願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） いつ頃までというかなるべく早くとは思いますが、ただ、地区の方たちの説明をまずしなきゃならないということ、その後には町民の方々の説明をしたいと思っておりますので、一応今の予定では、2月の初め頃を今のところ予定をしていきたいなと思っておりますけれども、まだ不確定な部分がございますので、一応まちづくり説明会という形の中でその中の重要事項という形で説明したいなというふうに思っております。その上で事業執行をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） よろしいですか。

そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今回の13ページの防災公園の測量設計の問題でございます。

一応、この業務については、約4,900万ですか、前に設計をされた。その中で、その当時の理由として、要は議会の議決の部分としましては、記憶の中では説明の中では町が擁壁をつくってその中に土を入れて、当時は町に負担がないというような話だったのではないのかなというふうに思っています。

それを、実際問題、今回の話の中では1億円が町の負担になるとそういう形になるわけです。そういう形になってくるときに、今までの議決案件というのが基本的にはもう無視された形の中で今の計画が進むわけです。

ですので、この件につきましては、町の説明は十分分かっているんですけども、そうなった経緯というのかな、町が国が負担すると言っていた分が町の負担にすり替わってそういうふうになっていった経緯というのが、説明だけは分かりましたけれども、そういうふう

国が変えていったプロセスの中で、国の考え方というのはどういような形なのか。

本来であれば、国のほうで議決案件で変えていった部分についてそのような説明が欲しいんじゃないかなというふうに思うんです。

そこら辺は町と折衝の中で要は国の説明を議員に対して説明会はできるのかできないのか、そこら辺はいかがなものでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 一般質問の答弁でも説明があったと思いますが、国のほうは町の計画に基づきまして発生土を利活用してもらおうという形で、発生土を入れるという業務が、土を入れることが補助という形になりまして、お金という概念ではないんです。

先ほど議員もおっしゃられたように擁壁の部分があると言ったんですけれども、擁壁の部分と調整地の部分、今回それが一体化されるという構造になってしまいましたので、そちらの部分が町の負担分という形になるという考えであります。なもので、国といたしましては土を入れるという考え方で、それは町の計画に基づいて行うものと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 私のほうから少し補足をしたいと思います。

多分、平成30年11月に、まず議員さんに初めて発生土の有効活用という形の中で、この計画についてお示ししたと思います。その時点で当時担当課が総務課だったと思うんですけれども、用地を求めることについて2つの目的がございました。まず、町としては伊豆縦貫道発生土の受入れ場所という意味合いもあって当時は説明した覚えががございます。その中で防災公園というのが今後の町のための計画としていだろうということで、防災公園を目的とした発生土受入れをしようということでお話をしたと思います。

その中で、私どもの当初の説明では国が全てやってくれるだろうと、そういう思いでございました。最終的な詰めるところまでいかなかったんですけれども、実際の詳細設計等をやっていく中でどのくらいかかるかというのが、当時はもっと少ない費用でできるもので、国がやってくれるものだというような想定をしておりました。その後、町が計画を進める中で設計等の中で費用の関係が出てきました。それで、国のほうにある程度負担のお金をお示したところ、やはり国のほうも基準的な単価もあるようなことを聞いておまして、そういう中で協議をした結果が今回の中で10億円ということが、とても町では出せないんで何とかできないだろうかということで、国のほうの負担を頼らないで、町としてその部分については

やって事業を縮小していこうというのが経緯でございます。

そういう中で、特に国のほうとしては発生土の受入れの量が減るものですから、その辺も含めて国の理解いただいて、協議の中で今回の変更の計画となったという、そんなことございます。詳しい単価等について協議会等の中での話は、ちょっと私は承知していないものですから、経過としては大まかそういうことで決まってきたというふうに理解しております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） やはり我々は町の説明の中で、要はこういう費用を承認したりしながらやっていくわけで、基本的に話を聞くと、もう決まっていたことに対して、国はそういうことはできないよというような変更はちょっと考えられるのか考えられないのか、今までずっとその話の中で議会は議決をして事業を承認しながら土地も買って、要は設計もしての話なんで、それを途中から、10億だから国はそんなことをやりませんよという話は国からあるのか、それは、もしかすると町と国の協議の中で生まれた話なのか、そこら辺はちょっと定かでないんで、そういう話をやはり町の言うことだけを聞いてじゃなくして、国のそういう変わっていった経緯について国のほうからの説明というのは伺えないようなものでしょうかね。難しいですか。難しい。そうですか。

だけれども、そうすると議会の議決というのは何なんだという話になるんだけど、要は我々は町の説明を聞いて、土地も買うこともいいじゃない、ヘリコプターが止まれないんじゃない、そこのところを買ってもしようがないじゃないのとか、そういう前提の下に承認をしているわけで、だから、それが変わって行って新たに測量設計までしなきゃいけないという、町の立場に追い込んでいく国の考え方というのがちょっと理解できないんだけど、なかなか難しいという暗黙の話があるみたいですけども、取りあえずそんなことを踏まえた中で、今回この予算に1,041万9,000円か、測量費を計上するわけですけども、これを今計上しないといけないのか、例えばそういう説明をもう少し聞いた中で予算計上ができないのか、スケジュールとすると、一応この前も町のほうの説明もあって令和6年1月から令和6年12月まで、要は測量の期間を設けているわけですよ。この測量が1年間もかかるという、何で1年間もかかるのかなという、そういう部分もちょっと理解できないんで、そこら辺は何ででしょうかね、1年間かかる理由というのは。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 委託の期間につきましては、コンサル等と相談させていただきます。

して、どのぐらいの期間がかかるという話で、12か月という形で回答をいただきましたので、こちらのほうで12か月を想定しております。実際、ある程度の段階でこちらといたしましても協議等をかけたいとは考えておりますけれども、実際12か月と、あと残りの3か月を利用いたしまして協議機関と協議を重ねて、宅造等の規制がありますので、そちらをやっていく考えでおります。

一応、設計業務が主なものという形になりまして、こちらのほうで設計に時間を要しますので、業者の想定ではありますけれども、やはりそれぐらいの期間は必要じゃないかと私たちも考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 設計って1年もかかるものなの、本当に。そうですか。

それで、要は12月までに仕上げるためには今期で予算計上しないと間に合わないということ。要は1月から作業に入りたいということ。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 今の想定でいきますと、1月以降に、こちら宅造の規制区域になっておりますので、宅地造成の関係の許認可の関係の調整があります。こちらのほうの期間が3か月以上かかると言われていまして、なるべくであればもっと早めに1月からやる予定ですけれども、そちらの委託が完成次第、早めにそちらのほうに協議をしたいと考えております。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） 今、1月からという話も出ているんですけども、先ほど上村議員の質問で町長が答弁したとおり、住民説明会のほうが先行して、その後、事業執行ということになっておりますので、そのタイムラグが出てきますので、その辺は承知していただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） そうすると、1月じゃなく2月頃に要は説明をされて、説明で理解が得られなかったときはどうなんですか。3月になるんですか。

この予算計上するその理由というんですか、やっぱり議員たちが納得できる形の中で、要はそういう不安定な要素があるのであれば、これ税金を使う話なんで、だから、あえて私は

話をしているわけでございますけれども、だから、これはやっぱり延ばせないよという理由であれば、先ほど言われた1月頃から要は事業に入らないといけないから、もう間に合わないよ、でも町は片方は2月の説明会の以降だよ。だから、そこで要はタイムラグが必然的に発生してくるわけなんだけれども、だから、そこら辺の町の中での話もしっかりした形の中で積み上がった中で、要は議会の議決をもらって事業を進めていただきたいな。

議会の議決というのは、やっぱり我々はすごく重たいと思っているんで、重たくないような事業なんて何もないんで、例えばそれが1万円の事業であっても、これは適正か不適正かということは、やはり議員の中で、みんなやっぱり真剣に議論していますんで、そこら辺も含めて、これは3月上程では難しいんですか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今回、設計変更については今議会に提案をさせていただきます。というのは、昨日、今日の一般質問でもお答えしておりますけれども、防災公園ということで今後進めていくためには、どうしても発生土の受入れ等の関係もでございます。そういう中で今議会でも承認いただいて繰越明許という形で進めたいということもでございます。

というのは、国のほうとの協議の中で発生土の受入れの問題もでございます。国のほうとしても、できるだけ早く発生土を受け入れたいという話もございまして、その中で協議をしてきた結果でございます。確かに前後している面もございましてけれども、私どもとしては町民の方々にも議員の方々にも努力をして、現計画が進むということでご理解願うように最善の努力をしていきますので、後の発生土の受入れの部分もございまして、何とか本議会での準備として設計等の費用をご承認いただいて、できるだけスムーズにいくような形で国との協議も既にしてございまして、そんな形でご理解願いたいと思います。大変申し訳なく思っておりますが、何とかその辺をご理解いただいて、何とかこの事業が進むようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 令和7年の当初から発生土を埋めていると。令和7年の土というのはどこの土が入っているんですかね。そこら辺も分からないんだけれども、まだ天城トンネルは掘り出してはいないんじゃないかなというふうに思うんだけれども、その土はどこから持ってきて、要はそこに入っていくのか。そういう内容も実際問題、あまりまだ不明な部分もある。

なおかつ、これ1回不信に陥ると再度不信が積み重なっていっちゃうんで、これからの防災公園のシステムの中で、要は何をどれだけどういう建物ができて、先ほども話題になりましたけれども、遺体の処置の問題だとか、そういうのもそこに組み込まれるのか、実際問題、消防本部もどこに行くか分からない。緊急時の対策本部と、その防災公園の関係のシステムで、どこが主体になってやっていくのか、そういうようなことも含めて、やっぱり一応、町のほうからの説明を受けた中で事業は進んでいってほしいな。

実際問題、ここで予算を承認するという事は、その事業を前向きに進めていいよという答えになるので、そこら辺をやっぱり、これからもしここで予算を要は認めるのであれば、俺一人反対したってしょうがないんだけど、もしそうであれば、要は町のこれからの防災公園に対する説明を随時しっかりしていただくというような約束みたいなものをいただいて、今回この予算は通しましょうとかそういう話になれば、私としては承認せざるを得ないのかなという考え方を持っているんで、そこら辺はどうでしょう。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） これは、昨日の一般質問、今日の質問でも答えておりますけれども、今後やはり町民の説明会、議員の説明会を丁寧にしながら進めていきたいなと思っています。今回の予算についても先ほど答弁したとおり、町民説明会等も踏まえた上で事業執行していきたいと思っておりますし、そういう面で国の発生土の受入れのこともありますんで、ただ今後の施設計画についても形が見えてこないとできない部分もございますんで、その都度ということになりますけれども、取りあえず発生土の受入れをした上で造成をしたいということが当初の目的の中の重要な部分でございますんで、そういうことで今回の予算についてはご承認願えればと思っております。今後そういうことで努力したいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 事前にやっぱり説明をしていただくということでお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） その他、質疑がある方は挙手をお願いします。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） すみません、2回目の質問ですみません。

まず、私、本当にこの防災公園、非常に重要な施設だと思いますし、やはり進めていくのが必要だと思います。また、伊豆縦貫道につきましても、どんどんやはり進めてもらって、

町民の生活がよくなっていくため、両方がやるための防災公園という認識だったんですが、1つちょっと、ここまでいろいろこの議会におきまして、10月の説明会からこの議会におきましていろいろ説明を聞いた中で、私、すみません、前の平成30年のときはまだ議員でなかったもので一番最初の説明というものを聞いておりません。ただ、10月の説明会の際に、その平成30年のときの資料等をお願いしまして、また同僚からいろいろ説明をしてもらったときに、先ほど渡邊議員からも発言ありましたが、当初は町の持ち出しはなしだった。けれども、今回の説明を聞いていると、そういう持ち出しがなかったというようなことは言っていないとか、それは一切説明していないという形の説明に聞こえるんですけども、そうなりますと平成30年に議会が承認したということに対して、町のほうからちゃんとした裏打ちのある説明がされていなかったというふうに、私、今ちょっとおぼろしく思っていて、そうすると平成30年に遡った説明会の議事録も見えていないんですけども、我々これからいろいろ町民と話をしながら、やはり平成30年にも議会は承認しているんじゃないかと、だから、どんどんやっているんじゃないかと、おまえら、ちゃんと話を聞いていなかったんだという形でもって言うてくる方もおります。いるかと思うんですよ。

そうすると、この平成30年、一番最初に議会が承認したことについて、ちゃんとした説明がされていたのか、それとも変な話、こちら議会のほうが聞き間違いでもって、本当はちゃんとお金かかると言っているところを聞き逃して承認したのかということ、今後ちょっと問題になってくるんじゃないかと思うんですけども、そうなったときに、この平成30年の議会のそのときの説明の議事録とかそういうものを、今から遡って修正とかというのはできるのでしょうか。できないですよ。そうなりますと、本当にじゃ……

[発言する人あり]

○1番（正木誠司君） ええ、分かりました。これからのことを考えれば、やはり前向きになっていく中で、先ほどの説明という形でもって進めていただきたいと思いますので、今後は行政及び議会が両方が両輪となって進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか、質疑がある方、挙手をお願いします。

10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 私も先ほどからちょっと聞いていて、私自体は防災公園はどんどん進めていただきたい、このように思っています。これはやはり時間がかかることですので、やはり町側も当局ももっと丁寧な説明をして、特にトップである町長のほうは陳情にも何度

も行っているわけで情報をよく分かっているわけですね。今後どこから発生土が出るかということは、須原から箕作、もうトンネル掘り始めているわけですから、そういう点で議員内でも分からない人いるようですね、そういう説明をしながら、もっと理解を求めて、なおかつ私申し上げたいのは、前々から言っていますけれども、河津町独自でも国交省へ陳情はどうだかと、これもぜひともお願いしたいんですよ。以前はそのような形でやって、年間110億の縦貫道の予算も使いましたし、やはり熱意が伝わらないと国交省は予算配分してくれません。特に財務省だつて行けば必ずきついことを言いますよ。これ当たり前の話で、以前は県下でも伊豆縦貫道が一番予算取っておりました。三遠南信道よりも、みんなこっちへ引っ張ってましたんで、やはりこれは地域の努力ですね、陳情とか。この地域で盛り上げる、それが大事だと思うんで、そこら辺を踏まえて、今後、町政を進めていただきたいし、この防災公園についても多少の予算は私は仕方がないと思っています。とにかく進めること、国に陳情するばかりじゃなくて国で困っていること、発生土で非常に困っています。これ一番困っているのに、一番身近な近くが一番受け入れなきゃならない河津町が、今までどれだけ受け入れたかということですね。

今後もう少し真剣に考えて、もっと発生土の土量を十分受け入れられるような、例えば渡邊議員からも前から話ありますけれども、河津浜から谷津にかけて土砂を埋めるであるとか、その辺の調査費さえも上がってこない。だから、やっぱりそういうところを考えて町政を進めていただきたいと思います。それだけです。

○議長（遠藤嘉規君） その他、質疑がある方は挙手をお願いします。ございませんか。

2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ちょっとすみません、次元が違うことをお聞きしてすみませんけれども、以前も説明を受けた例えば今の防災公園というのは構造上の問題とかいろいろあって、建築設計というのも僕なんかには深く分からないんですけれども、七滝の公衆トイレの造り直しというのも以前説明があったんですけども、そのときにどういうトイレになるのかなというふうに同僚議員が説明したときにも、町側の説明はあまり具体的なプランというのをお聞きできなかったんですけども、こういうふうに建築設計業務を委託するときに、役場なり町の意味とか、こういうのをつくってほしいというプランを出した具体的な設計をもらうみたいなことはされているのですか。

例えば、この間も質問したときに、多目的トイレというのはどうなんですかと誰かが聞いたら、当然造りますよねぐらいの話なんですけれども、多目的トイレは男、女と違うところ

に造りますとか、そういうようなプランというのは町は設計会社に出していくものなのか、通常、どうでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 七滝の公衆トイレの現状ですけれども、今のところ委託に出すには、まず購入させていただいた土地の要件がございます。土地の要件と浄化槽の要件、それによって建てる面積も変わってきますけれども、おおむねの概要、先ほど言ったように今ある便器の数、それにプラスして使い勝手のいいような、多目的を1つにするのか、それとも各男女で設けるのか、そういったこともちょっと面積要件の中でとか、あと浄化槽の条件とかそういったものがありますので、そこはちょっと設計業者と話し合った中で決まってくると思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 北島正男議員。

○2番（北島正男君） それで結構です。設計会社さんと十分打合せをして、いいものを造るべきだと思います。あそこのトイレというのは、七滝観光地の入り口になりますし、今のトイレというのはちょっと悲しいトイレになっているから新しくなるのはいいんですけども、あそこの七滝観光地全体をジオパーク内のグレードの高い観光地にしていこうと町が言っているんだから、トイレもそんな華美にすることはいいんですけども、使いやすいトイレを造っていただければと思います。

公衆トイレって、すごく進化しています、いろんな町ではね。だから、その辺もお勉強して、いいもの、使いやすいものをお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） その他、質疑がある方はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） それでは、質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第61号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

14時35分まで休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第9、議案第62号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第62号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,091万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

健康増進課長に申し上げます。

説明長くなるようでしたら、着席をお願いします。

○健康増進課長（土屋典子君） ありがとうございます。

議案第62号について説明させていただきます。

提案理由でございますが、河津町国民健康保険税条例の一部改正により、産前産後の被保険者の国民健康保険税減免分を減額し、また国民健康保険税システム改修委託料を増額するものでございます。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順で述べさせていただきます。

単位は1,000円でございます。

1 款国民健康保険税△1万7,000円。

1 項国民健康保険税、同額でございます。

7 款繰入金111万7,000円 1 項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計110万円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費110万 2 項増税費、同額でございます。

歳出合計110万円。

3 ページ、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括については説明を省略させていただきます。

5 ページをお願いします。

事項別明細書2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、内容の説明させていただきます。

単位は1,000円でございます。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税△1万7,000円

1 節医療給付費分現年課税分△1万2,000円。

普通徴収保険税 2 節後期高齢者支援金現年課税分△5,000円、普通徴収保険税、計△1万7,000円。こちらは産前産後の国保税減免分を減額するものでございます。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金111万7,000円、5 節その他一般会計繰入金111万7,000円。

今回補正の財源でございます。産前産後の国保税の減免分や歳出に計上しているシステム改修の委託料については、国県負担金や特別調整交付金として補填される予定ですが、歳入する時期が令和 6 年度になる見込みのため、今回、補正の財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

次のページをお願いします。

事項別明細書 3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 2 項徴税费 1 目賦課徴収費110万円、12 節委託料110万。産前産後の国保税減免に伴う国民健康保険料システム改修委託料でございます。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第62号 令和 5 年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第10、議案第63号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第63号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,568万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

福祉介護課長に申し上げます。

説明長くなるようでしたら、着座をお願いします。

○福祉介護課長（土屋 勉君） ありがとうございます。

それでは、私から議案第63号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る委託料及び介護予防サービス計画給付費を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は1,000円でございます。

3款国庫支出金46万3,000円 1項国庫負担金10万円、2項国庫補助金36万3,000円でございます。

4款支払基金交付金13万5,000円 1項支払基金交付金、同額でございます。

5款県支出金6万2,000円 1項県負担金、同額でございます。

6款繰入金39万2,000円 1項一般会計繰入金、同額でございます。

9款繰越金10万8,000円、1項繰越金、同額でございます。

歳入合計116万でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費66万 1項総務管理費、同額でございます。

2款保険給付費50万 2項介護予防サービス等諸費、同額でございます。

歳出合計116万でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、内容の説明をさせていただきます。

3款国庫支出金 1項国庫負担金 1目介護給付費負担金10万、2項国庫補助金 1目調整交付金3万3,000円 7目介護保険システム改修事業補助金33万。

4款支払基金交付金 1項支払基金交付金 1目介護給付費交付金13万5,000円。

5款県支出金 1項県負担金 1目介護給付費負担金6万2,000円。

6款繰入金 1項一般会計繰入金 1目介護給付費繰入金6万2,000円 2目その他一般会計繰入金33万。

次のページをお願いします。

9款繰越金 1項繰越金 1目繰越金10万8,000円。

今回の補正の財源でございます。

次のページをお願いいたします。

事項別明細書3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費66万円。介護報酬改定等に伴うシステム改修に伴う委託料になります。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費7目介護予防サービス計画給付費50万。介護予防サービス計画が当初見込みより増加していることから増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第63号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎選挙第2号

○議長（遠藤嘉規君） 日程第11、選挙第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされています。

このたび、町議会議員区分から選出すべき議員のうち2人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、町議会議員区分において選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りします。

選挙結果については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（遠藤嘉規君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に5番、渡邊昌昭議員、7番、上村和正議員を指名します。

候補者名簿は配付してありますとおりです。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申します。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（遠藤嘉規君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（遠藤嘉規君） 投票箱の確認は異状なしと認めます。

記名のほうはよろしいですか。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

[事務局長点呼・投票]

○議長（遠藤嘉規君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番、渡邊昌昭議員、7番、上村和正議員、開票の立会人をお願いします。

[開票]

○議長（遠藤嘉規君） 開票の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票数 10票

無効投票数 ゼロ票

有効投票のうち

遠藤 豪君 ゼロ票

遠藤嘉規君 9票

西田 彰君 ゼロ票

疑問票 1票

以上のおりです。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

---

◎議員派遣の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第12、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

---

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第13、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年河津町議会第4回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

## 議案等審議結果一覽

## 議案等審議結果一覧

令和5年第4回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	5.12.6	認 定 中 村 智 美
同意第4号	教育委員会委員の任命について	〃	同 意 稲 葉 亜 紀
議案第57号	河津町犯罪被害者等支援条例の制定について	〃	原 案 可 決
議案第58号	河津町印鑑条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第59号	河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第60号	静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について	〃	〃
議案第61号	令和5年度河津町一般会計補正予算(第7号)	〃	〃
議案第62号	令和5年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第63号	令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決 定
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	〃